

げ、次期議會に成案を提出するに至らんことを期す。云々と述べたのも、畢竟これが爲めに外ならなかつた。

加藤首相は、税制整理を始め其の他の重要施設を、引續き三派協調のもとに行はんとするの決意を有してゐた。これは、首相が第五十議會の直後において、憲政會の黨員に對し、『今議會で、幾多重要政策の實行の緒に就いたことは、三派協調の與つて力あつたのによるは勿論である。今後、諸般の政策を實行するに就いても、飽くまで協調關係を持続せなければならぬ。予は斯かる基調の上に、非常なる決心を以て、今後の政局に臨み、初志の貫徹に力むる覺悟である』と語つたのに依るも明かだが、しかし、實際の政局は、首相の期待を裏切つて、夙に私たちをして、協調の前途に、頗る危惧すべきものあるを想はしめてゐた。といふのは、右の第五十議會の開會中においてすら、法相横田君の病歿(二月四日)により、小川(平吉)君が、その後任として入閣(二月七日)して以來、政府對政友會の關係には、從來のやうな滑らかさを失ひ、その甚しきに至つては、普選案討議に際し、政友會の領袖

のうちには、憲政會案よりも、急進的な案を固持して、政府と貴族院との妥協を妨げ、之により、普選案を不成立に陥れて、一舉に加藤内閣を倒すべく策動をしたものも見受けたからである。さやうな人達に對つて、協調を尊重して、ともに國策の遂行に當れよなどと云つたところで、それは猿猴をして水中の月を捉へしめんとするにもひとしい、無理な註文に過ぎないではないか。

加ふるにまた、他方から見れば、その政策上において、最初から、政友會と憲政會との間には、可なりおほきな懸隔があつた。その懸隔は、およそ世界經濟の動向に頓着せず、十年一日の如く、積極政策を謳歌して、インフレーションに拍車をかける政黨と、國家を破産の危機より脱せしめんために、デフレーションによつて、財界の再建を圖らうとする政黨との對立において、もちろん不可避のことであつた。夫れにも關らず、兩政黨が互に歩み寄つて、什麼にか協調を保つて來られたのは、一は、超然内閣の續出に脅かされて、政黨政治の運命が危殆に瀕したからであり、二は、民衆の要望に促されて、是非とも普選案を成立せしめね

ばならぬ立場に置かれたからである。故に、その二つの問題が、什麼にか目鼻が附いた以上、兩政黨のいづれかより、先づ協調を清算して、舊の立場に復らうとする運動を起すのは、おそらく自然の勢ひであるとも謂へよう。従つて、此の意味においても、第五十議會以後、なほ引續き聯立内閣のもとに、諸般の政策施設の實行に當らんとした加藤首相の決意は、所詮畫餅に屬せざるを得なかつたのである。

三、正面衝突の危機迫る

憲政政友の協調決裂は、右に述べた如く、既に「時」の問題になつてゐたけれども、しかし、高橋君が總裁として、政友會を統率しつゝあつた間は、なほ幾分の命脈を繋ぎ得られた。

高橋君は、信義を尙び、然諾を重んずる政界の宿老である。原内閣當時の君の謂ゆる積極的財政々策に就いては、私たちは、根本方針を異にしてゐたので、すぶん無遠慮に警告もすれば、また、手痛く攻撃もしたものであるが、君の人格に對しては、常に中心敬意を表するに吝かでなかつた。加藤伯は、よく人に對つて、『私は正直に、真面目に、政治は遣るべきものと信じ、此の點では、敢て人後に落ちないつもりである』と云はれた。正直さにおいて、高橋君と加藤伯とは、政綱政策の差違如何に拘らず、互に靈犀一點相通するものがあつた。此の兩黨首の性格上の共通點が、清浦内閣倒壊前後、兩黨を緊く結びつけ、同時に、聯立内閣の楔子となつて來たのである。

ところが、肝心の高橋君が、端なくも第五十議會終了早々、政友會の總裁を辭し、聯立内閣から身を退くことになつた。加藤伯が、同君より右の申出を受けたのは、四月三日（大正十四年）であつた。實に突然のことのやうであるが、同君にしてみれば、豫定の行動で、その辭意の如きも、前年末に昵近者に漏らされてゐたので、斯黨の最近幹部は、それ以來、頻りに後任總裁の詮衡に耽りつゝあつた。それが、いよいよ陸軍大將田中義一男といふことに決定したので、高橋君は、伯に對し、正式に引退を申出でたに外ならなかつた。

高橋君は、何故に總裁を辭した歟。云ひ換ふれば、政友會は、何故に同君を慰留することが出来なかつた歟。高橋君は、往年第一次山本内閣成立の初め、原總裁の懇請に依つて入黨して以來、心身を傾倒し、且つ尠なからざる資財を抛つて、黨の爲めに盡してきた人であるは謂ふまでもない。原總裁歿後、君はその後を承けて、斯黨を卒ゐるに、牢乎たる政治的信念を以てし、信念の爲めには、黨の分裂をも敢て辭せず。彼の憲政の常道に逆行して清浦内閣出現當時、床次、山本（達雄）、元田、中橋君等の各領袖を始め、一舉、百四十有餘名の脱黨者を出だしながら、殘壘を守つて、敢然、内閣彈劾の旗幟をおし立て、みづからは子爵の顯位を去つて、衆議院に現はれた。さうして素志を達して、護憲内閣を組織するにおよび、嘗て内閣首班の官歴ある君は、農商務大臣の一椅子に就いて、毫も不滿の色はなかつた。斯くの如きは、信念の人たると同時、胸間紫綬の外に、別天地を有する宏量の君にあらずんば、容易に能はざるところとせられた。さうして君が、組閣の後、いまだ一歳ならずして、何故に、遽々然として黨首の地位を田中男に譲り、相位を退いて、風月を友とせねばならなかつたのであらう歟。

田中男は長閥の寵兒。夙に山縣公の眷顧をうけ、寺内伯の後を襲いで、軍政を司るものは、男の外にはないと見られた。男が政界に志を寄せたのは、日露戦争の後、麻布第三聯隊長の頃からであつたと謂ふが、或ひはそれ以前であつたか、穿鑿の限りでない。明治四十五年、第二次西園寺内閣の時、君は陸軍軍務局長として、二箇師團増設問題を提げ、山縣公の意を承けて内閣に迫り、遂に大正初頭の政變の導火線となつた。私たちが君の行動を注意し始めたのは、その時分からのこゝであるが、男は爾後ますます、軍部に地盤を堅めて、大正七年の原内閣に陸相に擧げられ、長閥を背景として縦横に活躍した。原首相が普選に藉口して第四十二議會の解散を決意せるとき、男が之を知つたのは、閣僚中の何人よりも先であつたといふ一事。既に當時の男が、政界において隠然たる勢力の持主となつてゐたことを知り得よう。在閣中、大袈裟なる西比利亞駐兵を強行して、尼港事件を勃發せしめ、次いで臣節問題に崇られて野に下つたことは、もちろん成功とはいへぬが、後ち大正十二年、第二次山本内閣に迎へられてふたゝび陸相となつた。男が政界への進出は、その當時より一層拍車を掛けたのであつて、その軍職を捨て、政友會の入躰となつたことは男にしては、蓋し當然の行き方であらう。が、會て陸軍大臣たり、現に陸軍大將たるの

適任者は、それゆゑに、政黨々首として、高橋君以上に適任であるとは、什麼して、折紙が付けられ得よう。

政友會が高橋君を引留めずして、田中男を迎へたことに、加藤首相を始め、私たちは、そぞろに危虞の念を懐かざるを得なかつた。爲めに、護憲三派の協調に龜裂を生じ、政局に動搖を來たすの避け難きを、此の時、既に豫想するに苦しまなかつたからである。

四月十日、政友會は協議委員會を開いて、田中男推戴の議を決し、こゝに男は正式に政友會總裁の任に就いた。そこで、加藤首相は男に對し、高橋君の後（農相兼商相）を襲いで入閣せられんことを、極力勧めたけれども、男は總裁新任早々黨情の許さざるところだと云つて應諾せず、自分の身代りとして野田（天塊）、岡崎（邦輔）の兩君を入閣せしめた。之により同月十七日、野田君は商工大臣に、岡崎君は農林大臣に、各親任せられ、同時に、犬養遞相および宇垣陸相の斡旋によつて、加藤田中兩黨首の間には、その政綱政策に就いて、完全なる諒解ある旨の協

同聲明が發せられた。「田中男は入閣せざると否とに拘らず、責任を以て、現内閣の政策を、援助すること」といふのが、その聲明の核心であつた。

だが、右の聲明は、田中男にとつては、世間態をつくらふ通り一遍の申譯け以外の何物でもなかつた。翌五月に入るや、政友會は何等政見の一致を示さずして、革新俱樂部および中正會の一部と合同し、且つ政友本黨の切り崩しに着手して、謂ゆる第一黨計畫實現の第一歩を着けた。それが、近き將來に三派協同の埒外へ踏み出すべき豫備行動であるのは、何人の目にも看取された。

五月三十日、犬養君は遞相を辭任し、憲政會の安達謙君が之に代つた。護憲三派内閣は、二派内閣となつた。越えて六月二十日、政友會の少壯代議士および院外團は、大會を開いて政府の施政を批判し、特別決議として『協調の爲め吾黨黨是を迂ぐるを許さず』と宣した。從來の經緯により、明らかに、これは、兩派の手切れの近きにあるを、民衆に告ぐる政友會の烽火と見られた。かうなれば、曩きに内閣を辭する際、その條件として、三派協調の現状を動搖せしめぬことを首

相に誓つた高橋君が、自黨の不信をいかに憤つたとて、最早や何の詮もなかつた。兩派正面衝突の危機は、刻一刻迫つた。

四、税整案に懸かつて内閣總辭職

正面衝突は、遂に此の年(大正十四年)七月末、濱口藏相官邸に開かれた税制整理案の閣議席上に持ち來された。そのことは、今も世上周知の事實なるが爲め、私は省筆しても差支あるまい。之に對して政友會側では、その責、憲政會の方にありと云ひ張つた。何故なら、此の税制整理案は、前年の普選案の如く、政憲兩派の意見交換に依つて、之が原則、および大綱を決したものでなく、濱口藏相が、單に憲政會の主張に聽き、大藏省独自の見地に基いて立案せるものであり、且つ整理の意義においても、徹底を缺いてゐて、到底吾黨の承認し得ざるものであるからだと。さうして、彼等は憲政會を攻撃して曰ふ。眞に加藤首相以下憲政會の關係にして、兩派の協調を尊重するならば、何故に、地租委讓、その他、政友會の傳統

的政策を考慮に加へ、その主張を適當に按配して立案しなかつた歟。また、その整理方針においても、政友會は、地方税制と中央税制と不可分の關係にあるを主張するものだが、何故に、濱口藏相は、この主張を顧みずして、兩者を切り離し、憲政會案を以て協調案とし、我々に審議を進めんことを強要したのである歟。斯くの如きは、最初より協調の誠意なく、政友會をして憲政會の意の儘に隨從せしめんとするものなるが故、たとひ決裂を賭するも、吾黨は反對せざるを得なかつたのである、と。

憲政會側ではこれを反駁していふ。濱口藏相は、斷じて、憲政會の意見を聽いてのみ立案したのではない。税制整理本來の見地に立脚し、憲政會の閣僚諸氏にも諮るところなく、大藏省が祕密裡に立案したものであつて、これは普選案の場合と、案の性質が、全然相違してゐるからである。また政友會は、地方税制の整理と相俟たずして、中央税制の整理のみを急ぐは不合理であるといふが、大藏當局は、決して地方税制の整理を閉却してをるわけではない。内務當局とも交渉

して、現在その審議立案に當つてゐるが爲め、地方税制整理實現の期も遠しとせぬ。加之、國民の負擔に増減を來たさず、その負擔の均衡を圖るよう、税制整理を爲すことは既に前回の閣議において決定して居るところであり、従つて大藏當局は、右既定の方針に基いて、本案を立てたもので、その間、秋毫も、黨略的見地を挾んではをらぬ。然るに、これを以て政友會閣僚は、憲政會に協調の精神なしといひ、徒に他を攻撃するのみにて、何等具體的提案をなさず。また修正案も示さず。屢々閣議を遷延せしめ、遂に決裂の止むなきに至らしめたるは、要するに、彼等の争ふところのものが主義、抱負、經綸に據るにあらすして、協調破棄の口實を茲に求め、以て倒閣の野望を達せんとするに外ならないからである。

私は、兩派の主張の、その孰れが正當なりやは、敢て後世の史家を待たずとも、識者は當時において、既に判断するに苦しまなかつたこととおもふ。のみならず、假りに政友會の主張が、或る程度、正當の理由ありとし、憲政會の態度に慊らすとするならば、閣議の席上に、その理由を説明して、加藤首相の反省を求め、若しそれ

が容れられざる場合、斯黨の閣僚一同は、決然辭表を叩きつけて、堂々、天下の公議に懃ふれば可いでないか。現に、加藤首相はこの點を慮り、七月三十日の閣議において、小川、岡崎兩君を別室に招き、「兩大臣は、他の閣僚と意見を異にし、税制案の審議に反對せられて居るが、兩大臣は、その進退につき、如何に考へてをられるか」と質ねた。その時、兩君は、何等考慮してはゐないと答へた。更に、翌三十一日すなはち最終の閣議劈頭、首相は重ねて、進退問題を問ふたが、その際に、なほも濱口案の撤回を迫り、自己の進退に就いては、考慮はしたが、辭職する意思はないと云つた。政友會が、謂はゆる「抱合心中」の戦法を以て、内閣を倒すの決意、牢乎として動かし難きは、これでいよいよ明確となつた。憲政會側の閣僚中には、事茲に至るまでには、小川、岡崎兩君に對し、上奏免官の説をなすものもあつたが、首相は斷じて耳を傾けなかつた。兩君の言を聞くや、首相は儼かに「意見の不一致は遺憾であるが、斯くては、政務の進行困難なるを以て、辭職するの外なし」と云ひ、即刻、總辭職の手續におよんだ。總辭職は、政友會の思ふ壺であつた。首相が進んで、これに落ち込んだのを見て、田中總裁以下、政友會の人々は、無上の満足を感じ、

一齊に杯を舉げて、萬歳を叫んだ。

しかも、政友會側の満足は、僅かに、一夜にして裏切られ、大正十四年八月一日、組閣の大命は、ふたゝび、加藤伯に降下した。第二次加藤内閣、すなはち加藤單獨内閣は、斯くして成立し、新たに法相に江木翼君、農相に早速(整爾)君、商相には私が、各就任した。

これよりさき、加藤聯立内閣成立直後、第四十九臨時議會(大正十三年六月二十八日開會——七月十八日閉會)に、政務官設置に關する豫算案が通過するや、加藤首相は、若槻君を通じて、私に内務政務次官に就任するよう懇懇された。兄の直輝を始め、私の周囲の人々は、舉つて反對した。多年政界に馳驅してゐる身が、今更ら、政務次官でもあるまいではないかと、いふのである。その心持ちは、私にも解つた。しかし、皆が反對するといふことが、却つて、私をして、逆に、應諾の返事を書かしめた。土佐人の謂ゆる、イゴツソウ(回想録第一〇八頁参照)の血が、斯うした場合によつて、私を示唆したものはあるが、しかし、私は私が此の際、政務次官に甘んじて、就任することには、二つの意義があると考へた。

その意義の一つは、之に依つて、政黨員の熾烈なる獵官熱に對し、自省するところあらしめようといふことである。當時、加藤伯の組閣に際し、大臣の任命に漏れた三派の最高幹部の不平は、可なり激しかった。取りわけ、憲政會では、これまで雌伏十年の苦しみに堪へてきた。それが、やつと報ひられて、政權を獲得したのに、自分は捨て置かれて、大臣になれないといふ。その不平には、あながち無理とはいへないものがあつた。しかし、無理がないからとて、不平の募るに委せておいては、黨の統制は紊れ、政府の綱紀は弛廢しよう。さうなつては大變である。そこへ、片岡が政務次官を欣諾した。あの強情な男でさへも、小言をいはなかつたといふことが、傳はれば、斯うした黨内の不平は、或る程度まで必ず緩和しえよう。なほ、いま一つの意義は、政黨政治運用の本義より觀て、政務次官の使命は、斷じて忽せにすべきでないといふことを、事實の上に知らしむることが、私の就任に依つて、幾分にも、出來得ようかといふことであつた。さう考へて、八月十二日政務官設置の官制公布と同時に、私は若槻内相のもとに、政務次官となつたのである。

約一箇年の政務次官時代において、私は、實に多くの得難き貴重なる經驗をえた。明治二十二年以來、官界を離れてゐた私には、中央行政の實際に參して、小大の政務を、親しく司

ることが出来、これに依つて、往年の経験を新たにするとともに、政務運用の機微に通ずることが出来たことは、何といつても、非常なる収穫であつた。當年の収穫は、後ち商相蔵相となるにおよんで、一方ならず役立つたのであつた。

私は、斯うして内務省に入るや、従來の煩鎖なる官僚式の遣り方を一掃し、若槻君を補佐して、極力政務の進捗を期した。大臣を煩はすまでもないことは、遅滞なく、自分で決行した。それをみて、貴族院の永田(秀次郎)君等は、片岡は、次官ではない、事實上の大臣である、といつて、笑つたさうだ。だが、商工大臣となつて以後の私は、秘書官のする仕事まで、手を下してするといふので、片岡は、一かう大臣らしくないといつて、批難せられた。

正直にいへば、私は、政治家としての立場においては、秘書官も、政務次官も、また大臣も、世間でおもつて居るほど、それほど、たいした違ひのあるものではない、と考へてゐる。さういふ考が、取りもなほさず、私の政治的行動を終始一貫支配したものに外ならないとおもふ。

第三 商相としての回想 上

商工省が農林省とともに、農商務省から分離獨立して、後ち、僅に四箇月餘の間に、主務大臣は三度も替つた。

初代の高橋(是清)君は、農商務大臣以來の引續きではあるが、商相就任後、僅に十七日目に挂冠し、其の後を承けた野田(卯太郎)君も、在任百十餘日で之を辭し、商相の椅子は、唯ほんの腰掛けに過ぎなかつた。兩君がいかにかに非凡の政治家であるにしても、かやうに在職期間が短くては、ほんたうに纏まつた仕事が出来よう筈はないのである。

政局の動きは、且にして夕を測り難い、それは、もとより謂ふまでもないことである。故に、三代目に舉げられた私とても、何時その椅子を次代に譲らねばならぬかも知れないのだが、しかし、苟も此の商工省なるものが、産業振興に關する

加藤内閣の抱負と熱意とを、一世に擧示するために、新設されたものであるからには、たとひ一日たりとも、任に此の機關の運用に當る以上、せひとも最善の努力を盡くして國策の遂行に貢獻するところがなくてはならぬ。殊に多年、民間の事業界に在つた私が、端なくもいま、相位に列し、此の重任を帶ぶることとなつたに就いて、其處に私は、一種言ふべからざる感激に、打たれざるを得なかつた。

もちろん、官廳の仕事といふものは、總て組織の力に依つて運用せらるゝものである。すなはち組織そのものが、おのづからなる原動力となつて、全般に働きかけるやうに出來てゐるのであるから、之に個人的志向を加へ、その志向のまゝに動かすといふことは、甚だ容易のことではない。無爲碌々の徒でも、大臣は勤まる。なせなら、組織が仕事をして呉れるからである。其處に官廳の長所がある。しかし、高材達識の人物が乗り込んできても、おもふやうに手腕は揮ひ得ない。組織が、斯うした個性的活動を抑制するやうに、類型的要素を以て、組み立てられてゐるからである。此處に官廳の短所がある。世に謂ふ官僚風とは、畢竟

これを指すのに外ならぬのであるが、私は什麼かして、此の官僚風を矯め、組織そのものに附隨する諸般の短所を補うて、出來得るかぎり個性的要素を取入れ、組織全般の能率を發揮せしめたいとおもつた。

一、初訓示と面會時間

私は親任式直後、初登廳の日に省内の官吏を一堂に集めて、次のやうな訓示をした。簡單ではあるが、それは、商工行政に對する私の信念の披瀝に外ならなかつた。

私は第一に、商工省といふところは、極めて地味な仕事をする役所である。その大臣は、取りもなほさず實業界の元締であり、各會社の總番頭とも心得てよいのであると云つた。それゆゑに、本省の官吏たるものは、斷じて役人かせを吹かせては成らぬ。謂ゆる官僚氣質を離れて、敏速且つ親切に、事務を處理するを要する。云ひ換ふれば、役人だぞといふやうな舊式の觀念を脱して、諸君はまめや

かな番頭手代の心もちで、人々に接觸し事務を濫滞せしめぬよう、てきばきと片付けて行つて貰ひたい。しかしまた、一方において、諸君は決して自ら輕ずる心があつてはならぬ。本省の政策施設——すなはち其の命令、監督、指導の當否如何は、ただちに業界の消長に深甚の影響をおよぼし、惹いて國運の隆替に大關係を有するを自覺し、諸君は、其の職分の重要性に鑑み、國家的信念を以て、事に當られんことを希望して止まぬと——。

以上が、私の初訓示であつた。

私はまた、省内における新聞記者の訪問に對しては、その面會時間を五分間に制限した。さうして、出来るかぎり要務を繰合はせて、迅速に面會することにした。もちろん、用談中などの場合はさうもならぬが、成るべく記者諸君を待たさぬように注意を拂ひ、他の訪客は後廻はしにしたのであつた。

新聞記者が、大臣に面會を求めるとは、決して個人的の用件のためではない。記者の背後には、民衆があり、社會がある。それゆゑに、政務の要衝に立つ者は、つ

とめて記者に接し、新聞紙を通じて、政府の政綱政策を世上一般に知らしめるを捷徑とする。私達の仲間において、俗に新聞嫌ひと稱し、記者に會ふのを、非常に億劫がる人もあるやうだが、私は、政府當局の意の存するところを報道することによつて、官民の間を結びつくるものは、何といふても新聞紙にまさるもの無しと信じてゐる。此の意味から、私は部下に命じて記者諸君と會見の便を計らしめたのであるが、さりとて五分間以上に涉つては、時に執務上に支障を來たすおそれがあり、且つ大概の談話は、五分間もあれば要領を得るに苦しむまいとおもつたので、さう制限した次第であつた。

二、出勤時間勵行の嚴達

これについて想ひ起すことがある。

私は就任以來、かうして、官僚式の打破と事務簡捷とをモットウとして、部下の董督に力めたが、そのうち登廳して、それとなく、省内の人々の勤務振りを見てゐ

るうちに、いま一つ引き締めねばならぬものを感じた。
それは他でもない。出勤時間の問題であつた。

元來官廳の勤務時間といふものは、ちやんと閣令を以て統一的に定められてゐる。すなはち、四月から十月までは、午前八時より午後四時まで、十一月から三月までは、午前九時より午後四時迄である。ところで、朝の出勤時間については、途中、電車等の故障もあらうから、三十分ぐらゐの猶豫を與ふるのが、各省一般の慣例となつてゐたから、この猶豫を加へても、おそくとも、八時半から九時過までには、たいてい出揃ふてゐなければならぬのである。が、各省とも、なかま、それを勵行するものは尠なかつた。

商工省もまたさうであつた。——特許局の如き現業官廳は、規定通りの出勤時間を嚴守してはゐるが、——特に高等官の連中の出勤時間は、おほむね十時を過ぎてゐた。もつとも役所の仕事のうちには、現業官廳のやうに、時間通りに運ばぬことが多い。退廳時刻の如き常におくれがちで、規定の時間に、仕事を打切るやうなことは、甚だ稀であつたし、且つ

仕上の能率からいへば、出勤時間などを形式的に嚴しく取締らぬ方がよいかも知れなかつた。しかし、それにも拘らず、私は部下をして、出來得るかぎり出勤時間を嚴守せしめたいとおもふたのは、商工省は特に實業家を對手にする役所であつて、他の省とは、よほど趣が違ふからである。

私は永年實業界にあつて、可なり多くの辛い經驗を嘗めて來た。役人が時間を大切にせぬ爲めに、——たとへば急用を帯びて取るものも取り敢へず、上京して、役所に馳けつけても、會ひたいと思ふ肝心の役人が出勤してゐないために、いくら迷惑を蒙つたか知れない。商業は不斷の戦争である。一刻の差でも商機を逸すれば、敗戦の憂き目を見ねばならぬ。商工省の役人が出勤時間を嚴守せぬために、斯業者に手違ひを起させ、商戦に敗けたとあつては、何とも相濟まぬ次第ではないか。

そこで、大正十五年の四月上旬だつたと思ふ。私は澁谷の西郷侯爵邸で、省内

の役人全部——高等官から判任官に至るまで——を招待して、園遊會を催した際、席上の挨拶のうちに、此の點に觸れて人々の注意を促した。さうして、數日後に、私は出勤時間を計つて省内を一巡してみたが、曩日の注意が一向徹底してゐる模様がないので、さつそく、全省の局長連を呼び集め、今度は正面から出勤時間の勵行を嚴命した。

おもふに、前に注意した時は、役人一同は、謂ゆる、飲ませておいて偕てといひ、ぐらゐに軽く聞きながしてゐたものらしい。それが斯う改めて正式に大臣の命令として出たのであるから、可なり驚かされたやうで、中には、苟も國務大臣ともあらうものが、斯かる些細な事にまで、かれこれ容喙するのは、面白くないなどと、陰口を叩くものもあつたやうだ。今日でもさやうな批評は、絶無とは謂はれない。しかし、私は商工省の役人連中の出勤時間は、決して些細な問題ではない。官民の聯絡を密接にし、斯業の振興發展を期する上において、頗る緊要の事柄であるのを、確信して疑はぬのである。

商工省の役人達は、斯うしたことから、私の在任中は、可なり窮屈だつたかも知

れない。が、私のほんたうの精神さへ分つて呉れれば、出勤時間勵行の如きも、斷じて單なる服務紀律の尊重といふだけの、形式的末梢的の問題でないことが理解される筈だが、……果して理解して呉れた者が、幹部のうちにも、どれだけあつたか。さうして今も、なほ當年の私の精神が、幸に省内に活かされてゐるか。什麼か、とおもふ。

三、卓上に堆積した諸懸案

新設省たる商工省の豫算は、もちろん多額であるとはいへなかつた。しかし、豫算が少いからといつて、その爲めに、私どもの手腕が、窘束せらるゝものとは絶對に考へなかつた。

豫算を多額に取りさへすれば、大臣の能力があるやうに思ふのは、まつたく事大主義者の考方に止まる。大臣が自ら手を下すべき仕事には、そんなに金の要るものではない。金は有るに越したことはない。が、無くとも出来る仕事は

いくらもあらう。豫算の貧弱な商工省が果して、どれだけの仕事をするか。私は覺えず、唇邊に微笑の上るを禁じ得なかつた。

私の卓上には、前任者前々任者以來の政務が、雜然として堆積してゐた。現に調査中のもの、いまだ調査にも着手してゐないもの、既に調査は終りながら、なほ、いまだ實施の運びに至らないもの等。なほ、その上に、私は私として、在野當時より、せひ實地に施行し度き抱負經綸も僅少なから無いではなかつた。

製鐵鋼問題、染料問題が、すなはち夫れであり、取引所、生命保險、瓦斯燃料の諸問題が、またすなはち夫れであつた。さらに眼を轉すれば、當時の最大須要事たる國產振興に關する根本政策の確立。および、その確立に伴ふ幾多施設上の懸案が、商相就任以來、私の着手する日を、今か今かと、待ちうけてゐるのであつた。

私の在任期は十四箇月に過ぎなかつた。此の期間内に、私が成さんとし、且つ成し遂げた仕事は、もとより人に誇るに足らぬ。ただその貧しい仕事の中で、今日なほ私の記憶に存し、且つそのことが、當年の政情を幾分髣髴せしめるに足ら

うか、とおもふものを、次に略述しよう。

それには、先づ、製鐵鋼事業に關するものと、染料工業關係のものを擧げたい。此の二つは商工省關係の諸問題中、最も重要性を帯びた問題であつた。

四、鐵鋼問題の沿革と解決案

政府が遅蒔きながらも、製鐵鋼事業の、軍事上および産業上における重要性に目覺め、之に對する國策樹立の爲め、調査機關を設置したのは、世界大戰中、すなはち大正五年七月、大隈内閣の晩期におけることであつた。

當時、戰亂のため、我が國に對する鐵鋼の輸入が俄然杜絶し、その一方、軍事用品、船舶製造等の注文が、海外から殺到して來たので、需要頓に激増、殆ど國を擧げて鐵鋼の缺乏に苦しみ、抜いた關係から、官民ともに當面の應急策を講ずることの必要を痛感せざるを得なくなつた。そこで政府としては、先づ八幡における製鐵所の設備を出來るだけ擴張し、民間においてもまた、こゝかしこに斯業の經營

を企つるものが現はれ、其の結果、大小幾十の製鐵鋼工場が一時に創設せられた。此の趨勢を見るや、政府は斯業に對し獎勵法を施行して、ひたすら之が發達を助長するに力めたものである。

然るに、かやうな隆勢は、永續はしなかつた。戰亂終熄後、間もなく優秀なる海外の鋼材は、廉價に、且つ大量に、輸入せられて來た。爲めに、せつかく發達途上にあつた本邦斯業は、一大打撃を蒙り、殊に加藤聯立内閣において、高橋君が農商務大臣を勤めてゐた頃には、財界の反動的不況の深刻化と相伴ひ、斯業の萎靡不振は、その極に達した。此の時に當り、若し政府が何等か適當なる保護政策を取らずして、自然の推移に放置するにおいては、國家の基本工業の一たる鐵鋼製造事業は、遂に根柢より崩さるゝの外なかるべく思はれた。

高橋農商務大臣が、新たに製鐵鋼調査會を起し、全國の代表的各當業者に對して、之が救濟、並に振興策に關する諮問を發したのは、大正十三年末のことであつた。その答申書は翌十四年四月十一日に、商工省に到着したのだが、後ち數日な

らずして高橋君は挂冠し、後任の野田商相も、また前述の如く、幾許ならずして、任を辭した。従つて問題は、總て未解決のまゝ、私の双肩に落ちかゝつて來たわけで、私は就任早々、第一にこの重大案件を處理し、以て國策遂行の基礎的工作に、全力を注がねばならなかつた。

高橋君時代に纏められた當該調査會の答申案は、およそ七項に分たれてゐた。その根本策は、本邦製鐵鋼業は、八幡の官營製鐵所を中心として、半官半民の合同經營に依るを可なりと認む。依つて準備の完了を俟つて、成るべく速かに之を實行することといふのである。さうして、合同經營に至るまでの當面の對策として、或ひは八幡製鐵所に、官民聯絡上、特定の機關を設けよといひ、或ひはまた、原料、生産、販賣、または經營に關する共同機關設置の必要を説き、その他、鐵道運賃の輕減、國產鐵鋼使用に對する政府の獎勵等を擧げたのであるが、就中、斯業者の最も熱望しつゝ、あつたところのものは、『鉄鋼共ニ相當ノ保護關稅率ヲ定ムルコト』といふの一事であつた。

私は、對策講究の前提として、何を措きても、斯業の中心たる八幡製鐵所を視察するの必

要を痛感した。依つて商相就任(大正十四年八月一日)後、取り敢へず八幡に急行し、具さに製鐵所の現業状態を視察すると同時に、己れの必要とする各種の調査を夫々係員に命じ、また、之に對する専門家および當業者の意見をも徴した。さうして最後に、私一個の具體案を制作し、之を閣議に持ち出したのは、此の年十一月三日のことであつた。

責任ある政府當局としての私の立案は、何處までも、實地に即せる漸進主義のものであらねばならなかつた。高橋農相時代における製鐵鋼調査會の答申書に謂ゆる製鐵合同案は、私の所見を以てすれば、時期尙早と云ふの外はなかつた。當時の民間各製鐵鋼會社の資本系統の關係、および各工場の組織、並にその經營の狀態よりみて、急速に實行し難い案であつた。また民業に對し、保護政策を講ずるにしても、政府としては、その生産經營の有利の部分のみを取つて民間會社に與へ、八幡製鐵所には採算困難の部分のみを押しつけることは、財政の建前上、許容し得ないところであつた。政府が官營事業によつて民業を壓迫するの不當なるは謂ふまでもない。さりとて、徒らに民營事業の直接救濟策に没頭し、國

庫の負擔を増大して顧みざる如きは、もちろん極力避けねばならぬ。私の苦心は實に此の點にあつた。

合同案には、もちろん賛成である。しかし、之を實現するためには、順序として、先づ八幡製鐵所の營業状態をして、民間のそれと、略々同様のレベルに立ち得るやうにせねばならぬ。それには、當該製鐵所の經營方法を、根本的に改め、その經營を獨立自給せしむる爲めに、私は同所に關する令規を改正し、左記の要項を具備せしむることが緊要であると考へた。

一、八幡製鐵所を會計法の支配より分離して別箇の特別會計法となすこと

二、同所に關する諸般の收支は、之を右特別會計において處理し、一般會計の干涉なからしむること

三、從來の固定資本は据置、運轉資本及び補足金並に將來投資する金額を以て資本となし、一般民間事業會社の經營と同一方法に據り經營し得べからしむること

斯うせなければ、『本邦製鐵鋼事業ヲ八幡製鐵所ヲ中心トシテ半官半民ノ合

出来るわけのものでない。それも新資金を要求するならば兎に角、製鐵所において、相當の利益を収めながら、其の利益金を、緊要止むべからざる施設費にすら振り當てがたしといふやうでは、何人がその局に當るも、業績の擧がるべき筈はないではないか。

私は製鐵所視察の際、自ら菜つ葉服を着け、所員職工等に伍して三日間、隅から隅まで所内を殘る限なく踏査した。然る後、一同を集めて、『製鐵所の役員諸君が、主として心得て置かねばならぬことは、決して役所の仕事をしてをるといふ考を懐いてゐてはならぬことだ。それは、製鐵所の事業そのものは、斷じて役所の仕事ではないからである。諸君は、民業に従事する人々と同様の心もちで、蔭日向なく勵精せねばならぬ。同時に、諸君は、敢て現在の給料に満足するの必要はない。仕事を勵み、仕事の能率を高め、製鐵所をして最大の利益を擧げしむるとともに、諸君はまた、之によりて最高のボーナスを受くるがよい。すなはち、収益に應じて、正々堂々利益の分配を受けられたいのである』と云つた。この時、私の方寸には、すでに特別會計設定の案が決定してゐたことは申すまでもあるまい。若し夫れ、利益分配の問題に至りては、私が之を以て資本主義の建前のもとに、労働問

題を解決する唯一の鍵鑰としてゐたことは、夙に「雌伏時代の經綸」(三二五頁―三二八頁)中述べた通であつて、およそ官營といはず、民營といはず、苟も生産能率を高め、事業の振興發展を圖らんが爲めには、これ以外、決して他に適當の方法があるべしとは思はれぬ。

五、國策確立の一途に邁進す

私は以上の案を具して閣議に懸ける一方、當業者の意見を徵する爲め、日本製鋼釜石鑛山、日本鑛山、大阪製鐵、東京鑛材、富士製鋼、住友製鋼、川崎造船、神戸製鋼、淺野小倉製鋼、東洋製鐵、東海鋼業、三菱製鐵の各社代表者、並に八幡製鐵所長官等を、十一月二十日を以て官邸に召致した。さうして私は、その席上において、八幡製鐵所に特別會計を設定して、民業と提携するの方案を示し、同時に、民間製鐵業者が、従來、目前の小利に眩惑して、徒らに競争をこれ事とし、或ひは賣惜しみをなし、或ひは濫賣を敢へてし、自ら損失の因を作つて、毫も顧みざる通弊を指摘し、以て一同の猛省を促したる後、斯業に對する國策的見地より、次の數項につき答

申を求めた。

一、生産の分野を定め協同の力によつて、生産を改善し販路を擴張すること。二、鑛石其の他の原料は協同購入の途を講ずべきこと。三、鉄鐵の生産販賣に對する共同機關を設くべきこと。四、官營と民營との鋼材の生産分野を協定し、これが販賣價格の協定をなすべきこと。之に必要な機關を設くべきこと。五、輸送運賃の遞減を計るべきこと等が、すなはちそれであつて、要は民營と官營との兩者の間に、有機的聯絡と統制ある協同生産並に協同販賣の方法を確立することによりて、本邦製鐵鋼業の健全なる發達を圖るとともに、將來合同への途を滑らかにせんとするものに外ならなかつた。

そこで、私は斯う云つた。日本の製鐵事業が、所詮獨立自營しがたきものならば、すなはち止む。苟くもその途なきにあらすとすれば、官民ひとしく全力を擧げて、目的達成の爲めに邁進せねばならぬ。政府の責任に屬すべき事項——關稅その他の保護政策——は政府において、その施設に充分考慮を拂ふべきも、事業の當業者に屬する問題は、これが實行の具體案につき、當業者まづ自發的に畫策立案し、速かに答申案を提出されたい。右に示したところの數項の如き、政府が

敢て、諸君に慎重の考慮を促さんが爲め、その最も妥當なりと信ずる對策の確立を慫慂する意味から、假りに起案してみたものに過ぎないのである、と。

さうして、私は更らに語を重ねて、從來、謂ゆる調査會其の他の機關において、或ひは審議し、或ひは立案せらるゝところのものは、孰れも徒らに時日を要するのみにて、結局不得要領に終り、何等實際に效なきを常とするを述べ、本案に對しては、諸君は何事を差しおくも一瀉千里、全速力を擧げて審議を進め、答申せられむことを望むと云つた。此の日の會合は、之で散じたが、出席者の大多數は、いづれも幸ひに、私の熱意に動かされて、ただちに委員會を設け、協議に次ぐに協議を以てし、成案を得るため、熱心なる努力を示した。

しかし、何分にも問題は廣汎であり、且つ之に複雑なる利害關係が織り込められてゐる爲め、當業者の意見の一致を見ることは、容易でなかつた。すなはち、鉄鐵業者と製鋼業者との立場の相違、官營對民業の生産分野に關する錯綜せる各種の事情、各社間における鋼材共同販賣、および原料共同購入上の利害關係

等。これに加ふるに、滿洲における邦人干與の製鐵所と内地製鐵鋼所との間に介在する關稅其の他の利害問題にまで引つ懸かつて、協議はいくたびとなく停頓を餘儀なくされた。それが爲め、私は、當業者中の二三氏を屢々官邸に招いて、宥めたり、賺したり、または激勵したりして、圓滿に解決すべきよう骨を折つたことだが、就中、關西において大造船所を經營する某有力者が、頑としてその個人的立場を固持し、委員會の協定に應ぜないので、私は、止むなく、その人にむかひ、『君は此の國策の確立を要する大切の場合に、己れの便宜をのみ顧慮して議論してをるが、一たい、さういふ君は、いつまで生きて居るつもりか』と叱りつけ、それから諄々乎として、事業經營の大勢より説き起して、共存共榮の意義におよび、やうやくその人を納得せしめて、答申書に署名させた。(後ち此の有力者は、留保條件などを持ち出して、最後まで自己本位の特色を發揮したが)。さうした種々の波瀾や曲折を経て、十數回目の委員會において、當業者全部の議が纏められ、答申書が私の手もとに提出されたのは、此の年十二月十二日であつた。

答申案は四項目に分ち、一、鐵鋼協議會設立に關する件。二、製品共同販賣に關する件。

三、原料共同購入に關する件。四、輸送運賃輕減に關する件。が擧げられてゐた。そのうち第一項すなはち鐵鋼協議會の設立は、取りも直さず立案の中心をなすものであつて、その目的が、生産の分野を定め、共同の力に依つて生産を改善し、以て斯業の進歩發達を期するにあるは謂ふまでもない。従つて此の協議機關が、滞りなく運用せられさへすれば、私の庶幾する鐵鋼國策の遂行は、必ずしも難事ではないのである。

當業者がこゝまで自覺して、對策を練つてきた以上、私は政府當局として、出來得るかぎり協議機關の要望を容れ、目的の達成に助力すべきは、もちろんの事であつた。答申書には、政府に對する希望條件が附記されてゐた。それは、關稅定率の改定、製鐵業獎勵法の期間延長、および工業資金の充實疏通等に關するものであつた。そのうち、關稅問題が、業界において、高橋農相以來の懸案となつてゐたことは、前段に述べた通りである。

關稅定率の改定、すなはち關稅引上の必要は、主として印度銑鐵の輸入を防遏するにあつた。當時における我國の銑鐵は、到底その價格において印度産のそれと對抗し得べくもなかつた。謂ふまでもなく、鋼材は銑鐵を原料として生産

するのであるから、之を保護して日本國內において、銑鐵を獨立自給し得るよう
にさせなければ、斯業の發達振興を期するは、絶對に不可能事であつた。此の意
味において、關稅引上に就いての當業者の要望は、不當ではなかつた。

そこで私は、印度銑鐵關稅引上の爲めに、先づ幣原外相に會ふて、之が交渉に當
られんことを請ふたが、外相は、容易に應諾して呉れない。濱口藏相も、宇垣陸相
等も、外相の説を支持して、なかつた。何故に外相が、この關稅改定に
反對であつたかといふに、それは、銑鐵の關稅を引上げれば、其の報復手段として、
必ず、印度は我國から輸出する綿絲布の關稅引上を斷行するに相違ない。かや
うに、彼我互に、關稅を以て應酬することになれば、徒らに國際感情を刺戟して、一
般に猛烈なる關稅戰を挑發することとなり、外交上並に貿易上、その影響するこ
ころ、測るべからざるものがあらう。故に、銑鐵輸入稅の定率引上を交渉するこ
とは、結局我に取つて非常に不利益だといふのであつた。

六、鐵鋼業大合同の基礎を置く

私は、必ずしも、さうとは思はなかつた。しかし自説を固執して、内輪喧嘩をす
るのも妙でないので、私は關稅引上の主張を抛ち、之に代ふるに、別途製鐵業獎勵
法の改正により、百萬圓の獎勵金を交付して、本邦産の銑鐵を保護し、外鐵の輸入
を防遏する方法を取つた。これが爲め私は、數次濱口藏相を説いてその同意
を求め、辛うじて閣議の承認を得たものである。

從來印度銑鐵の關稅は一噸につき、壹圓六拾七錢であつた。之をその儘据置くことと
して私は、別途製鐵業獎勵法の改正により、次の如く獎勵金を交付するに決した。すなは
ち、當時における印度銑鐵の沖着き價格を調査したる上、其の着値段と、内地銑鐵生産費と
の差額を五圓と認定し、之を基準として、三種類に分つた。

此の三種類に分つたのは、主として、謂ゆる銑鋼一貫作業の獎勵方針に基くのだが、銑鋼
一貫作業は、英米獨佛等にては、現在いづれも採用しつつある作業方法で、鋼材を——特殊

の高級品は別として——熔鉄から直ちに製造する方法である。冷鉄を以て鋼材を造る場合には、必ずこれに熱を加へて、暖むる必要があるから、經濟上から云つても、溶鉄を以てする一貫作業に越したことはないのだが、當時我國において、之を實行してゐるのは、八幡の官營製鐵所だけであつて、それ以外、民間では甚だ稀であつた。(民營中の第一位にある釜石製鐵所にしても、製鉄能力は十六萬噸を計上してゐたに拘らず、熔鉄を利用し得る製鋼設備の能力は、僅に三萬五千噸に過ぎなかつた)。その理由は、まつたく資本の問題に在るので、釜石製鐵所において、鉄鋼一貫作業の設備を完成するには、無慮壹千五、六百萬圓の資金を投ぜねばならぬからである。當時不況の業界では、急に作業方法を改むることは、おもひも依らぬことであるから、私は取りあへず、之が獎勵の意味を含め、鉄鋼一貫作業をなすものには、一噸につき最高額六圓を交付し、以下、五圓、參圓の等級に分類して交付することとしたのであつた。

かうして、製鐵鋼業界に蟠る積年の難問題は、幸に商相就任の劈頭において、滞りなく解決することが出来た。これは、もちろん私の努力といふよりも、業界の機運がこゝに至らしめたものであらう、が兎に角、かやうにして、八幡製鐵所に關

する特別會計の設定、および製鐵業獎勵法改正の二案は、翌大正十五年の第五十議會に提案して可決確定し、同時に、前述の鐵鋼協議會の成立によつて、原料鐵石並に燃料の共同購入、生産分野の協定、其の他製鐵鋼の販賣方法等が、次を逐ふて改善實行され、業界のカルテル運動の展開に、最も力ある働きを爲し得たことは、喜びに堪へない。殊にその結果、爾來約十年後の今日、遂に斯業の一大合同の目的を達成するに至り、公稱資本金參億五千萬圓を計上する日本製鐵株式會社の實現するまでになつたことは、國家の一大慶祥事と申して、敢て過言ではないであらう。

第四 商相としての回想 中

染料工業問題の持つ重要性も、また製鐵鋼問題のそれに、相譲らず、或ひは、よ以上のものがある。何故なら、此の染料工業は、産業上、學術上、國防上、並に國民保健上、至大の關係を有する基本工業の一であつて、之が盛衰消長は、ただちに國運の隆替に深甚の影響をおよぼすからである。この意味を十分に了解して懸かからねば、此の問題の解決に對する種々の經緯や、當時における私の苦心を述べたところで、謂ゆる馬耳東風、ただ徒らに人をして倦怠の感を生せしむるに過ぎなからう。それゆゑに、問題の経過を記す爲めには、たとひ極めて簡單にもせよ、私は先づ、染料工業それ自體の概念から説かねばならぬとおもふ。

一、染料問題の重要性と其の経過

染織工業は、我が國産物の過半を占め、且つその輸出額において、本邦輸出總額の約四分の一を占めて居るが、その染織工業の基礎の一を形作るのが、取りも直さず、此の染料工業であるは謂ふまでもない。さうして、染織に用ひる色素は、殆ど總てが、コールタール染料であるが、此の染料は、衣料以外の有らゆる纖維セルロイド、ゴム塗料、インキ、食料化粧品等、幾多國民の必需品の着色用として役立つ一方、コールタール誘導體より、貴重なる合成醫藥香料寫真用劑等が、各製造せらるゝのみならず、彼の高度爆藥たるピクリン酸トリニトロトルオール等は、此の染料製造の際に生ずる中間體であり、また最近においては、有毒瓦斯の如き、また新火藥安定劑の如き、ともに容易に、コールタール染料製造工程中に製出し得るのである。

その他、コールタール染料工業が生める傍系工業中には、種々有用の物資に富み、その效用は、學術と産業との兩面に跨りて、殆ど無盡藏の觀がある。私は第五

十一議會（大正十三年）において、染料問題に就き、或る議員の質問に答へて、『コールタール染料工業は、複雑深遠なる、總ての有機化學の學理を基礎とし、之に加ふるに、無機化學の知識を合はせて成り立つてゐるところの、謂ゆる合成化學工業であつて、一切の化學工業の中樞をなすものである。従つて之が發達は、一國化學々々の進歩の源泉をなすのみならず、有らゆる化學工業の盛衰は、一に懸つて染料工業の發達如何によるといふも、決して過言でない。それゆゑに、此の染料部門に屬する化學工業こそは、地域狭くして天然資源に恵まれざる我國として、須らく、其の發達に全力を盡さねばならぬ種類の基本工業である』と云つた。

私はその時答辯に膏が乗つて、『だから、染料問題に對しては無機化學、有機化學を併せ研究して、其の方面の智識があるのでなければ、説明しても、十分にお解りになるまいが……』と、浴びせかけた。七十歳にちかい老人の口から、こんな難つかしい術語が連發されたので當の議員は、呆つ氣にとられ、滿場爆笑、私もおもしろく噴きだしたことであつた。これは餘談だが、要するに染料工業は、平時においては國家樞要の工業として活動し、一朝有事の際は、たちどころに、軍事工業

に轉換して、最優秀の能率を發揮し得る特徴をもつ。輒近科學文明の驚異的大産物でありとすれば、主務大臣としての私が、染料問題の解決に力瘤を入れざるを得なかつたのは、職として當さに然るべきところではないか。

然るに、斯くも重要な意義を有する化學工業も、世界大戰の始まるまでは、殆ど獨逸の獨占到委し、英米諸國は皆一様に、袖手傍觀して、染料の供給を、専ら獨逸に仰いでゐたので、開戦と同時に、獨逸よりの輸入が杜絶すると、各國の産業は、忽ち非常の打撃を受けた。のみならず、獨逸斯業の發達に因る工業動員と、染料の生産に伴ふ優秀強力なる火薬や、爆薬を、いやといふほど滿喫せしめられたので、周章狼狽し、各國は血眼になつて、この方面の研究と、その發達に力を盡くしたが、所期の目的を充分達しないうちに、戦争が終結を告げたので、各國はいよいよ、政策に依つて此の弱體工業を保護し、染料の獨立自給を徹底せしむる必要を生じた。すなはち、英米佛伊等の諸國は、舉つて、外國染料の輸入を禁止、または制限し、自國のそれを、極力保護した結果、私が商相に就任した頃には、全世界にお

けるコールドール染料の製造年額約三十餘萬噸のうち、十六萬噸は獨逸、三萬噸は準獨逸ともいふべき瑞西であつたけれども、他の各國においても——米國四萬噸、英國三萬噸、佛國二萬噸——合計十一萬噸を製造するまでに、漕ぎつけてゐたのである。

我國の如きも、また各國の例に漏れず、大戰以來、政府は、染料工業の自給自足の必要を痛感し、奮つて保護政策を講じた。すなはち、大正四年には、染料醫藥品製造奨勵法を制定して、補助金下附に決定し、翌大正五年には、該法に基き、民間の當業者をして、補助會社たる日本染料製造株式會社を設立せしめ、政府は、同社の事業上より生ずる一切の損失を、填補するばかりでなく、拂込資本額に對して、年八朱の利益を保證することとした。その理由が、産業上並びに國防上の見地に立脚せるものたるは言を俟たぬ。なほ大戰直後、大正九年には、關稅引上を行つたのであるが、しかし、戰敗の創痍に惱める當時の獨逸は、染料の生産能力著減せるため、外國に輸出する餘裕なく、右の關稅引上は、獨逸製品には影響を與へず、

時中異常の發達を遂げたる米國染料の輸入防遏に成功した。斯くして約十年間、國産の保護助成に力めたる結果は、大戰當初、極めて低級且つ少量少數であつたものが、漸を逐うて、高級の種目におよび、本邦において需要せらるゝ染料が、年額約七千二百噸（其の内比較的多量の需要を有するものは約六十六種、六千八百噸）であるに對し、右補助會社の製品にして、經濟的にも、將た技術的にも、完全の域に達したるもの二十四種、これに他の民間會社において、その製造に成功したる品種を加ふれば、約五千二百四十噸の染料は、優に自給し得ることとなつたのである。

比較的短日月に、かやうな業績を擧げ得たのは、もちろん我國として可なりの成功ではあつたけれども、しかし、世界的に優秀なる獨逸品と競争するには、なほ前途遼遠といはねばならなかつた。殊に兎角するうちに獨逸は、銳意頽勢を挽回して、生産染料の捌け口を東洋市場に求め、我國に對しては、馬克相場の低落を利用して、謂ゆる爲替廉賣をなし、後ち爲替の安定を見るや、更らに商略を一變して、我國に生産せられて居る品種のものには、極めて賣價を引下げて、關稅の障壁を乗り越え、一方、我國において生産せられざる品種に就いては、値段を引上げて、

暴利を収め、その利益を相互平均せしめて、本邦斯業を壓倒するの策を取つた。爲めに、一時は支那市場に對しても、相當の輸出をなすまでの好況にあつた我業界は、一大打撃を受け、遂には休業、若しくは倒壊するものが續出した。大正十三年初夏の頃には、政府の補助會社たる前記日本染料會社すらも、約二百萬圓に達する高價製品のスツックを抱へ込み、殆ど事業休止の外なき窮狀にまで押し詰められたのである。

一、關稅政策より外交工作へ

是において政府は、同年（大正十三年）六月を以て、染料輸入特許に關する省令を公布し、現在我が國に生産されてゐる品種、および其の代用品に就いては、斷然、獨逸染料の輸入を禁止制限することとした。此の省令の實施は、一時相當の効果を齎らし、之により、業者は頓に蘇生の色を呈したのであつたが、翌大正十四年一月に入ると、本邦斯業界は、前よりも一層憂慮すべき事態に襲はれた。といふのは、

米國染料が、同國特有の大資本に依る大量生産のもとに、廉價の製品を、獨逸染料に代つて、我國にダンピングを敢行して來たのと、加之、獨逸製品もまた、條約國製品の假面の下に、本邦市場に輸入せらるゝ危險が多分に生じたからである。すなはち、之を譬へてみると、初めは、コルター輸入制限令に依つて、獨逸といふ門前の虎を防いだ時、米國は、早くも後門の狼となつて現はれ、次いで、せつかく防ぎえた虎までも、ふたゝび變裝して出て來たといふやうなわけだが、前後に斯うした勁敵を控へ、此の難關を如何にして突破すべき乎。これが取りもなほさず、商相としての私に持越されたる、當年の謂ゆる染料問題に、外ならないのであつた。

時あだかも我國は、獨逸と新たに通商條約を締結せねばならぬ必要と、その時期とに直面した。然るに、此の條約締結の交渉途上には、我國が染料問題に就いて、獨逸に前述の如き差別待遇をなし、輸入制限をしてゐるといふことが、おほきな障礙となつて、横たはつてゐた。之を取り除かねば、彼我の交渉は、いつまでも

停頓のまゝ、放置されざるを得ない。此の場合、若し獨逸に對する輸入制限を撤回すれば、獨逸は英米諸國と同一の立場に置かるゝわけだから、通商條約は、何の苦もなく成立する。それは、謂ふまでもないことだが、しかしさうすれば、たださへ米國品の壓迫に悩みつゝある本邦斯業界は、更らに眞つ正面から、獨逸品の殺到を受けて、たちまち押し潰ぶされてしまふのは、火を賭るよりも明かである。これは絶對に困るとなると、我國は、英米諸國に對して、現存の通商條約を改正し、獨逸に對すると同様、染料の輸入制限を行ひ、之によつて、獨逸のみに差別待遇をしてゐるのではないといふ事實を示さねばならぬ。さうすれば、獨逸も満足して、通商條約を締結しようし、また米國品の侵入も防げるのだが、果して英米諸國が、快くこれを受け容るゝであらうか。什麼か。一個染料問題は、その周圍およびその背後に、頗る複雑なる國際關係を有し、これを解決するの方途は、勢ひ多岐ならざるを得なかつたのである。

私は對策講究の爲め、先づ、商工次官に命じ、商工省に於いて、外務省より佐分利通商局長

大藏省より黒田主税局長、田關稅課長を始め、陸軍省兵器局長、海軍省艦政本部第一部長、内務省醫務課長、商工省よりは四條次官、宮内工務局長等を會し、先づ順序として、輸入制限を撤廢し、關稅の保護によりて、染料工業確立の目的を達成する事が出来るか。什麼か、といふ問題を提示して審議せしめた。さうして、第一案として、禁止的關稅を課する案、第二案として、本邦染料工業を保護するに必要な限度において、通常保護關稅を課する案を立てた。しかし、兩案とも、一長一短いつれも、其の實施に頗る困難なる事情が伴ふて、假令これを斷行したりとするも、到底所期の目的を達することは、至難だといふ結論に達した。その理由を委しく掲ぐれば、よほど業界の參考にもならうとおもふが、事があまりに専門的になるので省いておかう。

要之、關稅政策で問題の解決が不可能とすれば、いやでも外交工作に依つて、獨逸染料に對する輸入制限を、英米其の他の諸國におよぼすの外はなかつた。現行の日佛日伊日暹日墨の各通商條約に、輸入制限をなし得る場合として列擧せる項目を擧ぐれば、

- 一、非常ノ場合ニ於テ軍需品ニ關スルトキ
 - 二、公安又ハ公共衛生ニ關スルトキ
 - 三、現ニ實行セラレ又ハ今後開始セラルベキ國家獨占業ニ關スルトキ
 - 四、動物又ハ有用植物ヲ病疫又ハ有害ナル昆蟲及寄生物ニ對シ保護セムトスル衛生措置ニ關スルトキ
 - 五、物品ノ國內ニ於ケル生産又ハ内國生産物品ノ國內ニ於ケル販賣若クハ運搬ニ關シ、國內法ヲ以テ定メタル禁止又ハ制限ヲ同様ノ外國物品ニ適用セムトスルトキ
- すなはち之である。それゆゑに、現行通商條約のまゝ、染料の輸入制限を一般的に擴張せんとせば、以上五項のうち、必ず其の一つに依らねばならぬ。そこで、商工省に集つた一同は、或ひは第三項に基いて、染料專賣案を立て、或ひはまた、根據を第五項に置いて、染料生産管理案を立つるなど、非常なる苦心を拂つて、研究してみたが、いづれも、實施の上に多くの困難があり、種々審議の結果、各省關係吏僚の意見は、什麼しても現行通商條約の下に、制限をしようとするならば、第二項の『公安ニ關スルトキ』といふに該當すといふ解釋を取るか、然らざれば、外

交工作に依つて、右の條約を改正して、輸入制限をなし得る場合の一として、『國家存立ノ基本ヲナス重要工業ヲ確立スル爲必要ナルトキ』の一項を追加するの外なしといふに一致した。私が、右の意見を齎らして、閣議に協つたのは、大正十四年十月二十九日のことであつた。

三、日獨通商條約上の難關突破

本邦染料工業確立の目的を貫徹するとともに、一方、當面の問題たる對獨通商條約を支障なく成立せしむる爲めには、染料輸入制限を、一般的に擴張するの外はないとする商工省の主張には、首相以下各閣僚諸君において、いづれも異議はなかつた。しかし、日佛日伊其の他の諸國に對し、現行通商條約中の公安云々の條項を、新たに染料にまで適用すべき乎、否乎に就いては、その議、容易に決せずして、大正十四年も暮れ、翌十五年一月二十日の閣議で、結局左の通り決定した。それは、右適用を不穩當なりとして、現行條約を改正し、輸入制限をなし得

る場合の條項中に、『國家存立ノ基本ヲ爲ス重要工業ヲ確立スル爲メ必要ナルトキ』の一項を追加することであつた。

斯うして、獨逸に對し差別的待遇を廢し、新通商條約締結上の障礙を除くと同時に、獨逸染料の輸入に關しては、日英條約（第七條第二項および第九條後段）の規定に準據して一の規定を設け、また別に、一の協定を締結して、その輸入を許容する品目を決定し、それ以外のものは許容せぬこととした。輸入を許容する染料は、我國において現在製造し得ず、且つ、將來相當の期間内製造し得ずと認めらるゝ品目に限ることは、謂ふまでもなかつた。なほ、一定染料に對しては、獨逸側に特權を附與すること。また協定實施の手段として、染料輸入制限に關する現行農商務省令は、依然之を存置すること。其の他にも種々あるが、要するに、こゝにおいて、問題は、輸入を許容する品目如何といふ、その選定と、且つ選定に關する調査と交渉とに移つて來たわけである。

そこで私は、之を商工省の省議にかけ、輸入を許容する獨逸染料の品目表（二百五十三種）を

作製し、四月一日に、幣原外相の手許に廻付した。外務省では、直ちに其の品目表を駐日獨逸大使に示して、交渉を開始したが、獨逸側の承諾するところとならず、同月十九日に至り獨逸大使は、同國専門家の意見を附し、商工省に再考を求めて來た。獨逸側の意見としては、我が國において現に製造せられつゝある品目に就いても、獨逸に對して一定數量の輸入を認め、また之が代用品は、其の輸入を全然自由とすること。また、日本染料工業の保護は、通商條約上の輸入制限に依らずして、關稅政策に據られたしといふのであつた。ところで、此の二つながら、商工省としては、絶対に承認し得ないのは、謂ふ迄もなき事であつた。外務省では、獨逸側と商工省側との間に立つて、折衝に力めた結果、五月末におよんで、日獨交渉の經過に鑑み、曩きに閣議にて決定したる協定の方法を變更するの外なしとし、修正案を作製して同意を求めて來たので、更らに審議の上、染料問題が、日獨通商條約成立の楔子をなす點を酌量し、大體輸入制限の本旨に背反せざる限り、多少條約を緩和し、且つ交渉上の形式を實更し、前に提示せる輸入を許容する獨逸染料の品目表の代りに、輸入を制限する同染料品目表を添付し、六月一日を以て回答を發した。獨逸側は之に對し七月ふたゝび修正案を提出し、

曩日商工省の提案せる輸入制限品目に、多数の削除を希望して來たが就中、その輸入制限の種目を、現在我國に生産せられつゝある品目に、限定せんとするが如きは、まさに發達の途上にある本邦染料工業に對し、尠なからざる打撃なるのみならず、獨逸側が、我國に現在生産せられをらずと主張する品目中には、政府において獎勵金を交付して、現にその生産を助長しつゝあるもの、または、人造藍の如き、民間當業者間に、着々製造計畫を進め、近き將來に生産の見込を有するものもあつて、これらを獨逸側の修正案の如く、輸入制限品目以外に置くことは、到底商工省の受諾し得ないところであつた。

しかしながら、染料問題を、かやうに暗礁に乗り上げたまゝにして置いては、日獨通商條約締結交渉の全般を擧げて、停頓せしめる懼れがあるので、私どもの苦心は、尋常ではなかつた。此の間私は、度々外務省に出向いて、幣原外相に最善の努力を望み、駐日獨逸大使もまた、商工省に乗り込んで、私と膝詰談判を始め、るなど、種々の曲折があり、八月四日に至り、やうやく我政府當局と、獨逸染料團代表ワイベル氏との間に、一種の紳士協約案を作ることに依つて、解決の途を見

出すに至つた。

謂ゆる紳士協約案は、數箇條に涉つてゐた。が、詮ずるところ、現在本邦において生産せられつゝある品目は、當然輸入を禁止するも、それ以外において、未だ需要者の満足を充たすに足るべき同一品種の生産なきもの、従つて當該品の取引が、他國製品に就いて行はるべきことを舉證しうるものは、商工省の認可を受けて、輸入し得べく、總て之等品目の選定に關しては、外務省、商工省、獨逸染料工業團、日本側染料製造業者、日本側染料需用者の各一人の代表者を以て、委員會を組織し、多数決により決せしむるといふのである。立案の大眼目は、要するに、右委員會に依り、日獨通商條約以外に設けられた此の紳士協約を、巧みに運用し、輸入染料を適當に制限して、本邦斯業の發達を保護するものに外ならなかつた。

日獨兩者は、此の案を中心に歩み寄り、其の後の折衝は苦もなく運んだ。八月六日、商工省政務次官室において、最後の省議を開き、染料協定に關する紳士協約案の手續きを完了せしむるを得て、さしも戦後數年に互り、日獨通商條約締結の癆となつてゐた染料問題を首尾よく片付けることが出來た。同時に、染料工業

國策に對する基礎を、こゝに確立するに至つたので、私はやつと肩の荷をおろした心地がした。

これより先き、大正十四年三月、高橋農商務大臣在任中に、制定公布せられた染料製造に關する獎勵金下付の法律(第二十九號)を適用し、獎勵すべき品種二十種を選定したのも、また私の商相時代であつた。

四、積年の懸案正米市場問題

製鐵鋼問題並びに染料工業問題に次いで、私が商相時代に解決を告げたものの一つに、正米市場問題がある。これまた、積年の懸案として、可なり厄介千萬の問題であつた、と謂へよう。此の問題は、人も知る如く、大正一、二年の交に當り、時の政府當局が、正米市場に對し、延取引を嚴禁し、之が爲めに、多數の違反者を出したのに、端を發したものであつて、正米市場の改善を圖るべく、新たに法規を制

定して、米穀取引の圓滑を期し、同時に、我が國における食料問題並びに米價問題の、根本的解決をなすの必要を、それ以來、私達は痛切に、感せしめられた次第であつた。

大正四年の大隈内閣の頃とおもふ。河野農相は、延取引は之を認むるが、轉賣買戻の方は許可せずとの趣旨を以て、法規の立案に當り、次いで、大正六年寺内内閣の際、仲小路農相は、差金取引の禁止を目的として、同様立案するところがあつたけれども、兩案とも、未だ立法院の審議に移すに至らぬうちに、葬り去られてしまつた。ところが、大正七年におよんで、例の米騒動が全國に勃發するに當り、此の問題は、國民生活に緊密の關係を有するものとして、頓に一般の注視するところとなり、同時に、その解決が、斯様に遷延してゐる間に、漸次政治問題化するに至り、正米業者から、政府に對して、種々の要求を持ち出す一方、取引所側からも、之に對抗して、同じく運動を起すといふやうな情勢を現はし、年を逐うて、それが猛烈の度を加へて來たのである。

しかし、私見によれば、雙方の主張は、いづれも強ち、無理とはいへぬ。何故な

ら、正米業者としては、河野農相の如く、延取引は許しても、轉賣買戻は之を禁ずといふやうな、辻褃の合はない法案は、とても實行不可能であつて、どうしても、或る程度まで、轉賣買戻を認むる延取引を許されん事を要求するし、取引所側では、また、延取引即清算取引であるとの建前のもとに、既に取引所法によつて、清算市場が設けられてゐて、清算市場は、一地區、一箇所に限るといふ法の明文がある以上は、政府が、正米業者の要求するやうな、延取引をなし得る正米市場の設置を許可することは、現行法規に牴觸するのみか、現存の米穀取引所の有する既得權を剝奪するものだといふのであるからだ。

雙方にかうした理由のあるのが、正米市場問題の解決を、約十年の久しきにわたり、持ち越さしめた所以である。曾て大浦兼武君が在閣當時、よく懇意な地方長官などに、行政官としてせひ心得ておかねばならぬのは、遊廓と取引所とに關する問題である。君たちは、この二つには、うっかり手を著けてはならない。どんな騒動を捲き起して、内閣の致命傷となるかも知れぬからと注意されてゐた。さすがに、政界切つての苦勞人だけに、よく人情の機微に觸れた言葉だとお

もふ。が、實は大浦君ばかりでなく、歴代の内閣は、暗黙裡に、かういふ不文律を守つて、米穀市場問題には、解決を與へようとしなかつたものに外ならない。しかし、問題は、前述の如く、我國民の食料問題に多大の關係を持つ以上、責任ある政治家としては、いつまでも、その影響の如何を懼れて、放つておくわけにはいかぬ。他人が遣らねば、私が遣らうといふので、敢然起つて、私は火中の栗を拾ふ決心をしたのである。

そこで私は、問題の解決に乗出すに就いて、先づ省内のものに、正米市場法案制定に關し、必要な調査研究を命じ、また之に基き、商務局長等をして、適當と認むる立案に着手せしめた。しかし、斯くして出來あがつた案をみれば、いづれも適當でなかつた。すなはち、正米業者の要求を容れて、轉賣買戻を含む延取引を許すことは、既述の如く、清算市場の外に、別箇の清算市場を認むることとなるばかりでもなく、このこと自體、政府が、現在の米穀清算取引所を以て、單なる投機市場と見做すといふ意思の表示となつて、取引所側から、大反對を唱へて來るは、必

然である。さればと云つて、延取引を否認せる正米市場案を發布するは、案の精神たり目的たる産業助成の意味を没却するもので、採用する事は出来ぬ。何故なら、正米取引市場の延取引なるものは、本来、生産者および正米業者に取りて、謂ゆる保険繋ぎの作用をなすものであるが爲め、若し之を禁止する曉、正米需給上の圓滑は、忽ち阻礙されるであらうからである。

だが、延取引を許せば、轉賣買戻を認めねばならず、轉賣買戻を認めざれば、延取引そのものの機能を充分に發揮し得ない。省議では、轉賣のみを認めて、買戻は之を許さぬとの發案をする者もあつたが、しかし、此の發案通りにすれば、米價低落の場合には、その低落を防ぎ難く、當業者は動きがとれなくなるので、これまた、實行不可能である。さりとて、轉賣買戻を認むる以上は、どうしても、組織的差金取引を認めざるを得ない破目になるから、従つて二重に、清算市場を設置せしむる結果に陥り、正米市場法案として成り立たしむるには、非常に困難な事情が生ずる。

斯様なわけで、省議は容易に纏らなかつた。それが爲め、世間一般に、第五十一議會には、到底、正米市場法案は提出の運びに至るまい。これまで通りに、有耶無耶になつてしまふであらうと見たものらしい。新聞なども、頻りにさうした報道を、真しやかに載せ始めたが、私は、一たん斯うと決心した以上、斷じて、それらの故障のために、意を翻へす考はなかつた。むしろ故障が多ければ多いほど、せひとも此の問題は、私の在任中に片付けておかねばならぬとおもつた。私は、私一個の解決方針を立て、之により、部下に命じて正米取引市場法案を起草せしめ、大正十五年二月十四日、すなはち、私が商相に就任してより七箇月目、第五十一議會の眞つ唯中に、取引所側並びに正米業者側の各代表者數名を官邸に招致しいよいよ積年の難懸案解決の第一歩を踏み出したのである。

此の日、私は、各代表者に對し、開議の劈頭に、大要次の如く論達した。正米市場等商取引上のことは、當業者自身の解決すべき問題である。故に、此の際、各位が自覺と反省とにより、國家公益上の立場から、相互間に實情を盡くして協議を進め、相協力して、之が解決を期せられんことを望む。従つて政府においては、必ずしも新規の法律

に依らんとするものではなく、現行法の下において、令規等を以て律するもまた可なりとおもつてをる。要は、各位の協調により、速かに多年の懸案を解決して、米價調節に資し、以て國民生活の安定に貢献せられんことを切望するものである。就いては、各位の参考のために、省内の一部において研究せられてゐる案を示すであらう。

と。そこで私は、豫ねて用意の、正米市場法案を、列席の人々に手交した。が、法案と銘打つては、何だか命令的に聞えて、面白くないと感じたので、プリントにとつた後、法案の二字を「要綱」と書き變へて置いたことであつた。

五、正米市場新たに成る

私の提示した正米市場要綱は、總てで十三項から成つてゐた。劈頭まづ、正米市場は、營利の目的を以て開設するを得ざることを規定し、これが開設業務規定の制定、または其の變更に就いては、主務大臣の認可を受くべきことを命じ、賣買取引の種類を、米の外、麥、大豆、肥料と定めた。

さうして、右正米市場においては、賣買取引物件の取扱をなす問屋業者にあらざれば、買入と賣渡とを併せ爲すことを得ずと規定した。これは、その意、専ら差金取引を目的とする投機的行爲を排するにあつたは、謂ふまでもない。更に、正米市場における賣買取引の受渡期間は、賣買取引成立の日より起算して、五日以内とするも、主務大臣の指定する市場において、賣買取引成立當時受渡場所に存在せざる物件を以て受渡に供せんとする賣買取引に限り、業務規程の定むるところに依り、五十日まで、之を延長するを得る事として、從來の現物取引以外、謂ゆる延取引の妙用を發揮せしめんことを期し、なほ、正米市場開設者の資格を、一米の賣買を業とする商人、正米市場の開設を目的として組織する組合、二、地方公共團體、農會、同業組合、産業組合等とし、最後に、現に米の賣買取引をなす取引所は、特に、正米市場の開設者たり得る途を開くこととした。

斯くすることに依りて、私は、多年抗爭的地位におかれてゐた取引所側と、正米業者側とが、互に接近し、握手し、協戮して、懸案を解決し、共存共榮を圖るの一途に邁進し得べく、また、主務省として、如^{しか}せしめたい希望を、含めたものに外ならぬのである。

幸に豫期に違はず、従來、期正兩者の接近を妨げてゐた溝渠は、私が市場開設者の資格を、斯く均等に取扱つたことによつて、すつかり埋められてしまひ、その結果、問題の解決は、極めて順調に運んだ。そのころ、堂島米穀取引所の理事長であつた林市藏君から、後ちに聞いたことであるが、此の日、私の官邸に招致せられた代表者の人々は、けふこそは、商工大臣から、嚴重な法案の提示をうけ、きつと抜き差し成らぬところへ、追ひ詰めらるゝであらうと覺悟してゐた。そこで我々取引所側も、また正米業者側も、期せずして、背水の陣を敷き、非常に緊張して、席に臨んだものであつた。ところが、意外にも、穩かな論達と立案の内示を受けたので、一同おもしろ胸撫でおろしたといふことであつた。それから間もなく、時事新報であつたと思ふが、『期正兩米市場の合同獎勵案』と題して、私の正米市場要綱を評し、『取引所も正米市場の開設者たり得ることとして、清算側を納得させ、之で兩市場が意見一致して、政府の原案を認むるならば、今期議會に上程する。若し然らざれば、また見合はせるぞと、正米業者側に一針』云々と書いてゐた。輿論もまた、大體において私の立案を支持せるものゝやうであつた。

取引所側は、林君等の熱心な斡旋によつて、一同の意見をまとめ、私の諭示に對し、『協力して統一する制度の下に、公益を本位として、正米取引施設を講じ、米穀配給の圓滑を期し、米價調節の實を擧げ度』と答申して來た。答申書は、二月十八日の日附であつたから、官邸に集つて後、僅に四日を出でず、悉皆私の提案に賛成することに足並が揃つたわけである。一方、正米業者側は、最初私の意のあるところを諒解し得ず、正米市場要綱を、うまく活用すれば、轉賣買戻も出来ないことはあるまい。だから、取引所と妥協合同する必要もなからう、などと云ふ者も出で、且つ、永年の行きがかりから、甲論乙駁、合同に對する難色は、可なり濃厚だつたらしい。

が、實際問題として、正米業者が、取引所側と絶縁して、新たに正米市場を開けばとて、その取引は、到底圓滑に行はるべきものでなかつた。この理窟が呑み込めて、期正兩者が、利害の共通に目覺めさへすれば、協調合同は、譯なく出来る筈で

あつた。果然、正米業者側は、私の諭示の真意を審かにするにおよんで、その要綱に對する反對の氣勢は、日を逐うて緩和し、取引所側と再三會合を重ね、互に意見交換の結果、相提携して、現行取引所法規のもとに、正米市場を開設するの議を決した。すなはち、七月二十六日には、先づ大阪の堂島米穀取引所より開設の出願をなし、次いで東京も之に倣ひ、茲に、歴代内閣持越しの懸案は、私の商相時代、數箇月ならずして、圓滿に解決したのである。

現在の中の島正米市場が、之に依つて滞りなく開設式を舉行したのは、昭和二年十二月二十四日のことで、時の商相は、田中内閣の中橋(徳五郎)君であつたとおもふ。私は當日、林(市藏)君より懇篤なる謝狀に接して、實に同慶の念に堪へなかつた。先輩の謂ゆる、爲政者の二大難物の一つが、何等の騒動をも惹き起さずに、斯様にすらくと片付いたのは、かへすがへすも望外の幸であつた。

六、瓦斯事業法の實施問題

政府多年の懸案といふ意味においては、瓦斯事業法の實施問題も、同じく、その一つに計へねばならぬ。瓦斯事業は、電氣事業と相並んで、家庭用光熱を供給する點より見て、常に公益上重要な事業なるのみならず、廣く諸般の工業に對して、其の動力を供給する點、およびその副産物が、國家の基本工業の一たる染料工業の原料となる點、より觀るも、將たまた燃料問題の見地よりするも、國家として、之が保護獎勵に任すべきはもちろぬ。他方において、嚴重にこれを監督し、斯業の有する獨占的地位の濫用を取締らねばならぬのである。

瓦斯事業法は、如上の理由により、政府が、明治四十二年以來、調査に調査を重ね、その制定に力めたものだが、種々の事情より、容易に具體的提案を見ず、大正十二年におよび、漸く、第四十六議會の協賛を経、同年四月に、始めて公布せられたものである。これで從來、或は廳府縣令により、或は市町村が、道路其の他の管理者たる地位に在りて締結したる謂ゆる報償契約に依り、各地各種の態様をなしてゐたものが、すつかり統一されはしたが、しかし、その施行が、またなかく急速に運ばず、二箇年も停頓のまゝ、私の商相時代にまで、持ち越されてゐたのであつ

た。

瓦斯事業法の實施に關する法規の制定。すなはち瓦斯事業法施行令および瓦斯事業法施行規則の制定が、何故にかやうに遅くれたかといふに、斯業の性質上、法規の關係するところは、單に商工省のみでなく、道路河川等の管理、市町村等の公企業、並びに一般保安關係等よりして、内務省の主管に渉るものが非常に多い爲めである。それゆゑに、瓦斯事業法を施行するには、該法の條項ごとに、その所管を明確に決定し、それに依り、當業者に對し命令權を持つ主務大臣を、商工大臣とするか、内務大臣とするか、或ひは兩大臣ともに必要とするか、さういふ場合には、商工内務いづれを先とするか、といふやうな面倒な事項を、一、一、兩省が協議の上、決めて懸からねばならなかつた。従つて、此の場合、主務大臣が姑根性を出したり、兩省の吏僚が權限争ひをしてゐたりしては、二年はおろか、三年五年——およそいつまで經つても、瓦斯事業法施行令や、施行規則は、制定される筈はないのである。

せつかく、多年の審議を経て、出來上つた瓦斯事業法が大正十二年に公布されてゐながら、斯様なことで、實施されてゐないのは、謂ゆる佛作つて魂入れずで、遺憾この上もない。

私は、商相就任の劈頭、ぜひ一日も早く、施行令を布いて本法を活かし、斯業を統制して、從來の不利不便を排除せねばならぬと考へた。そこで、内務省との交渉に就いては、部下に命じ、出來うるかぎり、官僚風の權限や形式にこだはらずに、當業者並びに需用家の便益を計り、斯業の發達に資するといふのを眼目として、協議を進行せしめた。その結果、施行令の制定に就いては、右に述べた主務大臣の決定問題以外に、保安規定の内容、公公用土地使用料の定め方等、其他種々の厄介なる問題はあつたが、兩省の折衝は、極めて急速、且つ順調に行はれ、私の就任後、いくばくならずして、所期の目的を達し、大正十四年九月二十八日、勅令(第二九〇號)を以て、瓦斯事業法施行令を公布し、次いで翌十月一日、商工内務兩省の省令を以て、瓦斯事業法施行規則の發布を見たのである。

該施行令においては、行政上の命令は、商工省令となし、ただ、瓦斯事業の許可、導管敷設の爲め必要な道路、河川等、公共の用に供せらるゝ土地使用の許可、瓦斯事業の讓渡許可、市町村の瓦斯事業の強制買収の認可、並びに買収條件

の裁定および災害の豫防、または除却の爲めにする瓦斯工作物に關する命令等に就いては、商工大臣は内務大臣に協議することとし、此の旨、勅令を以て明かにし、同時に、如上の方針に基いて、施行規則を設けたものに外ならない。

しかし私は、右の如き法令を出しただけでは満足し得なかつた。瓦斯事業は、一方において、都市住民の生活と至大の關係を有し、他方また、國家の重要産業を形成するものなるが故に、法の運用は、各方面に對し、實に重要な影響を及ぼすを以て、單なる法令の規定のみを以てしては、事實上、必ずしも措置の完璧を期しがたきものがあるからである。依つて私は、更らに一步を進め、本法の實際運用を圓滑ならしむるために、民間業者の希望を參酌して、これを商工内務兩省の審議に附し、遂に閣議の協賛を経て、同年十二月二十六日、勅令(第三二九號)を以て、瓦斯事業委員會官制を公布したのであつた。

此の委員會は、商工大臣の監督のもとに關係各大臣の諮問に應じて、瓦斯事業に關する

重要事項を調査審議するを以て目的とし、商工大臣を會長とし、十五名以内の委員を以て組織する。(定員の外必要に應じ臨時委員を置くことを得)これらの委員および臨時委員は、會長の奏請により、關係各省高等官および學識經驗あるもの、うちより、内閣において之を命ずといふの制度を立て、官廳側の委員は、商工省内務省より取ることとし、之に東京大阪の兩市長を加へ、學識經驗あるものとしては、専門の學者、および實際事業の經營に當れる有力者を任命するの仕組を取つた。私は斯くすることに依つて、瓦斯事業法の施行にあたり、官民兩者の意志を疏通し、法規の適用に彼此機宜の措置を得せしめんことを期した。さうして私はまた、委員會の機能を、官制の定むる主務大臣の諮問機關たるの意味より押しひろめ、實際の運用において、主務大臣の裁定に際する恒例的諮問應申の慣行を開いたのであつた。

幸に私の施設は、爾來、事業補益の效用を奏し、就中、公共團體と事業會社間において、各殊別的に締結せられた報償契約の如き、之が效力等に就いて、幾多の疑義を有するため、事業經營上、當事者間に絶えず紛議を醸しつゝあつたところのも

のが、委員會の審理によつて、圓滿に解決し得たものが尠くなかつたと謂はれてゐる。だが、あまり委しく述べると、自畫自賛に陥りさうなので、これくらゐで、切りあげ、次に、生命保険に對する回想を略述したいとおもふ。

第五 商相としての回想 下

若し夫れ、生命保険に關する問題に至つては、明治二十二年、官界を辭して、實業界に入りて以來、三十有餘年間、私の社會的活動の大部分を占めて來たものである。従つて、之に對する施設上、並に監督上の事柄に就ては、自家の體驗に基く相當の成竹を持つてをり、たとひ既往數年、政界に馳驅して、斯界の實際に遠ざかつてゐるにせよ、これに手を下すに、敢て、事新らしく、他人の調査研究に俟つまでもないのであつた。

私は、商工行政の根本の見地として、常に斯う考へてゐる。それは、おほよそ如何なる種類の事業にてもあれ、之が堅實なる基本を培ひ、順調の發達を遂げしむる爲めには、政府は出來うるかぎり、干涉的態度を棄て、當業者をして暢々とした

こゝろもちで、積極的に、自主的に、事業の經營に當らしめねばならない。資本主義經濟組織のもとにおいて、事業能率を擧げしむるには、政府の干涉は、一大禁物である。それゆゑに、私はその局に當るに至つてや、衷心より當業者の自由を尊重し、業界の活動を輔翼するを念としてゐたのであつて、その行政命令を以てするの止むを得ざる場合においても、力めて、正面より官廳的に之を爲すを避け、まづ以て、當業者を諭示して、政府の意のあるところを諒とせしめ、當業者自身の自覺と反省とによりて、時代の大勢に順應し、適當に事業運營の方途を講せしめた。さきに述べた鐵鋼業關係以下、正米瓦斯等の諸問題の解決は、取りも直さずその例であるが、生命保險に關しても、私が、かうした主義と態度とを以て臨んだことは勿論である。或る意味から云へば、むしろ此の生命保險のことは、私が最も熟くその内情を知悉せる問題であるが爲め、私としては、一層私自身の意見を差控へて、當事者の隔意なき諒解のもとに、斯界が自發的に善處するよう意を用ひた次第であつた。

一、生命保險の責任準備金問題

生命保險に關する問題のうち、その最も重要なものは、謂ふまでもなく責任準備金の問題である。會社の内容が堅實であるか否かは、その會社の責任準備金が、妥當なる基礎の下に算定せられざるや否やによつて判定せられる。何故なら、生命保險契約は、相當長期に亙るものであり、其の保險事故の發生といふものは、契約締結の初期には、極めて稀で末期に偏倚せるものであるから、各年度の保險料もまた各契約期間の経過に伴ひ次第に増加せしめて然るべき筈であるが、保險政策上の立場から、會社は年々同一保險料を徵收する習慣となつてゐるが爲め、契約初期には、保險料に剩餘が生じ、末期に不足を告ぐることとなる。従つて、會社は契約初期に於ける剩餘金を適當に利殖し、蓄積して、末期に於ける不足分を補填し、保險金額の支拂に支障なからしむべき義務を有するものであつて、斯様に蓄積利殖せらるゝものが、取りもなほさず責任準備金と稱へらるゝもので

あるからだ。それゆゑに、若しも、責任準備金が不充分であるならば、早晚保険金支拂に支障を招來し、多數契約者が老後の爲め、死後の爲めまたは子女の教育結婚の爲めなどに準備せる多年の粒々辛苦も水泡に歸せしめらるゝ危険があり、契約者が多ければ多いほど、その危険は、社會全般に及ぶのである。斯業の監督の位地に立つ商工省として、此の問題が、寸時も、忽諸に附し得ざる理由は、實に茲に存する。

ところが、我國の各生命保險會社において、斯くも業務的に、且つ社會的に、深大の關係をもつ責任準備金が、果して必要且つ充分なる程度に、積立てられてゐるか、什麼か。また政府において、制度上、此の責任準備金の施設並びに監督に、遺憾なきを得てゐるか、什麼か。私は在野時代、既に此の問題に論及して、政府および當業者の猛省を促さざるを得なかつたことは、本篇第一章（第三二頁―第三三頁參照）に記した通りである。大正八年度において、全國四十一會社を通じ、『正當なる責任準備金を積立つることが出來ぬ筈』の業態を示しつゝあるに拘らず、私が商相就任當時まで、數年間、何等改善のあとなく、依然、社會多數の被

保險者を、不斷の危険に曝したまゝ、放置してゐた。此の問題に、私が手を下すに至つたのは、蓋し止むを得ざるに出づるのである。

責任準備金問題を説く爲には、少しく専門的になるやうだが、順序として、先づ保險會社の依存するところの、保險料のことから述べねばならぬ。保險料は、純保險料と附加保險料との二つから成立つ。純保險料といふのは、先づ保險事故なるものが、如何なる割合で生ずるか。保險事故發生の場合に、會社が契約の保險金を支拂ふためには、如何なる割合を目安にして、どれだけの保險料金を取れば可いであらうかを、保險數理に基いて、割り出して決定したものである。言ひかふれば、保險事故の發生に對して、契約保險金額を、遅滯なく支拂ふことの可能を、數理上から、割り出したものが、すなはち純保險料であるが、しかし、會社が、事業の經營をして行くには、右の純保險料だけでは、不可能である。別に、營業費すなはち、契約者の募集や、契約事務を取るために、必要の營業所を設け、事務員を置く等の、經營が要るから、之等の費用を、保險料の一部として、契約者から取らねばならぬ。これを附加保險料といふ。現に契約者が、保險料として、會社に支拂ふ料金の中には、上に述べた純保險料と附加保險料とが、含まれてゐるのである。だから、保險料のうち、附加保

險料に屬するものは、會社の營業費に費つても差支へはないけれども、純保險料は、保險契約を履行する上において、絶対に必要な爲め、是非とも積み立て、置かねばならぬ。責任準備金とは、要するに、此の純保險料の積立を指すものに外ならない。

一、チルメル式計算法の理論と現實

保險料算定の基礎は、右の通りであるが、多數會社の競争熾烈を極むる斯界の實情では、保險契約締結初年度に於ける募集其の他に要する多額の出費は、到底附加保險料のみを以つて、辨ずることはむづかしい。しかし、一度契約を締結さへすれば、次年度からは、それらの費用は、ずつと輕減されるのが、普通である。そこで、こゝに便法が講せられる。といふのは、第一年度に、附加保險料金だけでは不足を告げる營業費を、純保險料から流用しておくことである。もちろん、純保險料は、責任準備金として、必ず積立つべきものであるから、嚴密の意味において、たとひ一時たりとも、營業費に振りむけらるべきでない。が、生命保險は、火災

保險などとは違つて、その契約は、長年月に渉るを常とするから、第一年度には、純保險料を、營業費に融通して置いて、第二年度以降毎年すこしづつ、附加保險料の方から崩濟的に、融通しただけの金額を返濟すれば、別に差支へはあるまいと云ふのだ。實際において、第二年度からの營業費は、少額で濟むのだから、それだけ、附加保險料には、自ら餘裕が生ずる。此の餘裕を、純保險料の方へ振り向け、責任準備金に充當することは、出來ぬことではない。かういふ實際上の必要に基き、之を保險數理で組み立てたものが、謂ゆるチルメル式計算法である。

チルメル式計算法は、事實上適切の理論として、從來世に認められて來た。しかしながら、保險經營の根本からみれば、此の理論を無條件に許容することは、可なり危険である。何故ならば、數理上當然に積立つべき金を、他に流用するのであるから、その金額が、完全に返濟せらるる迄の或る期間内、會社の責任準備金には、缺陷ありといはねばならぬからである。故に歐米各國において、チルメル式計算法を、理論上認めてゐても、法令において、相當制限を附せなければ、之を許可

してゐない。我國にては、明治三十三年以來、保険料積立金の計算法は、純保険料式——すなはち第一年度においても純保険料を他に流用せざる——を以て原則とし、チルメル式計算法による場合には、政府の認可を必要とすると同時に、其の流用額を報告せしむることとして居るのである。さうして、如何なる範圍に、チルメル式流用を認むるかは、當該會社の申請によつて、時の政府が、個別的に決定するのであるが、従來行政上の方針としては、右流用額の限度を、保険金額の千分の二十とする内規であつた。

さりながら、政府は、チルメル式流用額の償却期間に就いては、法令にも内規にも、別に制限を設けてゐなかつた。そこに監督上尠なからざる不備があつた。私の商相就任當時、我國の生命保險會社四十四社のうち、純保険料式の積立法を採用してゐたものは、僅に四社に止まり、他は條件こそ相違すれ、いづれもチルメル式を採り、その大正十三年度の報告において、各社の附加保険料總額四千二百餘萬圓に對し、事業費として支出せる金額は、五千四百餘萬圓に達し、一年間に差引壹千貳百萬圓以上を、純保険料から更に流用してゐた。さうして、これが

償却期間には、法規上制限がないのであるから、流用金額は、そのまゝ、營業費に振り向けられ、各社間に契約者爭奪の軍資金となつて、徒らに無謀の競争を熾烈ならしめてゐたのである。

三、保險行政の基礎確立

私が、生命保險業界の積弊一掃のため、いよゝゝ意を決して、當時の生命保險會社協會理事長たる矢野恒太君を、官邸に招致したのは、大正十四年も盡きんとする、十二月二十八日のことであつた。

私は先づ矢野君に對し、斯界現下の業態の正常ならざる諸點を擧げ、その根本原因が、一に責任準備金の缺陷を放置せるに在るを指摘し、會社が意をこゝに致さずして、現に見るが如く、目前の小利に眩惑し、營業費の濫費を顧みざるに至つては、會社自身はいふまでもなく、社會公衆に取りて、危険これより甚しきはない。其の對策に就いて、私は主務大臣として、種々考慮の結果、斷然、從來の放漫なるチ

ルメル式流用を制限し、此の際、斯業經營者に對し、政府の監督を嚴にするの外なし、といふことに歸着した。もちろん、之等のことは、商工省において、その適當と認むるところを、省令を以て當業者に實行せしむればよいのである。が、私は成るべく、問題を、保險業界それ自體の問題とし、諸君が、主務省の意のあるところを諒として、自發的に解決に當られんことを希望する。當業者の自由を束縛し、諸君の行動に制肘を加へて、進取發展の意氣を沮喪せしむるが如きことは、私としては、許すかぎり避けたいと思ふからである。本日、君を招いたのは、これがために外ならぬと云つた。

當時、私は、斯界の流弊を防ぐためには、是非とも、チルメル式流用期間を、歐米同様、五箇年に制限することが出来なければ、せめては、それに近き年限にまで短縮したい。さうして、其の流用額の如きも、會社に命じて、之を社會に公表せしめたい肚であつた。そこで私は、矢野君に對し、この旨を告げ、當業者一同に、本省の意の在るところを通じ、議を纏めて、答申せられたしと附言した。當日の論達は、これで終つた。

私の論達には、何等不當の要求を含んではゐない。業界が、その自營上、且つ社會上、當然、爲さねばならぬことを、政府の命令を俟たずして、當業者の合議に依り、爲さしめんとしたに外ならぬのであるが、しかし、多年チルメル式計算法のもとに、責任準備金の積立を忽せにし、互に鎬を削つて、契約額の多きを競ひつゝあつた多數當業者は、矢野君より、私の諮問を傳達されて、可なり驚かされたものらしい。翌年一月早々、保險協會では、調査會を設け、答申案作製に就き、幾度となく審議を進めたけれども、何分、チルメル式流用額の多い會社ほど、内部に缺陷があるのだから、これを公表せしめらるゝは、取りも直さず、己れが經營の不確實さを、世間に廣告するのと變りはないので、衆議はまづ、第一に、此の點に行き惱みを示し、第二に、流用年限の如きも、十五箇年くらゐに限られたしと謂ふのであつた。

だが、斯様な、蟲の善い註文は、もとより私として、容認すべきではなかつた。

斯界の病弊を除去するためには、或る程度の外科手術は、絶對に必要、従つて、之

に伴ふ一時の苦痛の如き、當業者自身、業態の健全なる發達を庶幾する以上、むしろ進んで受くべき筈のものであつた。私は屢、部下を派して、委員連の反省を促し、最後には、私自身、協會に出向いて、説得に力めた。その結果、委員側は、反對意見を緩和し、私もまた、多少之に譲るところあつて、雙方妥協の上、遂に、大正十五年二月十五日、左の如き條件を以て、本問題は、圓滿に解決を告げたのである。

イ、舊契約の分に就いては、從來認可を受けた保険料積立計算に依ること。ロ、從來認可を受けて居る保険種類のうち、大正十五年度以降の新契約の分に就いては、十年チルメルに短縮すること。ハ、將來新たに認可を受くる保険に就いては、五年チルメルとすること。

ニ、チルメル流用額は公表せざること。

すなはち、流用額の公表、および現在の契約に對しては、私が讓歩し、將來のものに就いては、協會側を讓らしめた。かくして私は、本邦生命保險事業創始以來の痛を切り取つて、滞りなく、斯業の經營方法を、正常に復へし得たのである。

チルメル問題は、私の豫期の如く、極めて短時日のうちに解決した。それと同

時に、私は、一步進んで、我國における生命保險死亡表の改正を行ふの必要に迫られた。何故なら、各會社に對し、チルメル式流用の條件を、せつかく右の如く統一的に規定しても、責任準備金の基礎たる、死亡表が、正確でなくては、夫れに依存する各會社の計算は、しせん亂雜にして、信用の措けないものになるからである。

當時、各社が保険料計算の爲めに使用しつゝあつた死亡表は、主に、本邦人口統計より作成せる内閣統計局第二表、英國十七會社表並に、英國々民表たるフアー氏表との三種であつて、殘念ながら、我が國の實情に、しつくりと當て嵌つたものではなかつた。そこで私は、此の缺陷を充たす爲めに、標準死亡表を作製せしむる事の、極めて急務なるを痛感し、取りあへず、之に必要な經費を、豫算に計上し、専門學者を調査主任に擧げて、その事に當らしめた。後ち、昭和八年三月に、前後三回に互り刊行せられたる、角尾猛治郎君の、商工省日本經驗生命表は、取りも直さず、私の企圖が、事實に現はれたものに外ならない。此の經驗生命表編纂に際し、蒐集するを得たる保險資料に依り、生命保險協會では、新たに同君に囑して、日本生存保險經驗表を完成せしめ、同八年九月を以て公刊したのである。この

二つの編著によつて、我國における生命保険料算出の基礎は、始めて確立されたと謂つてよいであらう。

なほ私は、保険行政が従来、商工省の商務局中の一課の所屬として取扱はれてゐたのを、斯業の社會公衆におよぼす影響の重大性に鑑み、監督上の萬全を期するため、同課を昇格して、奏任の課長に代ふるに、勅任の保険部長を以てするの計畫を立てた。それが實現して、今日の商工省の保険部となつてゐるのである。

生命保険關係の事柄に就いては、可なり思ひ出も尠くない。兎に角、本邦斯業の創始期に當りて、謂ゆる草分けの勞に服し、渾身の力を盡くして、その開拓と普及に努めた私が、こゝに、星移り物替りて、四十春秋の後、端なくも、主務大臣に擧げられて、行政の衝に當り、ふたゝび同業諸君と相見えて、斯界の振興に協力し得たことは、まことに不思議の因縁と謂はば謂ふべく、私として、感慨の無量であるのも、また當然のことであらう。

四、燃料および國産振興策調査

燃料問題および國産振興策に關する各種の施設、この二つもまた、私の商相時代に手を著けた重要な事項であつた。

先づ前者より述べよう。茲に燃料問題といふのは、主として液體燃料問題をさすのであるが、之が我國の産業上、並びに國防上より見て、一日も忽せにすべからざる問題たるは、敢て説明の要もあるまい。殊に本邦における石油の需要が、年一年、漸増せるに拘らず、その國內産額が、豫想外に増加しないところから、此の問題は、一層重要性を帯び來れるものであつて、既に大正十年頃、農商務省の主唱により、關係省の役人達が集つて、石油政策に關し、種々意見を交換し、對應策を鍊つたこともあつた。しかし當時、何等纏つた立案をも見る能はずして、依然未解決のまゝ、私の時代におよび、大正十五年の第五十一議會には、貴族院の豫算分科會において、『政府は相當の機關を設けて燃料に關する政策を樹立すべし』との

意味の、希望決議さへ行はるゝに至つた。當時における本邦石油の需給關係は如何といふに、その産出年額は僅々五、六十萬噸に止まり、軍事用を除いても、國內需要の三分の一すら充たす能はざる状態であつた。私が此の問題の解決に乗り出したのは、實にかやうな時であつた。

私は、解決上、準備工作の一として、先づ政府部内の意見を纏むるを急務とした。特に本問題に對し密接の關係ある陸海軍の當局者と、隔意なき協議を遂ぐる必要を感じ、爾來屢々、軍部側と會合して相謀るところあつたが、その結果、大正十五年七月の閣議に懸け、商工大臣監理のもとに、關係各省の要員を集めて、燃料調査會を設置するところまで漕ぎつけた。一方、私はまた北樺太の利權契約に基いて、北樺太の石油および石炭の採掘に關する施設をなすの計畫を進めた。

しかし、私の商相在任中には、右の二つながらいまだその成果を見ることが出来なかつた。といふのは、私が燃料調査會を設けて後ち、二箇月ばかりで、大藏省

に轉じたからだが、幸に後年、該調査會の審議の結果は、石油試掘獎勵の施設となつて現はれ、また、北樺太關係の計畫は、北樺太石油、北樺太鑛業の兩會社の創設となり、商工省が、その監督と助成とに當ることとなつた。もちろん根本的の意味からは、今日といへども、液體燃料問題は、十分に解決せられてはゐない。従つてそれは、將來における官民一致の協力に俟たねばならぬのであるが、しかし、兎にも角にも、此の問題を、眞劍に、國策的見地より解決せんとし、且つ事實上、たとひ僅少にもせよ、解決の緒に就かしめ得たのは、私の欣幸とするところであらねばならぬ。

次は、國產振興に關する調査並びに其の施設である。當時、官民ともに世界戦後、特に關東大震災後より、連年引續ける巨額の入超に脅かされ、海外への夥しき正貨流出の勢ひを阻止すべく、輸入防遏の國民的運動を喚起するに至つた。その第一聲は、大正十四年、東京市における我國工業家の大會を機として、舉げられ、斯業者は、謂ゆる國產愛用をスローガンとして、一齊に、國民大衆に呼びかける

こととなり、次いでまた、東京商工會議所、工政會、日本工業俱樂部、發明協會、日本産業協會、實業聯合會等の、六大商工團體の大同團結のもとに、東京國產振興協會なるものを組織し、同協會の審査により、優良なる國産品を挙げ、或ひは展覽會に、或ひは博覽會に、之を出陳し、同時に、講演會、講習會等を各地に開催して、之が使用を奨励するなど、有らゆる手段を盡くして、その宣傳に當つた。従つて私の爲したところは、此の機運に乗じたものに過ぎないのであるけれども、しかし、その指導方針として、私は、この欣ぶべき國民的運動を、一時の流行やお祭り騒ぎに終らしめず、是非とも、確乎たる根柢あり、持久力あるものたらしむよう努力した。私の意は、斯く本邦經濟史に倫を絶つ、産業的國民運動の勃發せるを好機とし、透かさず之を捉へて、國家産業の根本に培はんとしたものに外ならぬのである。

大正十五年六月、商工省の主唱によつて、官民の智能を集め、國產振興委員會を設け、私は右の方針によつて、此の委員會に、次の三つの仕事を託した。

その一は、國産品の使用奨励に關する方策實施上の調査である。すなはち、如何なる方法を以てすれば、國産品の使用を、有效且つ適切に國民一般に普及せしめられるかといふ、

その具體的方法の研究であつて、これはただちに、當面の民間の運動と呼應するところに意味を持つ。

その二は、官廳における國産品使用の奨励である。官廳は、何といつても最大の消費者需要者であるのだから、之が率先して、國産品を使用したならば、國內産業の振興に、どれだけ大なる力があるか知れないのに、これまで年々、外國品を使用するに傾き、それがため今日、少なからざる輸入超過の原因をなしてゐるのである。かやうの宿弊を、徹底的に除き、外國品の使用は、必要止むべからざる物に限ることとせよといふのが、私の主張であつた。委員會は、此の主張を容れて、極力政府に對し、國産品の使用を要望した。後年、第二次若槻内閣および濱口内閣が、國產奨励を、政策の一に加へ、江木鐵相の如き、從來、鐵道省の購入した器械類中、およそ壹千萬圓有餘に上れる外國品を、全部國産品に改めてしまつたのも、この當時の主張が、實行に移されたものに外ならぬのである。

その三は、國家須要の産業にして、未だその完成を見ざるものには、これに適當と認むる保護助成の途を講ずべく、且つその發達を圖るための具體的方策の講究である。いかに、當局が聲を囁らして輸入防遏を叫び、國產愛用を奨めたところで、國産品が實際に、輸入品

よりも品質が粗悪であつたり、また値段が高かつたりしては何の効果も奏しない。現に、多数の國産品中には、さうした品物が少くないのである。故に、一般大衆に國産品愛用の徹底を期せんとするには、これと同時に、之等の粗悪且つ高價品に就いては、大に改良改善を施し、外國品のレベルにまで、それを引きあげねばならぬ。一方また、國家の基礎的工業若しくはそれにちかき種類の工業に對しては、政府は出來得るかぎり保護を加へて、其の發達進歩を促さなければならぬ。一例を舉ぐれば、曹達灰製造工業の如きが夫れで、當時本邦斯業は、工場鹽等原料の關係よりして、英米品の壓迫を受け、頗る萎靡不振の状態に陥つてゐたのである。私は斯業の重要性よりみて、國家が之に保護を與ふるの必要なるを感じ、遂に五箇年の期限を附して、補助金を國庫より支出せしむる案を立てた。その結果、國産曹達灰は、年一年その品質を改良して、英米品を壓倒するの出來榮を示し、現在に於ては、國內市場より外國製品を悉皆驅逐するに至つたのである。

其の他、或ひは砂糖を、取引所上場物件に追加し、大阪において新たに會員組織の砂糖取引所の設置を認可せし如き、或ひは工藝の振興を計るために、専門的指導機關を施設するに決したる如き、(これが現在仙臺における工藝指導所の發端である)或ひは、

輸出絹織物の検査を、從來の府縣營より國營検査に統一したるが如き、或ひはまた、原始産業に關する保險制度の樹立、および火災保險の再保險事業の發達を計るが爲めに、損害保險制度調査委員會を設置したるが如き、孰れも、これらは、皆私の在任中のことであつた。

加藤内閣は、大正十五年一月、首相の薨去によつて、若槻内閣と革まつたが、私は引續き留任し、同年九月、藏相早速整爾君の逝去により、その後を襲いで大藏省に轉じた。商工大臣としての在職十有四箇月、その間、私の成し得たところのものは、上述の如きに過ぎぬ。もちろんそれは、私自身、商工行政に關して、懷抱しつつあつた政策の貧弱であつたことに起因はしようが、しかし、以上の諸施設は、私の貧弱なる政策をすら、十分に現はしえずに、ただ財政の許す範囲内において、その一端を施行したものに外ならない。私として、遺憾とする點は多けれども、兎にも角にも、加藤若槻兩内閣の緊縮方針の下に、割り當てられた商工省の豫算内で、出來得る限り新施設を講じ、斯界の發展に力めたことだけは、自ら顧みてい

さゝか心を慰むるに足りよう。これに就いて、私は大正十四年十月、彼の八幡製鐵所視察に先きだつて、數日間展墓の爲め歸省したとき、來訪の新聞記者の爲め、當時の商工行政に關し、次の如く語つたことを、いまに想起するのである。

來年度(大正十五年)商工省新規事業のうち、既に閣議で認められてゐるのは、四百萬圓であるが、これは主として、貿易の振興、保險業界の刷新等が主で、貿易獎勵費としては、四十萬圓を計上してゐるが、政友會あたりでは、其の額が餘りに僅少であるから、何等事業は出來ないだらうと攻撃してゐる。しかし、商工省の考へてゐる獎勵といふのは、決して空漠たる事業ではない。(中略)我國の産物をして、世界的に重要ならしむる可能性が無いかと云ふに、決してさうではなく、日本人は、充分その産物を世界に飛躍せしむるだけの技能と特性とを持つて居る。つまり、國民が商賣下手なるが故に、常に外國品に壓倒されてゐるので、商工省は、其の沈滞した本邦産業界をして、世界的に飛躍せしむべく、各國に行商を派するやうな計畫を樹てゝゐるので、先づそれらの獎勵の意味で、四十萬圓を見積つてゐるのである。

要之、豫算は有ればあるで、仕事をやる。無ければないで、また仕事をやる。これが、私の政治家としての日常の座右銘であり、且つ私の終生操持せる政治的信條のひとつであつたのである。

五、國家的信條と政治的行動

國家的信條を行動の基準とするにおいて、ひとり私のみならず、當時、憲政會出身の閣僚はいづれも、極めて多量の共通點を持つてゐた。殊に大正十五年中、現職大臣として、相前後して世を辭した加藤伯と、早速君とは、その行藏宛ら同心雙體の觀があつた。

もちろん、早速君は、加藤伯より遙かに後輩であるに相違ないが、黨人としての君の、識見と手腕とは、たしかに鐵中の錚々で、年なほ壯にして、廣島縣政界に名聲を馳せ、郷黨に推されて衆議院に出づること八回、大隈内閣時代には、參政官に擧げられ、次いで衆議院副議長の椅子を占めたこともある。加藤内閣成るにお

よんで、當初、君は大藏政務次官となり、次いで農相に榮轉し、後ち若槻内閣において、濱口君が内相に轉するや、其の後任として藏相となつた。それは大正十五年三月のことで、在任僅かに半歳にして、簀を易へたのである。享年五十有九。政治家としては、まさにこれからといふ惜しい時であつた。

君は、加藤伯には心から推服し、滿幅の信頼を傾けて、伯の指呼のまゝ立ち働いた。伯の信念は、すなはち君の信念であり、伯の主張は、そのまゝ君の行動であつた。君は伯の長所に敬慕措かなかつたとともに、傍人より見て、その短所と思はるゝ點にまで、限りなき愛惜を感じてゐたかに見られた。それほど、君は伯に傾倒してゐた。伯が君を推挽したのは、かうした君の純情と、君一流の正直さと、きびきびしたその活動振りとが、自然に伯を動かした結果であるのは、謂ふまでもない。しかも、多くの黨友を抜いて、君が相位を得た日は、はやくも伯が、君と永訣を餘儀なくされてゐた時であつて、伯薨去の後、哀夫、いくばくならずして、君また、此の偉大なる知己のあとを、天外に逐はざるをえなかつたのである。

加藤伯に知られた爲め、政治的生活において、可なり順調であつた君は、その代りと云はうか、財運には、太だ恵まれなかつた。文字通り清貧で、絶えず貧乏に付き纏はれてゐた。

君の臨終の床が展べられた由、比濱の別荘は、玄關をも加へて三室といふ、極めて粗末な、謂ゆる裏長屋式の貸別荘であつた。そのなかで一番廣い八疊の座敷を、君の病室にあててゐた。君は令室を失うてより、獨身で通してゐた。家族は愛嬢のちよのさんと、孫の朝子さんといふのと、二人きりであつた。ちよのさんは、婚家の縁薄く、朝子さんを連れて、父君の膝下に復つて以來、病氣の看護も、炊事も、拭き掃除も、ただひとりでまめやかに辨じてをられた。三間の貸別荘に三人の家族！妻なき夫と、夫なき妻と、父なき子とは、かうして相寄つて、身の寂しさを慰めあひ、宿縁の冷たさを温ためあうてゐた。これが世に時めく大藏大臣の家庭とは、誰れか想像しよう。

臥床中でも、政務に關する用件は、頻々と東京から電話で通じられてきた。電話は、君の病床のすぐ頭のところに取り付けられてゐた。眞夜中に、けたましいベルの音が鳴り出すと、君は、その都度、まつさきに夢を破られるのである。愛嬢を呼んでも、なかゝゝ起きてこぬ。ベルはますます激しく鳴り響く。君の疝癪玉は、覺えず破裂する。怒鳴りつけ

て愛嬢を起して、すぐその後から君は、わるかつたと涙含む。目をさまさないのに何の無理があらう。家事や看護に疲れきつてゐるからではないか。

後妻をむかへてはと、人が勤めても君は決して諾なといはなかつた。不自由でも、せつかく斯うして、氣兼ねなしに、みなが暮らしてゐる。僕が妻を娶つては、娘が可愛想だ。孫も可愛想だ。と。さう云ふ君自身が、私達には、一番可愛想におもへた。さうした君の人間味が、黨の人々の好意を寄せしめるに餘りあつた。

政治家の貧乏である場合、もちろん貧乏それ自體は、當人にとつて有難からう筈はない。しかし、貧乏といふことによつて、世間の同情が湧き、人氣が集るところから、何かに活動が致しやすい。こゝに貧乏の得がある。之に反し、その人が富裕の場合、その爲めに、便利なきも多いかはりに、餘計な反感を買ひ、理由のわからぬ不評判を招いて、當人の迷惑となることが、存外尠くない。そこに金持ちの損がある。加藤伯の如きは後者、早速君の場合は前者であらう。伯も君も、廉潔を以て知られてゐたが、早速君の廉潔は、貧乏なるが故に、一層、人に推され、

伯のそれは、富裕なるが爲め、一だん、衆に憚おそられた。

伯は、金力よりも論理を愛するの人と云はれた。これは確かに適評であつた。原内閣の第四十四議會（大正十年）に、憲政會が、滿鐵事件、阿片事件を以て、政府とその與黨に猛射を浴びせかけた時、政友會の一部議員は、之に應酬して、伯が曾て某氏より、五萬圓の寄贈をうけた際、認めたといふ禮狀を、衆議院の壇上で讀みあげ、伯を窮追して、世に謂ふ、珍品五個事件を捲き起した。伯は、冷然として口を開いていふ。金を贈られたのは事實である。貰つたのも事實である。それが一たい什麼したのだ。政黨が、有志から金を寄贈されてゐると云ふ理窟が、何處にあるかと。さすがの敵黨も、之に返す辭がなかつた。

伯の出處進退は、殆ど論理を以て一貫してゐた。その青年時代、三菱の北海道支店に勤務中、岩崎社長より、成績良好なるの故を以て、金時計を贈らんとせられた時、之を受くる時期にあらずと答へて辭退したむかしから、第一次西園

寺内閣における鐵道國有反對の爲めの挂冠（明治三十九年三月）、大隈内閣の大浦事件關係に對しての辭職（大正四年八月）、近くは護憲三派の決裂に基く加藤聯立内閣の總辭職決行に至るまで、すべて論理の軌道に、行動の本態を置き、須臾も之より脱線するを許さざるものゝ如くであつた。

伯が憲政會を率ゐて、前後十年の雌伏に堪へ得たのは、金力よりも、寧ろ論理の力であつた。黨員をして、自身同様に堪へしめたのは、或程度まで、背景が物を云つたからであらう。しかし、伯は、斷じて背景を頼む人でなく、また金力を濫費する人でなかつた。金に物を云はせて、他黨の切崩しを試むるやうのことの無かつたのはもちろん、時には、自黨の議員が、敵黨に壓迫され、みすゝと落伍してゆく場合に臨んでさへ、金力利權の類を以て、引留むるを快しとせられなかつた。若しさうでなかつたら、與黨は、伯の時代に——すくなくとも加藤内閣成立後には、まだまだ膨脹したであらう。そのかはりに、伯の薨去によつて、おそらくは大動搖を免がれなかつたであらう。この推測は、原君歿後の、政友會の情勢に徴して、必ずしも不當であるまいとおもふ。

伯は、大正十五年一月二十日、憲政會大會において、次の如く演説せられた。

私どもは、在野當時以來常に陰謀と術數を斥け、道義の基礎の上に政治を運用せんことを期してをりましたが、在朝黨となつても、ますます此の信念に忠實であるのは當然であります。而して今日は、私共が國家國民の爲めに圖つて、忠なりと確信する政策を實現せんとする外、餘念がないのであります。此の確信を貫くには、常に斷乎たる決心を持ち、その遂行の障礙たるものを排する爲めには、非常なる勇猛心を要する場合もありませうが、素よりその充分なる覺悟を持つてをります。云云。

伯の全貌は、その熱辯に躍動して、ただちに、滿場の同志の胸をうつた。伯の論理の、死せる推理にあらずして、火の如き政治的生命の開展であることを、この時ほど痛烈に感得したことはなかつた。伯は、此の一大獅子吼の後、實に十日を出でずして、世を辭しられたが、伯が、全生命の開展のもとに、確立せられた國家的信念は、そのまゝ、政治的行動の母胎となつて、既往および現在、幾多勇敢且つ眞摯なる後繼者を、政界に遺しえた。早速君や、若槻君や、江木（翼）君や、井上（準）君や

を、私はその尤なるものとして計ふることが出来た。果然、伯の薨去後においても、政局は微動だもしなかつた。

早速君のことは既に記した。これより、同君の後を承けし私が、その藏相時代、いかに國家的信條を堅持して、微力を竭くしたかを、次に述べたい。

第六 藏相としての回想 上

私が藏相に轉すると同時、商相の後任は、當時の憲政會總務藤澤幾之輔君に決定し、その親任式は、ともに大正十五年九月十四日に舉行せられた。それは早速君の逝去翌日のことであつた。世間では、若槻首相が、一時藏相を兼攝し、早速君の告別式後にでも、正式の任命を見るであらうと豫想してゐたのが、斯く迅速に事が運んだのに、可なり驚かされたやうであつた。豫算編成期に直面し、且つ國事多難のをりから、立ちどころに閣員の填補を行ふて、内閣の陣容を整へたのは、若槻首相の大手柄であるなどと、多數の新聞紙にも報道されてゐた。永年の不遇に屈せず、憲政の爲めに戦ひつづけてきた藤澤君には、世人の同情があつたし、私の轉任にも、さしたる異論は聞かなかつた。むしろ、從來の官僚關係を離れて、民間實業界出身の私が、新たに大藏省を宰するに至つたことに就いて、財界一

般に期待を懸けてくれたやうに想へた。私は一層の責任を感せざるを得なかつた。

一、藏相就任直後の感想

親任式後、私は各宮家へ、御禮言上のため廻つて、官邸にかへると、たちまち待ちうけてゐた各社の記者達に包圍されてしまった。私に新任の感想を述べろと云ふのである。突然の異動だが、内閣が變つたわけでないから、別に述べ立てるほどのこともない。大藏省では目今、新豫算を切盛りするのに忙殺されてゐる。早速君存生中には、僅かに一二省の査定が済んだか済まぬかである爲め、私としては、差しあたり、その方に全力を注がねばならぬ。ただ私は、前任者が、何圓何錢の微まで、論じ盡くさねば止まなかつた緻密な遣り方と違つて、大掴みに、大態論で通して行く。必要な要求には金を出す。駄目なものは切り捨てる。最初からはつきり決めてかゝるから、各省とも、お互ひに、存外、てきばき埒が明く

だらう。それにしても、この秋、九州邊へ、ゆつくり旅行に出かけようと楽しんでゐた。せつかくの期待が、すっかり外れて、いさゝか弱つてゐるやうなわけである。私はさう云つて、微笑しながら次の如く語つた。

財政方針は、遠き將來のことは別とし、差當り變更は加へないつもりである。明年度豫算編成方針は、既に去る六月の閣議で、緊縮方針のもとに編成することに決定してゐるから、この既定方針に基いて査定をする考である。

次に經濟政策は、これからよく説明を聞いた上、緩急宜しきに従つて處置したいと思つてゐる。たとへば、金利政策の如きも、理論の必要も認めるが、それよりも、實際の方に重きをおくのがよいと思ふから、實際上に就き、機宜の處置をとるつもりである。金融制度の改善および第二次税制整理なども、議論よりも實際に重きをおいて、立案すべきであると思ふ。

それから、公債政策に就いては、我黨内閣成立後、非公募の方針をとつて來たために、金融市場はよほど改善されたが、まだ公債の公募を行つてまで、事業を起すべき時期ではないと思ふ。次に物價問題であるが、我國の物價の高いのは、經濟組織が悪いのと、國民精神の

緊張が缺けてゐるからで、物資が生産者から消費者に渡るまでには幾多仲介者の手を経る爲め、可なり高價のものとなる。そこで消費者は、組合を作つてそれを利用するようにせねばならぬ。また國民の多くは、好況時代の風習が容易に失せないで、見榮を張つたり、贅澤をしてゐる。この氣分を一掃しなければ、物價は低落せぬであらう。

なほ世間では、よく今日の財界を、不景氣不景氣といふが、私の考では、景氣は回復に向つてゐるとおもふ。それは、大戰當時の好況に比すれば、遜色はあらうが、あんな時代が、ふたたび在るものではない。従つて標準にはならない。今日の財界は、これを物資の需給關係にみても、物資が停滞してゐるといふ現象は、どこにも現はれてをらぬ。品物も廉いものは賣行旺盛ではないか。(略)

最後に人事の問題だが、私は元來、人を取り替へないでも、仕事は出来るかと考へてゐる。従つて、今後も別に人を入れ換へる考は持つてゐない。云云。(大正十五年九月十五日東京日日、大阪毎日新聞参照)

と、右の談話中、景氣論や物價問題に對する私の意見は、此の月(九月)初旬、私

が政府を代表して發表した「現内閣の政策と經濟界」と題する意見書中に、既に認めておいたものであつて、就中、國民生活の利便のために、日用必需品を、生産者より直接消費者の手に渡さんとする組合設置の運動は、私が商相在職中に、せひとも之を具體化せしめたいと考へてゐた。それを重ねて、此の機會に提唱したものに外ならない。

二、金解禁時代の前景

憲政會の政綱が、原内閣以來、放漫なる積極政策の濫行のため、國家の財政を糜散し、國民經濟を破壊して顧みざるを慨し、斷乎、緊縮主義を取つて、行政、財政の兩面に一大整理を行ひ、財界の根本的建て直しを行はんとするに在つたのは、謂ふ迄もない。行政整理および財政整理の一端は、加藤聯立内閣の成立當年(大正十三年)において、護憲三派の協調のもとに講究せられ、幸ひ第五十議會(大正十四年)において、その目的をほぼ達するをえたが、財政整理の根幹たる税制整理は、濱口藏相

の立案劈頭、早くも前章既述の如く、政友會と正面衝突を來たし、内閣は、爲めに、一たん總辭職の餘儀なきに至つた。次いで、加藤單獨内閣の出現（大正十四年八月一日）に依り、濱口藏相は、極力黨是の貫徹に努め、加藤首相薨去後、若槻内閣の第五十一議會（大正十五年）において、やうやく之を通過せしめ、同議會終了後二箇月（六月三日）にして、内相に轉じ、藏相の任を早速君に襲がしめたのである。従つて、早速藏相の財政方針は、濱口君の財政方針そのものであり、濱口君のそれは、取りも直さず憲政會本來の政綱に立脚し、世界各国が、既に千九百二十年（大正九年）の財界反動以來、異常の困難に當面しながらも、奮つて財界再建のために採用しつゝあつたデフレーション政策を採り、海外諸國と、その歩調を一にして、我財界の安定策を講じ、徐々に景氣の恢復を計つて、國民生活の基礎を鞏うすることであつた。それには何よりも先づ、寺内内閣以來の金輸出禁止令を解いて、貨幣制度を常道に復し、世界的大勢に順應して、經濟活動を更新するを急務としたのである。

しかし、憲政會内閣のデフレーション政策の究竟するところが、金解禁によつて、財界の再建をなすにありとするも、その實行は、斷じて容易のことではなかつた。

世界共通の貨幣政策を採るには、我國の經濟力が、それを可能とする程度に達するまで、隱忍して準備工作に當らねばならなかつた。何故なら、原内閣時代、金解禁を行ふに、絶好無二の機會は訪れたのだが、戦後の大景氣に亂舞しつゝある間に、大恐慌を捲き起して、その機を逸し、次いで關東大震火災のために、未曾有の大損失を招き、金解禁どころの沙汰ではなくなつてしまつたからだ。

原内閣當時、熱心に金解禁即行を主張しつゝあつた濱口君も、これが爲め、震災直後はもちろん、加藤聯立内閣の初頭には、止むなく、その主張を抛ち、（第三〇二―三〇三頁参照）即行主義より漸進主義に轉じた。さうして財界四圍の情勢が、ふたゝび己れをして即行主義に轉換せしむべき時期まで、準備工作に全力を擧げんことを期した。しかもその時期の來らざる間に、君自身が内相に轉じたので、金解禁問題に對する諸施設は、早速後任藏相に引繼がれ、次いで、いま私の雙肩に落ちかゝつて來た。

金解禁はいつの日に到來する乎、云ひかふれば、その準備工作は、私の就任當

時に、果して孰れの點にまで達してゐた乎。輕佻なる反對黨の財政家は、濱口君、
以來の憲政會の緊縮政策を難じて、財界不況の原因こゝに在りとし、その節約主
義を以て、景氣不振の作用をなすものなりと攻撃しつゝあつたが、事實は雄辯に、
その攻撃の謂はれなきを示し、加藤若槻兩内閣のデフレーション政策は、着々と
して實效を奏し、多年反對黨のインフレーション政策によつて破壊されたる財
界の諸機能を醫し、積年疲弊せる我經濟力を、漸次恢復の一途に嚮はしめてゐた。
詳細なる統計や、數字を擧ぐることは、こゝに見合はずが、その顯著なる例として
は、日本銀行の兌換券は、私の就任前において、既に相當收縮の傾向を呈し、一般預
金も殖え、貸出金も相當に増加してゐた。金融方面において、金利はしだいに低
下し、日米爲替も、四十七弗より四十八弗の間を出入して、我國の信用は、海外市場
において、明らかに復興せるの事實を示し來つた。

次に、我國重要製産品たる生絲、綿絲、綿織物の生産額は如何といふに、大正八年
頃より、十三年に互つて、ともに増加の趨勢を辿り、なほ、貿易において、大正十三
年の入超六億四千六百萬圓に對し、十四年は、二億六千七百萬圓に著減した。さ

うして、本年（大正十五年）一月から七月までの輸入額は、十四年の同期に比較し、九千
萬圓を減じたが、その主たる原因が、新關稅の影響、我國爲替の回復昂騰等にある
は、謂ふを俟たぬ。以上の情勢を以てすれば、たとひ今後多少の消長はありとす
るも、だいたいにおいて、悲觀の時期は既に去りたるものと謂ふべく、各方面を通
じて、經濟界改善の跡は、歴々として見られた。要之、金解禁の即行は、時期尙早し
とするも、その準備工作は、既にこの時、相當程度にまで到達してゐた。従つて、私
の藏相としての當面の任務が、この趨勢に、斷然、拍車を加へ、これが即行の時期を、
一日も早く引き寄せることではなくて、他に何ものがありえようぞ。

親任式に列する以前、若槻首相から就任の内諾を求められた時、私の胸裡に
は、これらに對する成竹は、おのづからにして存してゐた。ただ烏澁がましくは
あるが、私は、實業界出身の政治家として、財界の基礎を確立するは、確かにいまだ
とおもつた。私は満身に、力の盛りあがつて來るのを感じた。

三、私の金解禁準備工作

濱口、早速兩藏相の後をうけたる私の金解禁準備工作は、差しあたり、緊縮政策勵行の結果として得たる當時の國際貸借關係の好轉を、更らに強化擴大するとともに、爲替相場を平價に近きところまで引上げて、之に永續性を與へねばならなかつた。それには、在外資金の充實を何よりも急務としたので、私は就任の翌月、すなはち十月を以て、此の年（大正十五年）二月以來、中絶しをれる正貨の現送を開始した。すなはち、十月十六日に第一回分として四百萬圓を現送せるを手始めに、大正十五年内に六回貳千四百萬圓を現送し、翌昭和二年も、三四月までに同じく一回四百萬圓づつ五六回に涉つて現送したのであるが、この現送正貨は、濱口藏相時代と同様、日本銀行の正貨準備以外に、同行が政府より保管せる特殊現金勘定に屬する正貨であつた。

次に在外資金充實の爲めに、濱口藏相時代、禁止的態度を以て臨んでゐた民間若しくは公共團體の外債募集計畫に緩和方針を取り、私の在任中、東京、横濱兩市の外債を成立せしめた。なほこの外、私は預金部所有の在外資金の買上げをも行ふて、ひたすら在外資金を潤澤ならしむるに力めた。

低金利政策もまた、私の金解禁準備工作の一つに計へられた。これは何故かといふに、解禁の準備時代において、圓價の騰貴を見越した思惑資金の流入が多ければ多いほど、解禁後、これが回収に伴ひ、正貨の流出する危険多きを以て、豫め内地の金利を、海外金利よりも低位に置き、右の思惑作用の行はるゝ範圍を制限するため、外ならない。それゆゑに私は、低金利政策實行の前提として、金融市場に對する財政的壓迫を避くる必要上、依然公債の非公募を旨とし、進んで政府の新施設として、國庫剩餘金を以て、公債償還の資金に充當するの制度を立て、公債の市價を高めて、この方面より利廻り低下運動を起さしめた。

私の藏相時代、日銀は前後二回利下を行つた。前の一回は大正十五年十月四日、後の一回は翌昭和二年三月九日であつた。前者は、謂ゆる日銀第二次利下

(第一次は大正十四年三月十四日)であつて、公定利率二厘引下げを断行し、後者すなはち第三次利下においては、従来の引下げ率が、各種一様に二厘であつた慣例を破り、商業手形割引歩合および國債以外のものを擔保とする貸出利率のみ二厘下げ、他は一厘下げとした。此の第三次利下により、これまで商業手形割引率は、國債擔保貸出利率と同率であつたのを、優良なる商業手形に對しては、更らに一厘方低利とした點において、商業手形優遇の意を含めたものだと言はれ、いたく財界の注目するところとなつた。

さりながら、右様の準備工作も、私をして在態に云はしむれば、概ね、財政技術の方面に重きを置くものであつて、過去十年、金本位制の軌道を逸脱せる我財界を、正常に復さしむる根本的意味を持つものでなかつた。云ひかふれば、それは、財界の上部建築には該當するも、断じて財界再建の基礎工作ではなかつた。

基礎工作は、金融制度の改善、および金融機能の整調、この二つの方面から突き進むべきであつた。なせなら、金融制度は、國家の經濟機構の中心たるが故、こ

れに缺陷ありては、いかなる經濟活動も十分に起し得ないからである。同時に、その制度の運用宜しきをえずして、金融機能が亂脈を極むる場合には、その經濟活動は、絶えず常軌を逸して、國民生活の安定は、絶対に期し得られぬからである。

私が、市來木村正副日銀總裁と、井上(準之助)君とを官邸に招いて、金解禁に對する意見を交換したのは、藏相就任後、間もないころであつた。その時、井上君は、其の準備としての正貨現送論を述べ、市來君は、突つ込んで、銀行の整理の必要を力説した。前者は技術論であり、後者は根本論であつた。果然、私の所見は、謬つてゐなかつた。私は、技術論上のことは、日を逐ふて、夫々實地に施行した。根本論に基くものに關しては、私は、熟慮に熟慮を重ねたが、たうとう實行の機會を擱んで、決然として起つた。

斯くして私は、間もなく金融制度改善の問題を、大藏省内の準備委員會に懸け、次いで金融機能の整備に關するものとしては、後ち、震災手形處理問題として第

五十二議會に提案することとした。この二つの問題は、市來君の謂ふ、銀行の整理問題であるが、私から見れば、それは、取りも直さず、金解禁準備工作中において、最重要の意義をもつ基礎工作に外ならないのであつた。

四、金融制度改革の機到る

金融制度の改善が、財界再建の根本的條件の一たるを痛感し、官民の反省と輿論の喚起に力めたのは、私の在野當時からのことである。拙著「經濟組織の改革」において、資本問題——金融問題の核心が銀行問題の解決に在るを説き、私は日本銀行特殊銀行普通銀行の三者に涉りて、その制度組織および運用上の諸點に、斷然改革の要あるを痛論した。(本書第三二〇頁第三二二頁、及び同第三二四頁各參照)何故に改革が必要であるかといふに、原因は、實に我國における金融制度の創設當初より胚胎し、爾來多年の間に各種の弊害を醸生したからであるが、そのことは、次の記述が極めて簡單ながら説明してゐるとおもふ。

政府は、明治九年に華士族の祿制の變更を行つた。それが爲めに、所謂金祿公債なるものを發行した。何ぞおもはむ、華士族は直に公債を賣拂つて商賣を始めた。しかし、昨日までも今日までも、素町人根性を貶した封建武士に、商賣の出來よう筈がない。片つ端から將棋倒しに潰れかゝつたので、これではならぬと、此の金祿公債を以て、銀行を設立することを勧めたのである。こゝに於いて、四個の國立銀行の外に、競うて銀行が設立せられ、明治十一年に至つては、百五十餘の銀行が出來た。たつた二年の間に、國立銀行の数が百五十餘になつたのである。斯う銀行ばかりが無暗に殖えてはならぬといふので、明治十二年に至つて、國立銀行の新設を許さぬといふ命令を出して、漸くその濫設を喰ひ止めた。明治十三年二月に、横濱正金銀行が資本金、銀貨參百萬圓を以て設立された。ところが、此の銀行は、其の後非常な不況に遭うて、殆ど如何ともすることが出來ない破目に陥つた。それは確か明治十六年と記憶する。そこで政府は、正金銀行の株券六千四百十四株を買上げ、それで以て漸く人心を鎮めたのであつた。左様に政府が力を入れてやつて見たところが、どうも之を一般國立銀行條例の中に置くのは、無理だといふので、遂に明治二十七年七月、正金銀行條例といふものを別に拵らへ、一般銀行と區別して、之を取締ることにし

たのである。
是より先き、政府は明治十五年六月に、日本銀行條例を發布し、日本銀行をして、各府縣の一般銀行を指導せしめ、之を取締つて行くといふ方針を立て、金融制度の基礎を固めたのである。

以上は國立銀行であるが、其の外に、私立銀行も澤山出來た。一番先に出來たのは、明治九年に設立された三井銀行である。此の三井銀行の設立以後、漸次増加して、明治十六年には、銀行及銀行類似のものが、驚く勿れ合計實に九百餘に達したのである。日本の國民は、政府が銀行を造れと云へば、銀行のみを幾許でも造る。鐵道を造れと云へば、鐵道のみを幾許でも造る。經濟上に智識の無いことが能く判る。(拙著經濟組織の改革第一〇頁第一二頁)

すなはち、問題は茲に在る。かやうにして明治より大正、昭和におよび、本邦金融制度の體系は、各種の金融機關併立し、一見頗る整備せるが如き觀を呈してはゐるが、しかし、これらの金融機關は、何分にも、多年に亙り、必要あるごとに隨時設置せられてきたものであるが爲め、その間の聯絡統制に缺くるところあるを免れぬ。従つて箇々の金融機關は、その機能を充分に發揮しえない爲め、我國民經

濟の進運に副はぬばかりでなく、往々、その經營放漫に流れ、知らず識らず財界の發展を阻礙するの情勢を將來するにおよんだのである。

私の論策は、幸に徒爾でなかつた。世上、私とその所見をひとしうするもの年とともに續出し、金融制度改善の問題は、識者間の要望となつて議會に反映するに至り、爲めに政府は、前議會(大正十五年第五十一議會)において、その要望を容れ、調査委員會を設置して、適當の施設を爲すべき旨を聲明した。それは濱口君の藏相時代であつたが、問題はそのまま、早速君に引繼がれ、私の就任當時まで持ち越された。そこで私は、後繼藏相の任務として、これが解決に當るに際し、透かさず、此の機會を捉へて、積極的に問題を、金輸出解禁の基礎工作に結びつけた。すなはち、斯くすることによつて、私の積年の主張たる金融制度の改善を行ひ、各種金融機關の統制を圖るとともに、これが運用を滑かにして、金輸出解禁に伴ふ財界の動搖を未然に防ぎ、以て國民生活の安定に寄與せんことを期したのであつた。

五、金融制度調査會の調査事項

私は濱口藏相當時の政府の聲明に基き、金融制度調査會を設置するに當り、先づその前提として、大藏省内に金融制度調査準備委員會を設けた。會長一名は大藏次官を以て之に充て、省内の高等官五名を委員とし、更らに民間銀行よりも五名の委員を擧げて、立案の調査に、遺漏なきよう意を用ひた。謂ふまでもなく金融制度の整備改善の業たる、實に複雑且つ至難であつて、その方策如何は、ただちに我國財政經濟に深甚の影響をおよぼすにより、その調査會の議に附する事項の如きも、實際と理論との兩面に涉つて、綿密慎重に講究せしめた。

準備委員會では、右の方針に従ひ、私の諮問に應じて、金融制度調査會の調査事項に、左の十二項を擧げて決定案を作成した。

第一、日本銀行の中央銀行としての機能を完全に發揮せしむるの方策如何。第二、普通銀行改善の方策如何。第三、手形割引市場及び證券市場整備改善の方策如何。第四、工業金融整備改善の方策如何。第五、農業金融整備改善の方策如何。第六、不動産金融整備改善の方策如何。第七、貿易金融整備改善の方策如何。第八、拓殖金融整備改善の方策如何。第九、特殊産業に對する金融を圓滑ならしむるの方策如何。第十、貯蓄銀行並に信託會社改善の方策如何。第十一、庶民金融機關充實の方策如何。第十二、金融制度の改善に依る金利低下の方策如何。

もつとも、右の調査事項は、相互に密接の關係を有するを以て、その一事項に對する調査といへども、他の事項に對する調査と相俟つにあらざれば、完全を期し難いものが尠くない。しかし、各事項に關する調査完了の後に、これが方策を樹てることとすれば、最急施を要するものまで遷延して、結局實行の期を逸するおそれがある。それゆゑに、私は、分離調査の比較的容易なる事項、並びに緊急を要する事項より、順次調査會に提案する方法を採ることとしたのであつた。

斯くして私は、準備委員會の決定案を携へて、金融制度調査會に臨んだ。開會

劈頭、國務大臣としての演説は、大要次の如くであつた。

我國金融制度の整備改善に就きましては、從來久しく朝野の間に於て論議せられたる所でありませんが、今日の金融組織を見るに至ります迄には、相當古い沿革があります。各種金融機關創設の當初におきましては、日本銀行初め何れも、一定の目的に従ひ、克く特殊の機能を發揮すべく組織せられたのでありましたが、爾來種々の事情に因り、本來の精神を漸次變更せられ、當初の目的を十分達する能はずして、遂に統一ある脈絡を缺くに至つた點も少なからざる狀況となつて居ると考へるのであります。此事は、私の多年痛感して居る所であります。是等制度上の改善は、宜しく國家百年の大計に基き、本來の精神を愈發揮する様研究せねばなりません。蓋し、一國財界に於ける金融の關係は、宛も人體に於ける血液循環の關係と同様の働を爲すものでありまして、金融の圓滑なりや否やは、直に財界の健康に影響を及ぼすものでありますから、健全なる財界の發展を期せんとせば、必ず金融の圓滑なる作用を圖らねばなりません。

抑も日本銀行は、各種金融機關の樞軸として、金融界を指導統制し、我國財界の健全なる發達を期するの任務を有するものであります。然るに、日本銀行は、諸種の事情に依りま

して、從來十分に其の機能を發揮して居らぬやの批評があります。故に、或は一般金融市場との連絡を取り、其の調節を圖る點に關しまして、或は我國の産業を振興し、金融を圓滑ならしむる點に關しまして、日本銀行が中央銀行として、機能を一層發揮せしむる方策如何を、十分に調査研究するの必要があると信するのであります。

日本銀行其の他普通銀行に關する調査は、勿論、手形割引市場及證券市場の進歩發達、工業金融機關、農業金融機關、不動産金融機關、貿易金融機關、拓殖金融機關等の充實完備、貯蓄銀行、信託會社、庶民金融機關等の整備改善も亦、我國經濟の發展伸張の爲に、大に調査研究を要する事項であります。

凡そ金融界の事は、制度其のものも大切であります。が實際の運用如何が、一層重要であると思ひます。例へば、一般銀行に就きましては、資金を融通する者と、之が融通を仰ぐ者との間に、十分なる理解を缺くの憾頗る大なるものがある様であります。即ち、資金の融通を仰ぐ者は、貸付歩合の一厘も少なからむことを希ひまして、轉々取引銀行を變へ、或る銀行と永續の關係を作ることに注意致しませぬから、一朝經濟界の變動に遭遇しまするや、銀行は債務者に對する情誼を顧みることなく、資金の回收を圖るのであります。又銀

行の側に於きましても、苟くも資金に餘裕あるときは、其の貸出にのみ熱中致しまして、資金の融通を仰ぐ者の信用を調査することが、英米諸國に於けるが如く、綿密周到を極むるの程度に進んで居りませぬから、不測の損害を蒙ることがあります。要するに、資金の需要者と供給者間の相互の業務上の理解を完全ならしめることが、我國金融改善の第一歩であると思ふのであります。

政府は、以上述ぶる所の理由に基きまして、新に金融制度調査會を設け、茲に其の第一回會議を開くに至りましたのは、邦家の爲め同慶に堪へざる所であります。私は、此の機會に於きまして、我國の金融制度に根本的の改善を加へ、以て將來の經濟發展に適應する新制度を樹立し、且つ其の運用に關しても、十分なる改善を加へたいと考へるのであります。思ふに、金融制度に根本的の改正を加へますことは、頗る難事であります。加之斯の如き根本的改正は、決して之を屢々爲すべきものではありません。故に、是が實行に當りましては、慎重に調査攻究し、熟慮の上實行するの必要極めて切なりと思ふのであります。諸君は、金融制度に關し、深奥なる學識經驗を有せられ、誠に斯界の權威と云ふべきものであります。本調査會の委員たることを快諾せられましたのは、私の深く感謝する所

であります。私は、諸君の責任の重大であつて、其の任務の極めて多事なるを感ずるのであります。(以下略)

六、第五十二議會に對する諸提案

私が金融制度調査準備委員會を組織したのは、大正十五年九月。すなはち藏相就任直後であつて、記録に據れば、その翌十月十二日には、早くも準備委員會において調査を終れる、正貨現送および金利引下に關する諸件を、金融制度調査會の議に付してゐるのである。これを見ても、當時私が、いかに此の金融問題に對して、その解決を計るに銳意努力しつゝ、あつたかは想像せらるゝであらう。新藏相たる私は、もちろん此の問題のみでなく、早速君の逝去によつて、大正十六年度歳計豫算は、既述の如く、殆ど大部分査定未了のまゝ、引繼がれてゐたのであり、他に、濱口君以來の第二次税制整理をも、斷行せねばならぬ立場に置かれてゐた。多事多忙。文字通り晝夜兼行で、まつたく息づく間さへ、私には無かつた。しか

も私が、實際政治に參與して、最も愉快を感じたのは、まさしく此の時であつた。

早速君は、生前喝破していふ。財政緊縮の徹底を期せざるべからざる今日、各省にして、若し予に新規要求を容れしめんと欲せば、自ら既定經費を整理して、その財源を調達し來れと。君は此の激しい意氣込で、新豫算の編成に着手したのではあるが、いざとなつて、手元に出揃ふた各省の新規要求額を見れば、無慮二億を突破してゐた。それを切盛りすべき財源は、僅に七八千萬圓しか無かつた。さうして、いかに之に斧鉞を加ふるも、大正十六年度豫算總額は、拾八億圓に垂んたる實勢を示してゐた。閣議に懸けて之が最後の決を採るまでの、財政當局の苦心といふものは、みづからその衝に當りし經驗なき人々に語つても、おそらく解るまいとおもはれる。此の間に處し、私が如何なる財政方針を以て、新豫算の編成を終つた乎。それらの経緯を述ぶることは省略するが、その結果の如何は、本書の卷末に收めた昭和二年一月第五十二議會に於ける大藏大臣としての私の財政演説（附録第四二頁第四八頁）が、ありのまゝに答へるであらう。

兎に角、かやうに新豫算の編成に當る一方、私は金融制度調査會を監理して、その調査に基き、着々具體案を作成して、第五十二議會への提案を急いだ。しかし、該調査會の付議事項は、前述の如く、本邦金融體系の殆ど全部に亙り、日本銀行・特殊銀行・普通銀行の各部門より、一般庶民金融機關の充實方策にまでおよんでをり、到底、一氣にこれを議會に懸けることが出來難いので、私は、そのうち最も急施を要するものを選んで提案した。すなはち、新銀行法案の制定、貯蓄・農工・北海道拓殖各銀行法の改定、兌換券整理法案、および所管の關係上、内務省より提案せる公益質屋法案が之であつた。そのうち、金融制度改善整備上、最も重要なものは、新銀行法案であることは謂ふまでもなかつた。

七、新銀行法の制定其の他

私の提案に係る銀行法案は、世に謂ふ普通銀行法案であるが、何故に本邦金融制度中、最急施を要するものとして、私が之に手を下したかといふに、各種産業に

互つて、一般的に金融の任に當り、其の影響するところの廣く且つ大なる點において、普通銀行の右に出づるものは無いからである。私の藏相就任當時、全國の普通銀行數は壹千四百二十四行を算し、公稱資本金貳拾參億九千萬圓、預金の總額八十八億圓を計上してをり、其の創設以來の沿革よりして、商業金融機關として、また謂ゆる預金銀行としての機能を發揮するとともに、一面、農業金融並に工業金融にも關係を有し、殊に地方銀行の如きは、不動産に對して多額の放資を爲しをれる實情であつた。單にこれだけの事實を擧げて、普通銀行なるものが、我國主要金融機關の一として、その國民經濟上に占むるところの地位の、如何なるものなるかは、充分に諒知出来るであらう。

ところが、既往の事例に徴するに、一般普通銀行の經營は、必ずしも健全に行はれてゐると謂へなかつた。その當事者の或ものは、金融機關としての任務の重要性を忘却し、放漫なる經營を敢てして、屢々破綻の蔽ひ難きにおよび、その結果、財界を攪亂し、多數預金者に損害を與ふることも稀でなかつた。私は斯かる通弊に根本的矯正方法を講ずるを以て、財界再建上の最緊要事なりと認められた。

そこで、先づ之を金融制度調査會に諮り、就中、斯業經營に經驗深き民間有力者の意見を叩き、實際と學理の兩方面より、慎重に考慮して、一箇の具體案を得た。私が第五十二議會に提出した銀行法案は取りもなほさす、之であつた。

銀行法案は、全文四十六條から成り立つてゐた。これまで普通銀行の準據する法規たる銀行條例は、遠く明治二十三年の制定に係り、もちろん、其の後において、數次改正を施されたのであるけれども、その改正條項の多き點において、私のそれに比すべくもなかつた。それ故に、私は寧ろ現行の銀行條例を廢止して、新たに銀行法を制定するの便利なるを認め、其の手續きを採つたものに外ならぬ。

私は提案當日、議會において、本法制定の目的が、

第一、銀行資力の充實、第二、堅實なる經營を助長す、第三、預金者の利益の保護、第四、銀行監督の周到を期す、第五、不當なる競争の防止、第六、銀行整備の進捗を圖る、

以上の六點に在るを指摘し、なほ立案の趣旨とその方針に關し、大要次の如く説

明した。

元來普通銀行の業務の廣汎にして多様な性質上、改善の方策として必要止むを得ざるもの、外成るべく法規を以て之を正すことを避くるの方針を執りまして、本法案に於いて銀行業の經營主體を株式會社に限り、其の資本金を決定することとし、或ひは他業の兼營を禁止し、法定積立金の割合を増加し、其の他銀行の監督を嚴重にし、又預金者保護の爲めに必要な諸規定を設けましたのは、皆以上の趣旨と方針に依つたのであります。従つて普通銀行の整備改善に就きましては、本法案に規定せられましたもの、外、或ひは群小銀行の合同を獎勵し、預金支拂準備の内容を改善し、資金運用の偏倚を避けしめ、貸付金の固定を防止する等、幾多施設すべき事項があります。是等は、法規を以て律するを適當とせざるもの、又は法規を以てしては、其の目的を達することの困難なるものがありますので、是等に就きましては、先きに述べました金融制度調査會に於いて決定したる普通銀行制度改善の要項に基き、政府の方針とするところを一般に指示し、行政の實際に當り、適宜當業者を指導監督することと致しました次第であります。云云。

なほ貯蓄農工・北海道拓殖の各銀行法中の改正法案は、從來の銀行條例の規定を引用したる箇所あるを以て、此の點に就き、右の銀行法の制定に伴ひ、一二の改正を施したただけのもので、特に云ふほどのこともない。私の提案せる銀行法は、衆議院にて、地方既設の小銀行の實情に鑑み、最低資本金の法定に關する規定、其の他、二三の小修正を加へられたが、大體原案通り、第五十二議會において、可決確定した。その結果、いよゝゝ此の銀行法の實施に依つて、從來の銀行條例の不備を訂し、本邦金融制度の改善に資せる主要點を擧ぐれば、

- 一、認可主義を免許主義に改め、その設立を事前に監督すること、したること
- 一、資本金の最低額を定めたること（普通は百萬圓、指定地域は貳百萬圓、但し人口壹萬未滿の土地に在つて從來資本金貳拾五萬圓以下なりし銀行は五拾萬圓に改め、五年間其の實行を猶豫す）
- 一、常務取締役および支配人が、他の會社の常務たらんとする場合、主務大臣の認可を必要とすること
- 一、法定積立金の割合を引上げたること
- 一、支店代理店出張所の濫設を防止したること

- 一 破産の場合における預金者の保護を厚くしたること
 - 一 銀行の検査を一層厳密にしたること
 - 一 罰則を重くして新たに體刑を科することとしたること
- 等であつた。最急施を要する普通銀行問題は、斯くして、幸ひに滞りなく解決することが出来た。

八、日銀・特殊銀行制度の改正問題

さりながら、金融制度改善整備の徹底を期する爲めには、日本銀行および特殊銀行の組織、および機能の更改に手を着けなければ、もちろん本格的とは謂ひ得ない。金融機構を人體に譬ふれば、日本銀行は中央銀行として恰も心臓部に該当するものであり、特殊銀行は大動脈を形作つてをるのである。心臓並びに大動脈が、無数の毛細管すなはち血管網を通じて、全身に營養を送るが如く、金融制度は、以上の代表的機關を動かし、各種の金融網を通じて、全國の經濟産業に資

本を流通する。従つて、其の流通よろしきを得れば、經濟活動は活潑に行はれ、産業能率は振興するものであるが、その反對の場合には、國家の財政經濟に與ふる影響、眞に憂慮すべきものあるは云ふを俟たぬ。私が此の問題を提げ、國論の喚起に力め來りし所以、また實に茲に存する。

私は日本銀行の制度改善に就いては、第一にその中央銀行たる機能を充分に發揮せしむるため、營利主義に立脚せる現在制度を改めて、公共機關たる本旨に合致せしめねばならぬ。また特殊銀行のそれに就いては、何より先づ、政府者の強要に依つて、不純なる金融をなすの弊害を除去せねばならぬと考へてをる。それには、日銀および特殊銀行の兩者を通じ、今日の役員選任の方法を改正せねばならぬ。すなはち、現行の官選重役制度を改め、日本銀行の理事は、其の人の信用經驗を標準とし、内三人は特に商業工業農業に實験を有するものを、株主總會の選舉によりて選任せねばならぬ。また嚴正なる評議員會を設け、評議員には東京大阪の手形交換所の理事長大藏省の理財局銀行局の官吏の外、商工業に各従事し、各々經驗智識を有する者より、株主總會において選出せし者等を加へね

ばならぬ。

なほ評議員は、絶対無報酬とせねばならぬ。さうして此の評議員會においては、銀行が融通の對象とすべき手形の種類、擔保の種類、および兌換券の數量等に就き、總裁に稟議し、總裁が之を容るゝに際しては、大藏大臣と協議して決定するを順序とすべきである。
(拙著第五十二議會に關聯する金融問題 第三頁第五頁參照)

その他、日銀および特殊銀行の制度組織改正に關する具體案は、私自身既に講究作成してゐたのであるが、第五十二議會においては、他の重要問題の解決に迫られて、提案するを得なかつたのを遺憾とする。ただ此の間、濱口藏相以來の懸案たる第二次税制整理として、

登録税印紙税砂糖消費税

の三者に改正を施し、これらの諸税を通じて、輕減、廢止、または増加等の按排に依つて、國民負擔の公平を計るとともに、社會政策的意味をも適當に織り込んで、約四百萬圓に達する減税の目的を達するを得たことを記しておかう。

だが、私は、もちろん、之で満足するわけにいかなかつた。税制整理は右で一先づ完了し、銀行法の制定に依つて金融制度改正の目的の一半を達成すると同時に、私は他方、金融制度運用の方面、すなはち、金融機能に關する方面において、重大なる難懸案の儼存するを閉却してはならなかつた。此の懸案は、實に前後四箇年、我經濟界の正常なる活動を阻礙しつゝありしのみならず、惹いては、現存金融機能の破壊にまでおよぼすところの危険性を、有するものであつた。しかもそれは、從來我財政經濟を宰する政府當局者中、何人も、いまだ手を觸れざりしところのものであつた。といへばそれ以上、私が説明するまでもあるまい。一大難懸案が震災手形問題。略して世に「震手」問題と呼ぶものであることは、既に當時、一般に知悉してゐたであらうからである。

昭和二年一月二十六日、この日は、我が政財界に關係を有する者のすべてが、忘るゝ能はざる日であるとおもふ。此の日を以て私は、震災手形損失補償公債法案、および震災手形善後處理法案を、第五十二議會の衆議院に提出した。し

かも、之を提出すべき乎、否乎、といふに就いて、私は、可なりその事前に苦慮せざるを得なかつた。

第五十二議會の形勢は、その開會前並に開會直後において、實に險惡を極めてゐた。憲政政友政友本黨の三派の分立により、政局はいやが上に紛糾して、その歸嚮に迷ひ、衆議院は、いつ解散となるか測り知られなかつた。否、朝野を通じ、解散は、殆ど必至の勢ひと見られた。

第七 藏相としての回想 下

第五十二議會當時における政局紛糾の原因は、主として衆議院の政黨分野の關係から來てゐた。もちろん、他にも種々あらうが、憲政政友ともに衆議院に絶對多數を有せずして、謂ゆる決定權キヤスチンポイントが、第三黨たる政友本黨に握られてゐたことが、その主因であつたことは、争へなかつた。

床次君一派が大正十三年の初頭、高橋總裁當時の政友會を見捨て、政友本黨を創立し、清浦内閣唯一の與黨として、同年の總選舉に臨んだ時には、一舉に衆議院に過半数を制して、政權を自家の掌中に收めんとするの希望に燃えてゐた。しかも、その若くしい希望は、投票箱の蓋を明けた一瞬、さながら夕空の虹のやうに消えて、總選舉前の一四九名より一一四名に減じ、政友本黨は第一黨たる地

位より第二黨に顛落した。同時に政友會は一二九名より一〇一名に、革新俱樂部は四三名より二九名に各減少し、ひとり憲政會は一〇三名より一五四名となつて第一黨たるの榮冠を贏ち得た。しかし、憲政會独自の力のみを以てしては、衆議院の大勢を率ゐるに足らないので、政友革新兩黨と提携し、清浦内閣總辭職後に、加藤高明伯を首班とする謂ゆる護憲三派内閣を組織した。従つて、政友本黨は、護憲三派に對する殆ど唯一の在野黨たる立場におかれたわけであつた。しかし、政治は、謂ゆる生き物であつて、一日も靜止してはをらぬ。護憲三派は、翌大正十四年五月、革新俱樂部と政友會との合同によつて、護憲二派となり、次いで七月、その政友會と憲政會とが、税制整理問題に依つて、正面衝突をなし、一たん加藤聯立内閣は總辭職を餘儀なくされた。その時、既に、政友會は、昨の敵たる政友本黨と欸を通じ、加藤聯立内閣總辭職後に、政本聯立内閣の實現を夢みつゝあつたことは、天下洽知の事實である。しかし、大命は加藤伯に再降下して、憲政會單獨内閣の成立を見、政本兩黨の期待は、日を置かずして、たちまち無殘にも崩されてしまつた。さきに、聯立内閣の出現で失望した床次君は、これで二度目の失望を味はざるを得なかつた。

一、政友本黨の肚と立場

政權の分けまへに與かるのでなければ、莫迦々々しい、誰れが好きこのんで一度絶縁した政友會と握手しようぞ。これが政友本黨の肚であつた。そこで本黨のうちより憲政會に接近するものが續々現はれた。床次君にしても、加藤單獨内閣が豫期に反して成立した以上、政友會と相結んで、政府を敵に廻はし解散の危機に曝されるよりは、寧ろ此の際、憲政會と提携し、憲政會の力によつて、盟廻し式に、次の政權を讓渡されるよう伏線を張る方が、得策であるに相違なかつた。憲政會側にしても、一六五名（當時）では、思ひ切つて戦ふわけにゆかぬので、一人でも味方が欲しかつた。本黨の接近を、もちろん、卻ける必要はなかつた。

だが、政友本黨は、曩日、護憲内閣を潰した際、一度政友會と握手した行きがかりがあつた。思惑が外れても、俄かに手のひらを翻して、提携を斷ち切ることが

出来ないところから、表面では提携の具體化運動が行はれて、田中床次兩君の意見交換となり、その結果が世に傳ふる三箇條の申合せとなつた。一に、政治の公明を期すること。二に、提携は中央政界においてすること。三に、提携は在野黨の立場に在つて、將來個々の問題に就き其の時々協定すること。といふのだが、これほど不得要領の申合せを作りあげるには、兩君ともに、さぞかし骨の折れたこととおもふ。公明ならざる手段を以て聯立内閣を叩き潰し、思惑外れの新内閣が出来てから、今度は公明を期してなどといふところに、私どもは、一種の愛嬌を感じた。

かやうな不得要領の申合せによつて、陽に政本提携を具體化し、陰に憲政會に接近して、約半歳の間、政局の轉換を待ちつゝ、あつた政友本黨は、遂に翌大正十五年の第五十一議會において、洞ヶ峠を下らねばならぬ場面に逢着した。それは、加藤内閣が生死を暗した税制整理案が、議會に現はるゝに至つた時で、政友會側は、豫ねての申合せによつて、政本一致の絶對多數を以て、該案はもちろん、全院委員長各常任委員長其の他の特別委員長を、兩黨

で占有せんことを謀り、頻りに使者を飛ばして交渉を進め來つた。しかし、床次君始め政友本黨内の解散忌避論者は、その交渉を、柳に風と受け流して、逆に、憲本提携の策を講じ、衆議院開會劈頭、完全に之を實現して、政友會を除外し、各委員長を悉皆憲本兩黨に割り充ててしまつた。

しかし、本黨の幹部のすべてが、床次君の此の舉に賛する者ばかりではなかつた。政友會より脱黨した後も、鈴木(喜)水野(鍊)君等と相呼應して、豫ねて政本合同を夢みつゝ、あつた中橋鳩山(二郎)木下(謙)吉植君等の一派は、烈火の如く、憲本提携を憤つて、一舉に、床次君の陣營を去り、新たに同志二十餘名を糺合して、同交會なるものを組織した。さうして間もなく、第五十一議會休會明け後、政友會復歸の素志を達して、政友本黨と旗鼓相見ゆるに至つた。その結果、衆議院における政黨分野には、政友本黨は減じて八七名となり、政友會は増加して一六一名。これに對し、憲政會は一六五名で、他に、革新俱樂部の殘留組中正俱樂部の一部および無所屬の有志に依つて作られたる新正俱樂部の二六名、武藤(山治)君一派の實業同志會九名無所屬一六名が計へられた。以上の政黨分野は、第五二議會へも、

ほほそのまゝ持ち越された。

第五十一議會中の一月二十八日(大正十五年)に、加藤首相は薨去し、次いで若槻内閣が、その後を襲ふて同月三十日に成立した。このことは既に述べた。さうして内相より首相に轉じた若槻君が、内相を兼攝し、閣員は全部留任のまゝ、議會を終つた。

首相若槻君は、此の機會において、憲本提携を強化擴大し、兩黨の聯立内閣を作らんとした。第五十一議會に、滞りなく税制案其の他の重大議案を通過し得たのは、床次君一派の協力に依るが故に、此の際内閣を一部改造して、憲本聯立内閣を組織し、同君の好意に酬ゐるとともに、政局の安定を計らんとしたのである。そこで若槻君は、自己の兼攝を解いて、内相を濱口藏相に襲がしめ、藏相および仙石君辭任後の鐵相の、二つの椅子を、政友本黨に提供して、床次君および同君の推薦者を入閣せしめようとした。が、床次君の希望は、内相たらんことにあつて、若槻君の割愛した椅子は、二つながら不満足であつた。しかし内相の椅子は、いかに床次君が懇望しても、これは到底動かすべくもなかつた。憲本聯立内閣の

計企は、遂に不成立に終つて、床次君は依然閣外に立つた。洞ヶ峠は、君がその本營を置くべく、極めて有利の陣地なるかに見られた。

一、ボクレッツ・グレッツ問題

憲本提携を打切つて、ふたゝび洞ヶ峠に立ち歸つた床次君は、ひたぶるに政局の推移を俯瞰して、機に乗すべきを覘つてゐた。そこへ端なくも惹き起されたのが、謂ゆる朴烈問題であつた。

朴烈問題は、識者から、ボクレッツ・グレッツと揶揄されたほど莫迦げきつた事件だつた。その愚劣さ加減において、朴烈の名は、今も世人に記憶されてゐやう。事件の本体は、朴烈こと朴準植なる大逆罪の容疑者が、金子文子と呼ぶ情婦とともに、市ヶ谷刑務所未決監に收容され、立松豫審判事の取調べをうけつゝあつた當時、此の兩人が、仲睦じく相並んで撮影した寫眞が、いつの間にか、刑務所の門を

潜つて、外間に流布せられた、といふにある。だんだん調べてみると、その寫眞は、前記の立松豫審判事が、みづから撮影したもので、それが朴烈の手から、おなじ監房にゐた未決囚の手に渡り、保釋出獄の際、祕密裡に持ち出されたもので、後ち、或る政黨關係者と、某團體の加盟者が、その寫眞に、宣傳文を附し、祕密出版物として、之を世上にバラ撒いたものであることが分つた。

そこで政府は、該の祕密出版物の配付者の檢舉に力むる一方、當の豫審判事を處分して、責任の所在を糺したが、事件はそれで收まらなかつた。怪寫眞の撮影は、朴烈文子の獄中の待遇問題に結びついた。そこで、司法官の綱紀弛廢に對する野黨の政府攻撃となり、直接監督の地位にある法相の責任問題が起されて來た。時の司法大臣は江木翼君である。しかし、政府側では、政友會の諸君にはお氣の毒だが、事件は、江木法相の關係したことではない。前任小川法相時代の出來事だから、そちらで然るべく處置さるゝがよからうと受けつけぬ。すると小川君は、眞つ赤になつて、斷じて自分の時代ではない。萬一自分の法相時代のこ

とだつたら、坊主になつて政界を引退するとまで云ひ張つた。

問題は、さらに擴大して、朴烈一味に對する政府の減刑奏請の責任までも問はれ出した。どうして、誰れが、問題をそこまで擴大せしめたかは、敢て説明の要もあるまい。大正十五年八月二十六日、政友會では綱紀委員會を開き、朴烈および金子文子の大逆犯罪は、明治年代の幸徳事件に等しき一大不祥事たるは、本件の豫審決定書および判決書を讀んだものの齊しく承認するところである。斯かる大逆犯人に對し、減刑を奏請した政府の舉措は、不當の甚しきもので、我國體擁護の上からも、朝鮮統治方針からも、その責任を質すべきである、と聲明した。同日、政友本黨もまた、綱紀委員會を開いて、斯かる怪事件の出現せるに見ても、現内閣の皇室に對し奉る敬虔の念において疑あり、従つて本問題は、單に官紀の紊亂たるに止まらず、皇室に對する重大案件なるが故に、十分なる調査を遂げ、慎重審議すべきものと認む、との申合を發表した。床次君が自身で、突然首相官邸に電話をかけ、若槻首相に會見を求めたのは、その翌日、すなはち八月二十七日の

午前中のことであつた。

首相は、最初何の用件で、床次君が會ひたいと云ふのか解らなかつた。が、何分にも急ぐといふので、此の日午後三時過といふ會見時間を電話で約束して、官邸で待つてゐると、その時間に床次君が現はれて、會見劈頭、右の怪寫眞の事件を持ち出し、近來非常に世上の問題となつてゐるが、事の真相は如何と切り出したものだ。

床次君は、すこぶる沈痛な面持ちでいふ。かやうな問題は、一日も速かに、その真相を公にして、世の誤解を解くべきものであると考へる。のみならず、問題の性質上、政黨政派の謂ゆる、政争の具に供すべきものではないとおもふ。事件の發端は、或ひは小川前法相の時代であるとか、或ひは江木現法相の時に出來たものだとか、種々論せられてゐるやうだが、現内閣は、要するに、加藤内閣以來の延長である以上、ひとしく同一内閣の出來事と見做すべきである。事は、いやしくも、皇室に關し、且つ司法權の威信に關する爲め、場合に依つては、國民とし

ても、大に政府の責任を問はなければならぬことになり、なるかも知れない。——と
思はれるが、貴下の御意見はどうか。

と。言葉は婉曲であるが、いつでも洞ヶ峠を下るぞといふ、同君の肚は十分に窺はれた。なほ君は疊みかけて、『かやうなる重大問題は、公の問題とならぬ前に、政府自ら適當の處置に出で、解決すべきものでないか』と云つた。首相は、覺えず微笑した。さうして、おもむろに、問題の經過を説明した後ち、『いろゝ御心配をおかけしてゐるやうであるが、本問題は、かやうな次第で、いまなほ調査中である。いづれその終了を待つて、發表するはずであるから、その時には、しせん、事の真相は明かになることと信じてをる。しかし、いづれにするも、私の意見としては、此の問題のために、政府が責任を負はなければならぬものだ、とは考へてゐない』。首相はさう云つて、極めて無難作に床次君をあしらつて歸へした。關ヶ原における金吾秀秋は、徳川軍の誘ひの鐵砲に釣り出されたが、若槻君は、冷然として動かなかつた。

九月一日には、司法省から朴烈事件に對し第一回の真相發表を行つた。之によれば、立松豫審判事が寫眞を撮影したのは、大正十四年五月二日で、『同判事が右寫眞を撮影するに至りたる主たる動機は、該事件は刑法第七十三條の罪を構成すべき重大案件なるを以て、日夜心血を注いで之が審理に當り、幾多の日子を費したるところ、やうやくにして、事實の真相を明かにするを得、その手續終結に近づきたるにより、斯かる稀有の案件を、ふたゝび處理するの絶無なるべきことをおもひ、回想の資として、自ら之を後日に遺さんがため、監督官その他に計ることなく、専ら獨自の思慮により、被告人兩名の寫眞を撮影せんとし、まづ同人等を別異の椅子に坐せしめ、焦點距離を測定し、まさに撮影せんとするに當りて、被告人文子は突如として、被告人準植の椅子に移つて併坐し、同時に準植は、その左手を、被告人文子の肩にかけたるにより、之を制止したるも、同人等はこれに應ぜざるに、不用意にも、そのまゝ、撮影したるもの』だ、といふことが解つた。

大正十四年五月二日は、小川君が司法大臣在職時代に該當してゐた。だが、同君は、坊主になつて政界を引退したわけでもなかつた。却つて發表後の九月八日には、堂々と若槻首相を訪問して、減刑奏請の不當を難詰し、一方、床次君は、

自黨の幹部會の議を経て、聲明書を發し、政府の態度を批難して、『彼等と吾等とは、皇室に對する觀念を異にす』と痛論し、さながら、憲政會を亂臣賊子の如く熱罵した。こゝにおいて、問題は、同君自身の謂ゆる「希望」を裏切り、最も深刻險惡なる政治問題化するに至つたのである。

三、第五十二議會劈頭の形勢

政界の一角に、かうした低氣壓の低迷するを眺めつゝ、私たちは、大正十六年度歳計豫算案の編成を了へ、益々陣容を整へて、第五十二議會に莅まんとしたのであるが、議會開院式の前一日、すなはち十二月二十五日と申すに、豫ねて御不例大漸のため、億兆の憂懼措くところを知らざりし、聖上陛下には、畏くも、寶壽こゝに終らせられて、舉國諒闇の大哀に置かれた。今上陛下即日御踐祚、元號を昭和と改め、翌日、開院式を擧げさせられた。

御大喪のうちに、昭和二年を迎へ、政争は一時休止の姿に見られたが、定例の休會明けの日に近づくと同時に、またもや、朴烈問題は政本兩黨の策動によつて、蒸しかへされた。加之、前年來の松島事件や、該事件に連關して、若槻首相が客秋、被告の一人たる箕浦老より偽證の告訴をうけたこと等に依つて、これまた政府攻撃の材料に織り込まれ、議會の形勢は、何人にも豫斷を許さざるまでに切迫して來た。

偽證罪などが成り立つものでないのは、始めから私どもには分り切つてゐた。これは、悲境に落ちた老友の心事を傷ましむる話柄以外の何物でもなかつた。もちろん松島事件は、黨の打撃であるには相違ないが、しかし、心得違ひの黨員は、憲政會ばかりでなく、政本兩黨ともに、相當な顔觸れを擧げるに苦しまなかつた。それゆゑに、これらの問題を、倒閣の爆彈に使ふことは、結果において、野黨自身の陣營を動亂せしむる危険の方が多かつた。私どもは、敢て意に介するの要なしと見た。

次に、朴烈問題はと謂へば、これは何處まで行つても、ボクレッツ・グレッツで、天下國

家の問題とする價值はない。それを取りあげて騒ぎ立てるのは、政策問題で政府に突撃するほどの自信を、野黨が有つてゐぬ證據であつた。もちろん、さういふ醜怪なる寫眞が、世間に現はれたといふことは、不都合であるに相違ないから、之に就いては、關係官吏を適當に處分する。しかし、その爲めに、關係が責を負はねばならぬといふ筋合のものでは有り得ない。また、朴烈文子の恩赦に關しては、野黨は、政府に、奏請の責任を問はんとしつゝあるのだが、奏請それ自體に就いては、政府は、もとより全責任を負はねばならぬ。が、奏請には、それだけの理由があり、その理由を知れば、何人も政府の爲したところを諒とするであらうから、議會で質問を受ければ、差支へなき範圍において、説明すれば可い。要するに、政府が第五十二議會に對する方針としては、政府自ら進んで、野黨の意に逆らつて波瀾を捲き起すやうな考を、毛頭有してはゐなかつたのである。

ところが、さういふ政府の政争回避の態度と、非戰的な意見とが、明らかにされると、議會に解散なしとみて、野黨側は、一層猛りたつて來た。果然、一月十八日

休會明けの第一日に、首相以下、國務大臣の施政方針に關する演説が終るや否、政友會の小川(平)本黨の松田源兩君は、交々起ち、朴烈事件、綱紀肅正、不景氣の三問題を提げて、痛烈なる糾弾的質問を試みた。就中、減刑奏請問題に對しては、野黨は主力を盡して、攻撃に當つたもので、若槻首相江木法相の情理並び臻れる答辯を得るも満足せず、翌十九日には、本黨の中村登、新政俱樂部の清瀬君等の各質問の後、政友會より、政府は減刑奏請の理由書を、議會に提出せよとの決議案を提出し、鳩山(二)君が、その説明の任に當り、本黨其の他の賛成を得て可決された。

だが、さやうな書類は、絶對祕密に互る性質のものであるから、たとひ議院の要求といへども、政府が之に應ずべき義務はなかつた。政府は、決議案の要求を斷乎、一蹴するに決したが、斯くと知るや、議會の形勢は頓に殺氣だち、同日散會後、政・本兩黨幹部の會合の結果、愈々共同戦線を張つて、二十日の衆議院に内閣彈劾案を提出することとなつたのである。

四、内閣彈劾案と三黨首妥協

政本一致の内閣彈劾案にいふ。現内閣は大逆犯人に對し、濫りに減刑を奏請して、輔弼の重責を誤り、大權の發動を豫斷して、これを事前に漏洩し、司法部の失態は、司法權の威信を汚損し、綱紀の紊亂は、世道人心を頹廢せしむ。しかのみならず、經濟政策は、深刻なる不景氣を招來して、國民生活を脅威す。而して、内閣總理大臣若槻禮次郎は、自黨者宿より偽證の告訴をうけ、國民疑惑の中心となりて、信望地に墜ちたり。然もなほ、黨利に脊々として、恬然自裁することを知らず。議員の質問に對し、誠意の認むべきものなく、皇室の尊嚴と道義の大本を維持するにおいて、全く關心せざるもの如し。衆議院は、現内閣を以て、昭和に宏猷を翼賛し、大政を輔弼するの重任に堪へざるものと認め、こゝにその處決を促す。と。

二十日の衆議院に、これが上程されるれば、内閣の運命は、案に對する賛否の數を以て、たちどころに決しよう。政友百六十一名、本黨八十七名、兩者が合流すれば、憲政會の百六

十五名はたとひ新正無所屬の一部を味方とするも、議會を切り抜けることは、斷じて不可能だ。解散か、總辭職か。休會明け第三日目の衆議院は、陰雲重疊裡に、午後一時十六分を以て開會された。

總辭職は、政本兩黨の額を叩いて歓迎するところだらう。私たちににおいても、敢て其の位地を固執するものでないが、しかも、斯かる無意味なる問題の爲めに、輕々に、その椅子を抛ち、内閣を明け渡すにおいては、憲政上、由らしき惡例を將來に貽すのみならず、當面の政局を、收拾すべからざる混亂に陥らしめねばならぬ。混亂の後に、安定が齎らされるとし、多數民衆が、それを熱望してをるならば、また別の考へ方がある。だが、輿論は「政治の公明」を申合せた田中床次兩黨首等よりも遙かに公明、斯かる取り止めもなき事件を、何故に政治上の大問題とせねばならぬかを訝つてゐた。此の點、さすがの反對黨も、自ら省みて、忤怩の念に堪へなかつたであらう。

然らば、解散を斷行するか、こゝが骨だ。前年問題勃發の當初床次君等が頻りに右往左往したとき、政府は、斯かる問題によつて、國策の遂行を阻まれる場合、一舉、議會を解散して、國民の公正なる判斷に訴へようと考へてゐた。しかもいま、議會直前、陛下崩御の悲しみに遭ひ奉り、億兆無比の哀悼裡に、昭和の改元を迎へ、政府の立場は急變した。新帝御即位の初頭において、苛辣の政争を演せんことは、臣子の本分として、あくまで、戒愼せねばならぬ。往年、第三次桂内閣成立の當時、桂公は、同様の旨を以て、極力議會の解散を回避し、せつかく結成せる新政黨の支持すら卻けて、野に下るを辭せられなかつた。當時の内閣において、大藏大臣たりし若槻君は、故公の遺業を宏達し、十年後の今日、首相の任にあつて、その内閣を總理してゐるのである。君の胸中に、此の時、ありありと故公晩年の心境が、書き出されたのは、謂ふまでもあるまい。

若槻君は、果然、三日間の議會停會を奏請した。二十日午後三時三十七分、一議員が、減刑奏請理由書提出の拒絶に對する質問の後、まさに内閣彈劾案の提出を見んとする一刹那、停會の詔勅は降下した。その停會直後、若槻君は、田

中床次兩君を、院内大臣室に招き、昭和の新政に際し、政争の爲めに、豫算不成立といふ如き、不祥事を來たさざるよう、議會を無事に終了せしむる方法はなからうか、と懇談した。これは、言ふまでもなく、故加藤伯が、往年桂首相に獻策して、英國先帝崩御の時、政府は、反對黨の首領との圓卓會議によつて、政争を休止し、ジョージ五世陛下の新政を、滞りなからしめた例を引き、第三十議會停會中に、政國兩黨と妥協の途を見出さんとした。その故智を、襲ふたものであつた。

政本兩黨の内閣彈劾案提出は、實は、行きがかりに支配された一種の隋勢に過ぎなかつた。解散は困るが、戦はぬわけにも行かない。といふ、デレンマに立つてゐた兩君に對し、若槻君の懇談は、諺にいふ渡りに舟であつた。兩君は、言下にその意を諒として、『政府においても深甚の考慮を拂はるゝにおいては』と云つた。若槻君もまた、これを諒承する旨を述べたので、妥協は即座に成立し、政争休止のため、一、政本兩黨より提出した不信任案はこれを撤回すること。一、豫算は各黨の立場より多少の修正を試み、大體これを承認すること。一、朴烈問題、機密費

問題、松島事件に關しては、向後お互に論議せぬこと。との申合せが出来あがつた。兩君は、欣然、自黨に引き取つて、各自代議士會の承認を經、彈劾案はそのまゝ撤回されてしまつた。

『深甚の考慮』が、何を意味する乎。政本兩黨は、若槻君が議會終了後に、總辭職を執行するの言質を與へたものと解釋した。若槻君は、自黨員に對した、ただ文字通りの意味以外の何物でも無いと言明した。そこに、政治家の用語の含蓄とその融通性が見られた。しかし、論理を固執する加藤伯であれば、かういふ用語は、使はなかつたであらう。意味は同様でも、他の言葉を以て、自家の論理の明晰を期したであらう。そこに、若槻君と加藤伯との、政治家としての、本質的の相違が、窺はれよう、と、私はおもふ。

それはさておき、さしも動搖の政局は、くだんの申合せを一轉機として、こゝに安定し、停會後の一月二十五日を以て、衆議院は續開された。此の日、劈頭、明治

節制定に關する建議案は、總員起立裡に採決せられ、次いで、外務大臣の施政方針に對する質問演説等があつて、議場の空氣は、颱風一過後の穩かきを見せた。

二十八日に、私は謂ゆる、第二次税制整理に該當する、登録税印紙税、砂糖消費税の各改正法律案を提出して之が説明に當り、翌二十九日、いよいよ私は、金輪解禁の基礎工作中、その根本的意味を有する、震手問題の解決案を提げて、壇上に現はるゝこととなつた。

願れば、山本内閣當時、震災手形再割引補償令が、緊急勅令によつて公布せられてより、茲に四閱年、昭和新政の初頭において、微力敢て揣らす、本案を提出し、奮つて、わが財界の病根を切除せんとする日を迎へたことは、私にとつて、至大の感激たらざるを得なかつた。

五、震手問題解決案愈々上程

私の提出に係る震手問題の解決案は、二箇の法案から組み立てられた。その

一は、震災手形損失補償公債法案であり、他の一は、震災手形善後處理法案であつた(本書附録第五三頁―第五八頁参照)。

震災手形再割引損失補償令が、關東大震災直後の應急策たる『モラトリアム期限終了後に、當然來るべき極端なる金融上の困難を除く』爲めに、大正十二年九月二十七日、勅令第四百二十四號を以て公布されたものなること、並びに該勅令に依り、日本銀行において、再割引をなす震災手形の總額を五億圓と見積り、そのうち、回收不能の爲め、同銀行の損失に歸すべき金額は、貳億圓の限度において、政府が之を補償するを規定したこと、および右の震災手形は、大正十五年十二月末において、その殘存額なほ二億七百萬圓を計上してゐたこと、従つて、此の巨額の震災手形が、『一面、世界戦後より持續せる不自然なる信用の膨脹を依然支持して、通貨膨脹の要因となり、他面、金融機關の整理を妨げ、銀行内容の悪化を、そのまゝ、放置するの結果を招來して、我財界の不安動搖を、ますます、助長せしめ』つたことは、前に述べた(本書第二九五頁―第二九七頁、同三〇一頁―第三〇五頁参照)。それゆゑにこそ、此の震災手形の處理解決は、財界再建途上の、須要事たるを意味するのであるが、その順序と

して、何よりも先きに決定を要するは、震手再割引に依つて蒙れる日本銀行の損失を、如何にして、國家が補償するか、といふ問題であつた。勅令は單に、その補償額を一億圓と規定しただけで、補償の方法如何には、何等觸れてはゐなかつたからである。

最初の勅令の期限、すなはち、總べての震災手形の満期日は、大正十四年九月三十日であつた。しかし、右期限の當年において、政府は、いまだ、之に對する處理の方針が、立てられない爲め、勅令に代はるところの法律案を、第五十議會に提出し、大正十四年十月一日より、滿一箇年間、前記勅令の趣旨を繼續して、當該損失補償を、日本銀行と契約することとし、補償金額は、勅令の補償金額と合して、一億圓を越ゆることを得ざることに定めた。此の法律案は、異議なく、貴衆兩院を通過して、大正十四年三月十四日、法律第三十五號を以て公布せられた。次いで、大正十五年、第五十一議會においても、更に又、一箇年之を延長し、ともに、損失補償の方法を定むることなくして、私の藏相時代に至つたものである。

そこで私は、第一に、震災手形損失補償公債法案において、政府が、日本銀行に對

し、支拂ふべき損失補償金は、五分利附國債證券を以て、同銀行に交付することとし、其の爲め、一億圓を限り、公債を發行することを得とした。(本書附録第五三頁参照) 損失の處理方法は、之で着いたが、しかし、當時における震災手形の總額は、前にも述べたやうに、約二億七百萬圓に上つてゐた。右の公債法に依つて、そのうち一億圓は、政府が公債を以て之を支拂ふ、が、殘餘の一億七百萬圓を、そのまゝうち捨てることになる、金融界は、たゞどころに、非常なる打撃を蒙らねばならぬ。同時に、その影響は、全經濟界におよんで、或ひは、一大恐慌の襲來を見るやも保し難い。

私の藏相就任以來、此の問題に對して、東京横濱などの經濟團體から、せひ何等か適當の解決をして貰ひ度いと、の陳情が、頻々と來てゐた。殊に此の方面における専門學者實際家などの集りである東京の某經濟團體より、解決に就いての意見書なども、送つて來てゐたのであるが、そのいづれもが、震災手形の一億圓は、法律に依つて、既に國家が補償して居る。故に、その殘額の處置は、捨ておいても、差支なしと主張するものは、一人も無かつた。

いつまでも延ばして呉れては困る。何とか速かに、適當の處置を講じて欲しいと頼んでくるものばかりだつた。

さりながら、政府が如何に財界の建て直しに熱中すればとて、一億圓の損失を補償する上に、残りの一億七百萬圓までも負擔して、國に損失を與へるわけには行かない。しかし、それを、全然捨て、しまつて、金融機關の破壊、國民生活の動搖を、犠牲にするわけにも行かぬ。什麼すれば、政府當局として、之に善處するところが出来るであらうか。私の苦心は、實にひととほりでなかつた。

省内の意見も徴すれば、識者の説も聽いた。或ひは、多年私自身に經驗を積んだ保險の原理を應用して、何とか處置は出来ぬものかとも考へた。かうして種々腦漿を絞つた結果、やうやく作りあげたものが、右の震災手形善後處理法案であつた。此の法案の趣旨は、到底回収することの出来ぬものは、損失補償公債法によつて、國家が負擔する。しかし、回収は出来るが、今すぐに耳を揃へて一時に取ることは出来ない——斯ういふものを、一つの年賦償還の契約書に替えさせる。さうして、その年賦償還の契約が出来たものは、その借用證文を、日本銀行に

持つて行けば、日本銀行は、之を抵當に取つて、公債を貸して呉れる。さうすると、その借りた公債の利息は、年賦償還によつて收める利息を以て、之に當てる。借りた公債の元金は、年賦償還で收める元金を以て、これもまた日本銀行に返納する。斯くすれば、國も損をせねば、震災手形所持銀行もまた、公債を借りてその公債に依つて、金融の途が付けられるから、問題は無事に解決する。——碎いて云へば、要するに、それが、十箇條に互る該法案の本旨であつた。私は心ひそかに、これは名案であるとおもつた。

一月二十九日の衆議院において、私は、震災手形損失補償公債法案、および震災手形善後處理法案に對し、詳細に、その提案理由を説明した。(同附録第五五頁——第五八頁参照) さうして説明の終りに、私は斯う云つた。『震災手形に對して、斯くの如き善後處理の法策を講ずることは、現下財界の情勢に鑑み、最も機宜を得たる處置であつて、多年財界の懸案たり、所謂財界の癌たる、震災手形の整理問題を解決する、最上の方法であると信ずる』と。私は満場の拍手に送られて壇を降つた。

それから質問戦に入つた。政友會の星島代議士は先登を承つて、まづ第一矢を放つた。

同君はいふ。震災手形損失補償法に關しては、自分は別に疑義をもつてをらぬが、震災手形善後處理法に就いて、大藏大臣に質したい。いま大臣の説明に依れば、現在日本銀行の有する震手の残額は、二億七百萬圓といふことであるが、それは日本銀行の有する震災手形の債権の總額であるか、什麼か。もう一度明確に説明されたい。若し出來得ることならば、何銀行が如何ほど債務を有してゐるか——自分は、或る特殊銀行は、殊に莫大なる債務を持つて居るといふことを聞いてをるが、一千萬圓以上の債務を有する銀行は、何々銀行であるかといふことを、我々が此の案を審議する上に、必要な参考として示されたい。若しそれを公表することが、各銀行の信用に支障を生ずるならば、秘密文書でもよいかから知らして貰ひたい。何故に斯様な要求をなすかといへば、およそ經濟界を整備するには、特別の手腕も必要ではあらうが、今日の時勢、尠くとも政府が常に唱ふる社會政策の必要なる時勢において、此の法案が或る特殊なる資本家を擁護するものに、あらざるや否やといふことを、政府の提示せらるゝその數字に依つて、篤と考慮しなければならぬ

と思ふからである。世間の噂に依れば、某々特殊銀行を救済する爲めに、或ひは震災が無くとも整理を要すべき銀行、また或ひはその銀行を背景とせる某々二三の銀行の救済の爲めに、政府は名を震災手形に藉りて、整理を行ふものであらうといはれてゐる。それなれば、特殊銀行整理法案でも提出されたならば、私どもは、誠心誠意、協賛するのであるが、震手整理の美名の下に、事を爲すに至つては、政治の公明を唱ふる現内閣の處置ともおほえぬでないか。

次に今回の震手處理法案はその内面的背景においてかやうに大資本家乃至特殊銀行の擁護となり、一般罹災者たる庶民階級には、まことに縁遠いものであるが、此の點に就き政府は、特に他に何等か考慮さるゝところがあるか、什麼か。

と。同君の質問は、大體において合理的で可なり要領を得たものであつた。私は之に對して穩かに斯う答へた。

震災手形の所有銀行の數、およびその手形の持主は誰れ々々であるかといふことを明らかにするは、本法案の趣旨の理解を請ふために、適當にして且つ手つ取り早い方法だとはおもふ。さりながら、經濟界の實情は、諸君の知らるゝ通り、機微の間に可なり深刻なる衝動

を受くるものなるが故に、斯かる事柄を公開の席で述べることが、政府當局として、遠慮せねばならぬ。また現在震手の残高は二億七百萬圓であるが、之に對する割引の件數としては、約三千四百位のものである。しかし、斯かる性質の手形には、一枚毎に、保證乃至裏書人が、必ず三四名はあるを常とするから、實際の關係者數は約一萬人前後に達するであらう。

いま星島君は、政府は本法に依つて資本家擁護の爲めに盡すものだと言はれたが、もちろん、銀行は資本家が資本を投じて設立して居るものに相違ないから、さう見られるかも知れない。しかし其の銀行に預金をして居るところの者は、大多數の庶民階級であるが故若し當該銀行が倒れる場合には、庶民階級の人々は、たちどころに非常なる損失を蒙るのである。波動のおよぶ範圍は、極めて廣く且つ大きい。それ故に此の問題に對して、私は、當局者として、實に頭を痛めてをるのであつて、決して君の云ふやうに一部の資本家乃至特殊銀行救済の爲め斯様な提案をなすものでないのである。或ひは其の結果として、資本家も助かるといふ影響は受けるであらう。しかしこれは自然のことであつて、また嘉みしてよいことだとおもふ。また直接庶民階級に對する金融上のことについて

は、既に政府において相當考へてゐる。彼の震災地の産業組合の如きも、復興資金として、預金部より五百四拾萬圓、復興債券募集金額中より百萬圓を各融通して居るのは、これが爲めに外ならぬ。

次いで本黨の岩切代議士は、第二陣に立つた。同君は、震災手形處理法案の經濟界に與ふる影響を論點として、二三の疑義を述べ、震手の整理において、本案の如き方法を取ることは、却つて財界の整理を遲滞せしむるものにあらざる歟。また損失補償公債の發行は、現内閣の非募債主義に抵觸するものにあらざる歟と突つ込んで、私の所見を質し、

財界整理に對する大藏大臣の考へといふものが、時々、私は相違するものゝやうにおもふ。眞面目な——生き得るものは、生かして行く。亡んでゆくものまで、此の經濟不況の時代に、什麼しても助けて行かねばならぬ、といふ理由はない。眞に經濟界を整理しようと思ふならば、むしろ生きるべき命のあるものは、育て、行くけれども、然らざるものは潰してしまふといふことが、却つて本當の整理になるといふことを、私は前藏相の濱口君に依つて、教へられてゐる。さうしてその意見を、私は正しいと思惟してをる一人であるが

故に、此の點を問題として、現藏相の考慮を望むのである。種々なる會社、種々なる銀行に對し、其の整理を二三にするといふことは、事業界の爲めには、甚だ宜しくない。金輸出解禁の準備といひながら、かやうなことで、整理がどちらも着かずになつて、死に懸かつたものが、半ば生きて來るといふことになる、結果において甚だよろしくないといふ點を、附言して、私の質問を終る。

と云つた。私は、岩切君の質問中、最後の點が最も重要であると考へた。財界整理に對し、世の何人もが陥りやすき錯誤は、主として此の點にあつた。同君の質問を好機とし、世俗の蒙を啓いておくことは、此の際、私は斷じて無意義でないとおもつた。そこで、私は重ねて壇上に立つて、詳細なる答辯をなし、終りに語を強めて『問題の起つたもの、それ自身が潰れることそのことはもちろん問題ではない。その潰れることに依つてそれに關係して居るものが、影響をうけ、波動を起して、大なる破綻を來たす。さやうなことを見てはならぬといふことが、私の心配して今日まで遣つて來た所以に外ならぬ』と答へた。私の答辯速記録は、總べて本書卷末の附録第六に收めておいたから、就いて参照されたいとおもふ。(附録

第五九頁—第六五頁)

右終つて最後に、實業同志會の千葉代議士は前質問者の後をうけて、再び回收不能の手形所持銀行の内容、および其の金額に就いて質問した。同君は、演說中、具體的問題に觸れて、『坊間傳ふるところに依ると、朝鮮銀行は二千萬圓の震災手形を持つて居るといひ、また臺灣銀行では八千萬圓の同様手形を所持して居るといふ、是れは果して事實であるか、どうか』と、私に詰め寄せた。私は、前同様の理由で、答辯を、極めて婉曲に委員會に譲つた。

以上で、衆議院本會議における震手案第一日の日程は終了した。此の日、震手整理に關する右の兩案には、粕谷議長指名の下に、十八名の委員が擧げられ、委員會に附託して審議せしむることとなつた。委員の顔觸は次の通りであつた。

横山勝太郎(憲政)、 西英太郎(憲政)、 平川松太郎(憲政)、 荒井建三(憲政)、 堤康次郎(憲政)、 小島七郎(憲政)、 加藤十四郎(憲政)、 三土忠造(政友)、 近藤達兒(政

友)、若尾幾太郎(政友)、西方利馬(政友)、矢野鉉吉(政友)、難波清人(政友)、生
田和平(政友)、本多貞次郎(本黨)、松浦五兵衛(本黨)、金光庸夫(本黨)、佐々木
平次郎(新政)、の諸君で、憲政會七、政友會七、政友本黨三、新正俱樂部一の割合。

六、田中總裁と祕密裡に懇談

巨額の震災手形が、臺灣銀行に抱かれてゐたことは事實である。そのことは、後に述べよう。また、震災地以外の、これら特殊銀行の内容に關しても、これまた暫く後段に廻すとして、東京を中心に、大震災に祟られた地方の中流以下の銀行で、多額の損失の爲めに、立ち行かぬものが當時、その數およそ十一あり。これが、いつ破綻を暴露して、金融界の機構を破壊し、庶民生活の安定を脅やかすか、豫測出来ない状態にあつた。私が、震手の整理を企てた動機の一つは、この機會に、右の十一銀行を根本的に整理し、財界の不安を一掃するとともに、たとひ金輸出解禁の斷行に依つて、一時金融機關に多少衝動を與ふるとも、大局上、何等顧慮す

るの要なきところまで、斯界の根柢を堅めておく爲めであつた。

整理の方策に就いて、私は豫ねて斯う考へてゐた。右の十一銀行は、何よりも先きに、無理算段をして外觀を飾るといふ、從來の遣方を捨てねばならぬ。さうして、銀行各自が、その積立金を投げ出し、且つ資本金も減らさねばならぬ。重役の私財も提供せしめねばならぬ。さういふ覺悟のもとに、震災手形の保證と貸付のものを、悉皆整理し、それでもなほ損失を埋めることが出来ねば、その場合、預金者を集めて協議をする。銀行がこゝまで誠意を表はして懸かれば、預金者とも、必ず納得するに相違ない。そこで、このことを預金者へ照會する爲めに、すつかり前以つて、案内状の表書まで整へて置いて、十一の銀行が、一齊に支拂を停止して、以上の處分方法を發表するがよからう、——と。

しかし、一度支拂を停止した銀行は、信用を維持して行き難いから、別に整理銀行を設け、其處で處分に關する事務を取扱ふこととする。もちろんその時には、若干資金が要るから、これは日本銀行から融通せしめる。擔保には、重役の私財

提供、その他の財産を當てる。——私は斯ういふ考案を立て、その成功を、心ひそかに期してゐた。だが、斯様な整理計畫の肝煎りに、大藏當局としての私が、直接當るわけに行かぬから、私は、斯界に信望ある井上準之助君に依頼して、既に同君の諒解をも得て置いた。(此の計畫は、不幸にして政變勃發のため、私の手では實行し得なかつた。しかし、私の引退後着々實行に移されて、昭和銀行の設立を、同銀行が、専らそれら銀行の整理に當つたのであるが、若し、當時あれほどの混亂を呈せず、順調に、私の期待通りに行はれたならば、預金者の損失も、極めて小額で済んだであらうとおもふ)。

ただ此の場合、私が最も心配したのは、議會の行動である。案の審議が、順調に運ばばよいが、若し下手に、議會で立ち騒がれては、總てが、ぶち壊しとなるばかりでない。その波動は、財界全般におよんで、遂に收拾すべからざる結果を招くのだ。およそ、與黨、反對黨の如何に關はらず、誰れか、衷心、國を憂ひざるものか、あらう。しかし、せつかくの憂國の赤誠も、財界に對する認識が不足しては、船を暗礁に乗り上げるの危険を避け得ない。私のおそれたのは、實に此の點であつた。

認識不足の一例は、斯うである。各銀行では、當時、震災手形を、日本銀行に預けて、割引をして貰つてゐたのであるが、金繰りのよい時には、金を納めてその手形を引き取り、日本銀行に利息を拂はぬやうにするが、震災手形は振出し人より決済せられざる限り、銀行の金繰りの悪い時には、何回でも、日本銀行に預けて割引して貰ふことにしてゐた。だから、金融界の状況次第で、日本銀行の手元に、震災手形の多い時もある、少ない時もある。少ないからといつても、震災手形そのものが、減つてゐるわけではないのである。然るに、一部の人間——それは財界のことに相當經驗ありといふ人達までが、この間の事情を解しないで、震災手形が二億七百萬圓も残つて居るといふのは、嘘であらう。現在日本銀行では、何千萬圓しか割引してゐないではないか、などと、私に突つ込んで來た。もちろん政府苛めの意があつてではなく、當人は至つて、大真面目の質問である。が、真面目であれば、有るだけ、私達はその持て扱ひに困らざるを得ない。況んや、認識不足に輪を懸けて、故意に、反對の鋒先を向けて來られては、まったく堪まつたものでないのである。

もつとも震災手形損失補償の方は既に法律で決定してゐることであり、私の案は、ただその補償の方法を、具體的に決めたのみであるから、これには、たいした問題が起らうとは、最初から思はなかつた。しかし、一方の善後處理法、すなはち公債貸付案は、さうはゆかぬ。一たい其の手形は、誰れが振り出したか、またその手形は、何處の銀行が持つてゐるのか、と、議員は、質問する。極めて當然の質問である。

しかし、その當然の質問に、一一正直に答辯した曉には、何銀行が何百萬圓何千萬圓持つてをるといふことが、すぐ世間に知れ渡る。それが知れ渡ると、たちまち、預金者の取付けが始まつて、財界の大騒動になる。だから斷じて云ふことは出来ない。だが、云はなければ、通らない。云へば、事が破れる——と、斯ういふ立場に、私は立たしめられたのである。

然るに、前段に記述したやうに、案が上程せられた衆議院の第一日は、一通りの質問は出たが、議場の空氣は、さほど險惡ではなかつた。この調子ならば、震手善

後處理法案も、財界に刺戟を與へずして、什麼にか通過し得るといふ見込が着いた。しかし、それは始めから自然にさうなつて來た譯ではなかつた。其處には、何人も窺ひ知らざる、内面的の——極めて秘密の事情があつた。他でもない。私は、これよりさき、政友會總裁田中義一男に、會見を求めて、男の諒解を、充分に得て置いたからであつた。

震手善後處理法案を議會に提出するに臨んで、私は、案の成否を、若槻首相に計つてみた。首相は、三黨首妥協の後ではあり、比較的容易に、議會を通過するであらうといはれた。しかし、それでも、私は安心が出来なかつた。十中九まで、大丈夫であつても、あとの一つで、事が破れては、そのおよぶところの影響は、測り知るべからずである。私は、せひとも、萬全を期せねばならぬとおもつた。それには、何よりも、反對黨の、黨首の肚の中へ飛び込んで、確乎たる言質を擱んでおくに限ると考へた。

そこで、いろいろ思案のする、思ひついたのは、彼の骨董屋の清水辰三郎君のことであつた。同君には、往年、私が觀樹將軍と加藤伯とを、私の宅で會見せしめる時にも、橋渡しを頼

んだことがあつた。その時のことをふと想ひ起して、覺えず膝を叩いた。清水君は、久原房之助君と昵懇であり、久原君と田中男との間柄は、説くまでもない。そこで私は、清水君を通じて、田中男に、極めて内密に面會したい旨を、久原君にまで申し込んだ。同君は直ぐこれを、田中男に移して呉れた。男は快く、私の申出でを容れて、久原君の邸で、私と會見することとなつたのである。

それは、震手整理案を、衆議院に出す、三四日前の夜のことであつた。私は、大藏省の自動車には乗らないで、そつと、官邸の裏門から出て、通りがかりの自動車に乗つて、久原邸に赴いた。さうして、田中久原清水三君と鼎座して、晚餐をした。めだが、しばらくして、久原清水の兩君が席を外づしたので、後には、男と私と、二人きりになつた。

私は、約三時間にわたつて、震手に對する根本的整理の止むべからざる所以を男に語つた。趣旨は、大態前段に盡してゐると思ふ。私はそれにつけ加へて、『金融界は、非常に神経が鋭敏であるから、よほど注意しないと、意外の結果を生ずる。

それゆゑに、若し私が、事勿れ主義を執るならば、現在の法律案の期限が、來る九月三十日で満了するのを、更に一箇年延ばして置くに如くはないのである。しかし、この財界の癩を、いつまでもうち捨て、置くわけにはゆかぬ。震災手形の整理といふことは、必ず、誰れかが遣らねばならぬ。誰れかが遣るだらうといふてゐるうちに、行き詰つては、まことに困る。——政友會の手で、遣るつもりなら、残しておいてもいゝが、貴下が賛成して、私に遣れといふことなら、私は、今議會に提案して解決する。が、政友會が、賛成せず、根掘り、葉掘り、質問して、遂に、財界に動搖を來すといふことになれば、どう私が考へても、それはよくないから、考へ直さう』と、率直に云つた。

すると、田中男は、大きく頷いて、『おらには、經濟上のことは解らんが、いま、君の云ふ話を、——順序を立てた話を聽いて、すつかり解つた。それはいかにも、誰れが遣つても、一遍は難局に立たなければならぬ。こりやあ、一つ、君に遣つて貰はうぢやないか。おらが方にも、可なり議論はあらう。しかし、その方は、何とかして纏めよう。君がさういふ話なら、喜んで遣らう』と、——かういふことで、その夜

の懇談は、をはつた。

深更に、私は久原邸を辭して、また裏門から官邸へ歸つた。この時私には、震災案に對する議會の見据えが、しつかり着いた。と同時に、端なくも、往年故加藤伯が、日支交渉を決意したとき、これに先きだつて英國の外相官邸に、サー・エドワード・グレイ氏を訪はれた話を想ひ起して、伯の心事が、しみじみと偲ばれてな
らなかつた。

七、政友會の態度俄然急變す

震手整理に對する兩法案が、衆議院の特別委員會に附託されて以來、私は、かやうにして、田中總裁の諒解を求めておいたことが、決して徒爾でなかつたのを痛感した。私は、會ふて置いてよかつたとおもつた。

特別委員會の委員長は、政友本黨の本田貞次郎君であつた。本黨とは、若槻君の三黨首妥協以來、特に密接なる關係が出来てゐたので、面倒な質問を受ける心配はなかつた。委員會において、最も多く質問をうけたのは、却つて、憲政會の方で、堤委員の如きがその一人であつた。もちろん政友會の委員側から、種々の質問が出ぬではなかつた。震手を所持する銀行の名をいへ、金額をいへ、手形の種類をいへ、振出人をいへ、保證人をいへ、等等、斯う云つた質問は、可なり執拗に繰りかへされた。中には、大藏大臣は、物を風呂敷に包んでおいて、内容を説明せずに、どうも結構なものだといふ、これでは困る。などと極言した委員もあつた。それに對して私は、左の程度において内容を説明し、委員がそれ以上、問題に觸れざるよう、切に希望した。

一、震災手形の所持銀行は、五十一行、内、五十萬圓未満二十七行、百萬圓未満四行、百萬圓以上二十行。

二、震災手形の枚数は、三千四百五十一通、内、一萬圓未満二千四十四通、十萬圓未満九百八十九通、十萬圓以上四百十八通。

會議が屢々停頓するので、政友側の三土忠造君が心配して呉れて、『斯様なことをいつまで續けてゐても、際限がない。むしろ君が、各派の代表者を呼んで、内容の示し難い所以を述べて、懇談するがよからう』と、私に勧めた。さういふわけで、委員會は、揉めながらも、何處かに多分の餘裕があつた。私が院内の大臣室に、各派代表者の會合を求め、私の衷情を披瀝したのは、同君の勸告を容れたものに外ならなかつた。

従つて、此の當時、震手整理案は、議會においても、世上においても、別に目だつて騒がれてはゐなかつた。

ところが、斯うした形勢のもとに、案が、特別委員會で、可決されんとする間に、突如、憲政會と政友本黨との間に、政策聯盟成立の報が傳へられた。それは、二月の二十七八日のことだとおもふ。この報道が、新聞紙上に現はるゝや、政友會の陣營に、俄然一大動搖が起つた。その結果、委員會における政友會側の態度は、たちまち急變した。

憲本聯盟の成立は事實である。床次君は、衆議院休會明けの劈頭、既述の如く、朴烈問題に對し、政本一致を以て、内閣彈劾案を提出したが、それ以前既に客秋のころから、後藤(新平)伯等の斡旋に依つて、政本の間は著しく接近してゐた。兩黨は一度、之に對する覺書までも作成したほどであるが、床次君にしては、政友會とあまりに深く結び過ぎては、よしや、政本一致の力に依つて、若槻内閣を倒したところで、第三黨たる本黨が、政友會よりも、有利な立場にたち得ないことを知つてゐた。同君の意は、倒閣後に、政權が都合よく己れの黨へ、滑べり込むよう伏線さへ張ればよかつた。だから、政友會と握手するにしても、攻守同盟の如き、抜き差しならぬ立場に本黨を置かず、また之に依つて、若槻内閣を敵とするも、風の模様でいつにても和睦し得るよう、充分の餘裕を存しておく必要があつた。後藤田中床次三君の會見は、前年十一月以來、屢々行はれたが、床次君の肚が、右様のしだいである爲め、兩黨の提携は、極めて消極的なものに終つた。その彈劾案の如きも、謂はば、客秋來の行き懸かりに引きずられたものに過ぎなかつた。行き懸かりのため、解散を食らつては、同君にとつてこれほど算盤にあはぬ話はなかつた。

斯かるをりから、前段に述べた若槻首相の妥協の申出は、本黨にとつて、政友會との行き懸かりを絶つ絶對の機縁となつた。本黨は三黨首妥協以來、その背を政友會に向けて、しだいに憲政會の本營に歩み寄つた。憲本兩黨の中に立つて、之が接近を正式の聯盟にまで押し進めたものは、安達(謙蔵)君一派の働きであつた。

震手の整理案が、特別委員會に懸かつてゐる間に、聯盟の計畫は、具體的に纏められた。私たちも、此の計畫に反對でなかつた。當面の政局を安定せしめる爲めには、本黨を、いつまでも洞ヶ峠に置くべきではなく、之を引き降ろして憲政會の陣營に合せしむるが最善の途であつた。しかし、此の事實は輕率に發表してはならない。せつかく田中總裁の諒解を得て、震手問題が解決にむかひつゝある際、政局に異變を生じては、案の運命に、必然、好ましからぬ影響を受ける。それゆゑに、私は、該案が衆議院を通過するまでは、聯盟の成立を、絶對に祕密にせらるゝよう、憲本兩黨の幹部諸君に、堅く依頼しておいたのである。

然るに、憲本聯盟成立の事實が、私の所期に反し、斯くも逸早く、世上に傳へられ

たのは、當時、本黨の幹部たりし松田源造君の口からであつた。もちろん同君に悪意があつたわけではなく、既に、震手案の委員會も終りに近づいたと見て、同君一流の朗らかさから、新聞記者に語つた。それが、でかでかと紙上に現はれたものに過ぎぬ。が、私は、可なり當惑した。

しかし、私は、——在態にいへば、その時は、まだ、さほど悲觀はしなかつた。憲本の聯盟成立は、政友會にとつて、大問題であるには相違なからう。だが、要するに、それは、一黨一派の去就に關する、政黨本位の問題たるに過ぎない。これに反し、震手整理の問題は、財界全般の問題であり、惹いては、國民生活の安定、不安定の岐るゝ國家本位の問題である。その問題の本末輕重に就いては、いかに軍人出身の田中男といへども、まさか、判断に苦しむやうなことはあるまい。政黨本位の問題を、國家本位の問題に結びつけ、且つ政治家としての言質を無視してまで、平地に波瀾を起すやうな拙いことは、せぬであらう。さうおもつて、私は、落着いてゐたのであつた。

しかしそれは、不幸にして私の買ひかぶりであつた。田中男は決して私が信じてゐたほどの人物ではなかつた。私はただ己れの心を以て、對手を忖度したに過ぎなかつた。新聞に出たその日、男は大藏省理財局國債課長篠原陸郎君を使者として、院内大臣室に私を訪はしめた。田中男は、同君を通じて曰ふ。『政局に變化を見たから、豫ねてお引き承けしたやうに、政友會を纏めることは出来ない。従つてお約束を履行することが出来ないから、悪しからず思つて欲しい』と。篠原君は、此の傳言に附け加へて、『私は、お約束の内容は知りませぬが、田中總裁は、さう云へば解るとのことでありました』と云つた。私は、默然として答へなかつた。

三月二日、最終の委員會に臨むや、政友會側の委員は、一齊に、延期の意味を以てする反對意見を持ち出した。採決の結果、その反對意見は、少數を以て否決となつた。さうして、左の希望條項を附し、憲本一致、大多數で、原案通り可決した。

本法ニ依リ、震災手形ノ善後處理ヲ爲スニ當リ、委員會ヲ設ケ慎重審査ヲ爲スコト。但

シソノ委員中ニハ貴衆兩院議員並ニ民間ノ學識經驗アル者若干名ヲ任命スベシ。

整理案は、右委員會の報告とともに、翌三月三日を以て、衆議院本會議に上程せられた。政友會は、さながら狂せる如く、怒號し、咆哮して、反對を續けた。

しかし、政友會が、いかに猛烈に反對すればとて、新たに成れる憲本兩黨の聯盟を以てすれば、これを一蹴することは、容易であつた。だから、私の心配したのは、此の點ではなかつた。最も憂慮したのは、衆議院を通るまでに、反對黨の不謹慎なる言動そのものが、財界の神経を刺戟し、その波動を、社會全般におよぼすことであつた。人心動搖の結果、取付けも起らう。銀行も倒れよう。さうなつては大變だ、とおもつた。私は、此の點實に危惧の念に堪へなかつた。

萬事休焉。不幸にして、それは、私の杞憂ではなかつた。衆議院における彼等の言動は、見るゝと財界を刺戟して、信用經濟を大混亂に陥れた。その影響の甚大にして、人心動搖の激烈なる、殆ど何人の意料をも絶した。

我財界未曾有の金融恐慌は、斯くして起つた。その結果、彼等は、彼等自身の手を以て、政黨没落の穴を掘り、年一年、その深みへ轉ろげ込んだ。同時に、大震災後、疲弊困憊せる我が國民は、物質的に、無慮二十數億に達する巨額の大損失を蒙り、且つその上、精神的に、政黨政治否認の絶望感さへも、味はしめられた。私は、この恐るべく、悲しむべき経緯を、續いて、本書最終篇に述べねばならぬ。

第四篇 金融政變・および餘録



者著の代時相藏



者著の代時相藏

淡江大学
圖書館
藏
民國三十三年
六月

第一 「震手」案に對する貴衆兩院の猛襲

田中政友會總裁の震手整理案に對する誓約破棄の通告。それは畢竟政界形勢の變化を理由として、震手問題を政争の具に供せんことを宣告したものたるは謂ふまでもない。事ここゝに至つた以上、私は最早や、圓滿裡に案の通過を見るごときは、絶對に望み難しと覺悟した。が、いよゝゝ其の結果、衆議院本會議において展開された光景を看て、私は實に愕然とした。黨人根性が國政を攪亂する無慘さを、私はこれほど痛烈に感じたことはなかつた。

三月三日、震手整理案は、特別委員會より衆議院本會議に移されたが、此の日、政友會は實業同志會を先登に立て、必死の猛襲を試み、動議の濫發を以て、議事の進行を阻止するの戦法を取つた。爲めに議場は、動議の度毎に、賛否を決

すべく、堂々廻りを餘儀なくされ、遂に八回といふ、議會開設以來の記名投票の新記録を作るに至り、議場の混亂は、その極に達した。毒舌に次ぐに怒罵、怒罵に次ぐに格闘。議員の或るものは、殴りあひ、蹴りあひ、互に胸倉を取つて組みうちするなど、衆議院は宛ら、一箇闘犬場の如き觀を呈した。翌四日も、討論を持ち越して、喧騒の渦を卷いた。

一、前後八回の堂々廻り

三日の質問戦に於いて、眞つ先きに登壇したのは、武藤山治君である。同君はその質問の要項を、次の三に分けて、私の答辯を求めた。

その一、片岡藏相は、二億七百萬圓の震災手形が残つて居るといふが、自分の調査したところに依れば、現在日本銀行に再割引されて居る同手形は、僅かに、九千八百萬圓しかないのである。差引一億九百萬圓といふ所在曖昧の震災手形を、什麼いふわけで、政府は救済しなければならぬか。斯くの如き、政商を保護する爲めの本法案は、須らく撤回すべきも

のでないか。その二、震災手形に關する緊急勅令の事後承認を求めたる第四十七議會（大正十二年十二月）において、當時の大藏大臣井上準之助君は、一議員の質問に對し、該手形所持者の名前は、委員會にて發表するも、毫も差支なしと答へて居る。井上大藏大臣が差支なしと明言せるものを、片岡藏相が差支ありとして拒絶する、その理由如何。その三、特別委員會の希望條項に、審査委員會を設くとあるが、藏相は會計検査院検査官一名を加ふる考ありや、如何。といふのが、武藤君の質問の要旨であつた。

震災手形の現在高に對する解釋に就いては、私は、既に前段に述べた。私は武藤君に言つた。『いま日本銀行が、二億七百萬圓中の九千八百萬圓ばかりを割引して居て、その他のものを割引して居らぬにしても、政府の一億圓の補償がある故に、やはり、一般銀行の方では流通して居る。なせかといへば、日本銀行へ持つて行けば、これは、割引しなければならぬものだといふ権利が付いて居るからである。それ故に、私は、この震災手形の解決は、該手形全部を同時に解決するにあらざれば、不可能だといふのである。私の遺方を、君は、政商を保護するものだ』

いふが、實業界に相當經驗ある君は、手形を發行して、日本銀行に金を借り、或ひは普通銀行に融通を請ふものを捉へて、これを政商と名づけるのであるか』と一蹴した。(本書附録武藤代議士に對する答辯第六五頁——七〇頁參照)。

すると、透かさず武藤君は、この答辯に絡まつて來た。同君は、震手整理のために、公債を貸し與へることそのことが、國民の負擔となるの理由の一は、利子の相違にありと述べ、『利子は、百萬圓か、二百萬圓であらうが、政商を救済するために、國家が好んで之を損失せねばならぬ必要は何處にあるか。また、過去において、政府が金を貸して、それが無事に戻つたことがあるか』と問ひ、進んで同君は、『何も銀行の名前を言へといふのではない。その銀行に來て割引をして貰つて、その銀行にも迷惑をかけ、更に我々國民にも迷惑をかけようといふ、その手形の振出人および個人としての裏書人を、明示せよといふのである。これを明示せぬやうな一國の大藏大臣は、政商を保護するものなりと言はれても、これに答ふる辭はないと、私はおもふのである』と、猛襲した。この時、議場は、たちまち騒

然となつた。

私は、ふたゝび立つて、右の質問に答へた。政府は、公債を、手形を所持する當人に貸與するにあらずして、手形の割引をなすところの日本銀行へ貸すのである。従つて、政府が損失するの懼れは、毫もない。なほ私は、手形所持者の氏名發表に至つては、斷じて之を拒否した。此の法案は、畢竟震災手形そのものを處理するため提出した法案である。故に、持主が誰れであるか、彼れであるか、といふ如きは、敢て問題の主題とすべきものではない。その意味を、私は重ねてこゝで明かにしたのであるが、前後二回の武藤君の質問に對する私の答辯は、震手整理上の私の根本見地を、詳細且つ明確にしたものであるが爲め、參考資料として、これまた本書巻末に採録することとした。(附録第六五頁——第七二頁參照)。

しかし、武藤君は、右の答辯を以て満足するところなく、なほも執拗に、手形所持者の氏名の發表を、私に迫つた。そこへ、井本議員の質疑打ち切りの動議が提出された。賛成者は、議長の聲に應じて起立し、議長は起立多數なりと宣したが、政友會側より異議の申立てが出た爲め、記名投票に依ることとした。これが此の